

山村振興対策百科

令和7年12月

農林水産省

はじめに

山村は、食料や木材の安定供給はもとより、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有し、国民の豊かな暮らしの実現に重要な役割を果たしています。

しかしながら、山村においては、人口の減少や高齢化の進行等により、地域の活力が低下するとともに、国民生活にとって欠かせない多面的な機能の低下が懸念されています。

このため、山村振興法に基づき、山村の有する多面的機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、山村における生産活動や多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るため、農林水産業をはじめとした産業の振興、生活基盤、情報通信基盤や教育環境の整備、森林の整備及び保全、就業の促進、防災に関する施策の推進、医療や福祉の確保、都市と山村の交流の促進、地域文化の振興、鳥獣被害の防止等、幅広い施策が各府省庁において講じられています。

この「山村振興対策百科」では、振興山村市町村が、これらの施策を活用して山村振興対策を円滑かつ効果的に実施できるよう、各府省庁の山村振興関連施策をとりまとめました。

本百科が、地方公共団体等の自主的、主体的な取組を促進するとともに、地域の特性を活かし、創意工夫をこらした個性豊かな活力ある地域社会の実現を図る中で、広く活用され、各地域の山村振興対策の推進に役立つことを期待しております。

最後に、本冊子の改訂に当たり、関係府省庁及び都道府県等の皆様方に多大な御協力をいただきましたことに対し、衷心より御礼を申し上げます。

令和7年12月

農林水産省農村振興局

地域振興課

目 次

はじめに

| | |
|---|----|
| I 山村振興法の概要 | |
| 1 山村振興法の概要 | 1 |
| 2 山村振興法の制定と主な改正経緯 | 7 |
| II 振興山村の概要と特別措置 | |
| 1 振興山村の概要 | 11 |
| 2 振興山村を対象とした主な特別措置 | 14 |
| 3 産業振興施策促進事項 | 14 |
| III 山村振興対策に係る施策 | |
| 1 関係府省庁別施策一覧（国庫補助事業等） | 16 |
| 2 整備項目別施策一覧（国庫補助事業等） | 20 |
| IV 振興山村への優遇措置一覧 | 32 |
| V 地方単独施策 | |
| 1 施策別地方単独施策一覧 | 40 |
| 2 地方単独施策の財政支援について | 45 |
| <資料編> | |
| 〔1〕国庫補助事業等 | |
| 農-1 農山漁村地域整備交付金 | 47 |
| 農-2 農山漁村振興交付金 | 48 |
| 農-3 山村活性化支援交付金 | 49 |
| 農-4 中山間地農業ルネッサンス事業 | 50 |
| 農-5 中山間地域等直接支払交付金 | 52 |
| 農-6 多面的機能支払交付金 | 53 |
| 農-7 中山間地域所得確保推進事業 | 54 |
| 農-8 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業) | 55 |
| 農-9 農業競争力強化基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業) | 59 |
| 農-10 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業) のうち水利施設整備事業 | 60 |
| 農-11 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業) | |

| | | |
|------|--|-----|
| | のうち畠地帯総合整備事業 | 6 1 |
| 農-12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 6 2 |
| 農-13 | 農村整備事業 | 6 3 |
| 農-14 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 6 4 |
| 農-15 | 農地耕作条件改善事業 | 6 5 |
| 農-16 | 畠作等促進整備事業 | 6 8 |
| 農-17 | 中山間ふるさと・水と土保全対策事業(ふる水基金) | 6 9 |
| 農-18 | 中山間ふるさと・水と土保全推進事業(棚田基金) | 7 0 |
| 農-19 | 強い農業づくり総合支援交付金 のうち産地基幹施設等支援タイプ | 7 1 |
| 農-20 | 産地生産基盤パワーアップ事業 のうち収益性向上対策 | 7 2 |
| 農-21 | 農産物等輸出拡大施設整備事業 | 7 3 |
| 農-22 | 野菜価格安定対策事業 のうち特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 | 7 4 |
| 農-23 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 7 5 |
| 農-24 | 農村地域防災減災事業 | 7 6 |
| 農-25 | 振興山村・過疎地域経営改善資金(融資) | 7 8 |
| 農-26 | 中山間地域活性化資金(融資) | 7 9 |
| 農-27 | 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の 都道府県代行制度 | 8 0 |
| 農-28 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち バイオマスの地産地消 | 8 1 |
| 農-29 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 地域循環型エネルギーシステム構築 | 8 2 |
| 林- 1 | 森林整備事業 | 8 3 |
| 林- 2 | 治山事業 | 8 4 |
| 林- 3 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・山村地域活性化振興対策 | 8 5 |
| 林- 4 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 のうち森林総合利用対策(森林活(もりかつ)プロジェクト) のうち新たな森林空間利用創出対策 | 8 6 |
| 林- 5 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・林業担い手育成総合対策 | 8 7 |
| 林- 6 | シカ等による森林被害緊急対策事業 | 8 8 |
| 林- 7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 | 8 9 |
| 林- 8 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業デジタル・イノベーション総合対策 | 9 0 |

| | | |
|-------|---|-------|
| 林- 9 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林の集約化モデル地域実証事業 | 9 1 |
| 林-10 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち建築用木材供給・利用強化対策 | 9 2 |
| 林-11 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち木材需要の創出・輸出力強化対策 | 9 3 |
| 林-12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 9 4 |
| 林-13 | 森林病害虫等被害対策事業 | 9 5 |
| 水- 1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 9 6 |
| 国- 1 | 社会資本整備総合交付金 | 9 7 |
| 国- 2 | 防災・安全交付金 | 9 7 |
| 国- 3 | 地域公共交通確保維持改善事業 | 1 0 0 |
| 国- 4 | 水道未普及地域解消事業 | 1 0 1 |
| 国- 5 | 地方生活基盤整備水道事業 | 1 0 2 |
| 国- 6 | 特定環境保全公共下水道事業 | 1 0 4 |
| 国- 7 | 公共下水道事業 | 1 0 5 |
| 国- 8 | かわまちづくり支援制度 | 1 0 6 |
| 国- 9 | 生活貯水池整備事業 | 1 0 7 |
| 国- 10 | セイフティ・コミュニティモデル事業 | 1 0 8 |
| 国- 11 | 市町村道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 1 0 9 |
| 総- 1 | 携帯電話等エリア整備事業 | 1 1 0 |
| 総- 2 | 高度無線環境整備推進事業 | 1 1 1 |
| 総- 3 | 消防防災施設整備費補助金 | 1 1 2 |
| 総- 4 | ケーブルテレビネットワーク光化等による 耐災害性強化事業 | 1 1 3 |
| 総- 5 | 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による 代替等支援事業（辺地共聴の高度化支援） | 1 1 4 |
| 総- 6 | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 1 1 5 |
| 総- 7 | 特定地域づくり事業推進交付金 | 1 1 6 |
| /内-1 | | |
| 内- 2 | 地方創生移住支援事業 | 1 1 7 |
| 文- 1 | 公立学校施設整備費 | 1 1 8 |
| 文- 2 | へき地児童生徒援助費等 | 1 1 9 |
| | ①スクールバス等購入費 | |
| | ②遠距離通学費 | |

| | | |
|------|--|-------|
| | ③寄宿舎居住費 | |
| | ④高度へき地修学旅行費 | |
| | ⑤保健管理費 | |
| | ⑥離島高校生修学支援事業 | |
| 文- 3 | 健全育成のための体験活動推進事業 | 1 2 0 |
| 文- 4 | 子どもゆめ基金事業（助成事業） | 1 2 1 |
| 文- 5 | 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 | 1 2 2 |
| 文- 6 | 文化財保存事業費等 | 1 2 3 |
| | ①国宝重要文化財等保存・活用事業費 | |
| | ②国宝重要文化財等防災施設整備費 | |
| 文- 7 | GIGAスクール構想支援体制整備事業 | 1 2 5 |
| 厚- 1 | へき地保健医療対策費 | 1 2 6 |
| 厚- 2 | 医療施設等設備整備費 | 1 2 6 |
| 厚- 3 | 医療施設等施設整備費 | 1 2 6 |
| 厚- 4 | 医療提供体制推進事業費補助金 | 1 2 7 |
| 厚- 5 | 都道府県における医師確保のための相談・支援機能の強化 | 1 2 8 |
| 厚- 6 | 地域医療介護総合確保基金 | 1 2 9 |
| 厚- 7 | 林業就業支援事業 | 1 3 2 |
| 厚- 8 | 農業雇用改善推進事業 | 1 3 2 |
| 厚- 9 | 農林漁業就業支援事業 | 1 3 2 |
| 厚-10 | 離島・中山間地域等サービス確保対策事業 | 1 3 3 |
| 厚-11 | 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 | 1 3 4 |
| 厚-12 | 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額 軽減措置事業 | 1 3 5 |
| 経- 1 | 地域力活用新事業創出支援事業 | 1 3 6 |
| 経- 2 | 伝統的工芸品産業支援補助金 | 1 3 7 |
| 環- 1 | 浄化槽設置整備事業 | 1 3 8 |
| 環- 2 | 公共浄化槽等整備推進事業 | 1 3 8 |
| 環- 3 | 自然環境整備交付金 | 1 3 9 |
| 環- 4 | 環境保全施設整備交付金 | 1 3 9 |
| 環- 5 | 指定管理鳥獣対策事業交付金 | 1 4 0 |
| 環- 6 | 生物多様性保全推進支援事業 | 1 4 3 |
| 環- 7 | エコツーリズム地域活性化支援事業 | 1 4 4 |
| 環- 8 | 一般廃棄物処理施設整備事業 | 1 4 5 |
| 環- 9 | 地域脱炭素推進交付金 | 1 4 6 |
| 環-10 | 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 のうち地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 | 1 4 8 |

| | | |
|------|-------------------|-------|
| こ- 1 | 子どものための教育・保育給付交付金 | 1 4 9 |
| こ- 2 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | 1 5 0 |
| こ- 3 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 1 5 1 |
| こ- 4 | 子ども・子育て支援施設整備交付金 | 1 5 2 |

[2] 地方単独施策に関する事業要綱等

| | | |
|----|--------------------------|-------|
| 1 | 地域活性化事業 | 1 5 3 |
| 2 | 連携中枢都市圏の取組の推進 | 1 5 9 |
| 3 | 定住自立圈構想の推進 | 1 8 3 |
| 4 | 地域総合整備資金貸付要綱 | 2 0 7 |
| 5 | 森林・林業振興対策 | 2 1 4 |
| 6 | 農山漁村地域活性化対策 | 2 1 5 |
| 7 | へき地保健医療等に対する地方財政措置について | 2 1 6 |
| 8 | 小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱 | 2 1 8 |
| 9 | 個別排水処理施設整備事業実施要綱 | 2 1 9 |
| 10 | 子ども農山漁村交流プロジェクトについて | 2 2 0 |
| 11 | 地域おこし協力隊について | 2 2 1 |
| 12 | 集落支援員について | 2 2 2 |
| 13 | 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度について | 2 2 3 |

[3] その他参考資料

| | | |
|---|-------------------------------------|-------|
| 1 | 山村振興法 | 2 2 4 |
| 2 | 山村振興法施行令 | 2 3 8 |
| 3 | 山村振興法施行規則 | 2 4 0 |
| 4 | 山村振興法第17条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 | 2 4 2 |
| 5 | 山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について | 2 4 5 |
| 6 | 山村における産業振興施策促進事項の運用の手引き | 2 6 7 |
| 7 | 山村活性化支援交付金の取組事例 | 2 8 4 |
| 8 | 関係都道府県山村振興対策窓口一覧 | 2 9 8 |

I 山村振興法の概要

I 山村振興法の概要

(1) 総則（第1条、第2条）

法の目的、山村の定義及び基本理念について定めている。

ア 目的（第1条）

国民生活全般にわたって重要な役割を果たしている山村の産業基盤や生活環境の整備等の状況にかんがみ、

- ・山村の自立的かつ持続的な発展の促進
- ・山村における地域の特性を活かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上
- ・山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

イ 定義（第2条）

山村の定義は、「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域」であり、政令で林野率75%、人口密度1.16人/町歩等の要件を定めている。

ウ 基本理念（第2条の2）

基本理念については、山村の振興は、

- ① 山村の有する多面的機能が十分に發揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、農林水産業の生産活動及び地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを旨として、
- ② 山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出等を通じた魅力ある地域社会の形成並びに山村への移住並びに定住及び特定居住並びに地域間交流の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(2) 山村振興の目標と国等の責務（第3条～第5条）

広く山村地域の全体を対象に、振興の目標を明らかにし、目標を達成するため国及び地方公共団体が講すべき施策を明示している。

ア 山村振興の目標（第3条）

山村の振興は、基本理念にのっとり、掲げられた目標に従って推進することとしている。具体的には、

- ① 交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保による山村とその他の地域及び山村内の交通機能の確保及び向上
- ② 通信施設の整備によるデジタル社会の形成を促進
- ③ 農道、林道等の整備等による未利用資源の開発
- ④ 農林水産業の生産性の向上、農林業の生産基盤の整備及び保全、農林業経営の近代化、観光開発、地域特性を生かした農林水産物の加工業や販売業の導入、地域資源活用による特産物生産の育成、再生可能エネルギーの利用推進、木材利用の促進等による産業の振興と安定的な雇用の増大
- ⑤ 國土保全施設の整備、防災体制の強化等による災害の防除

- ⑥ 教育、厚生及び文化に関する施設整備、医療、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童等の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備等による住民の生活の安定と福祉の向上
- ⑦ 移住、定住、特定居住や地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等による、多様な人材の確保及び育成等を掲げている。

イ 国の責務（第4条）

- ・基本理念にのっとり、法第3条の目標を達成するため、国は、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること
- ・山村の振興のために必要な事業の実施について補助事業等の条件の改善、地方公共団体の財源の確保等財政上、金融上及び税制上の措置が講じられるよう配慮すること
- ・国有林野の積極的活用等適切な施策の確立及び拡充に努めること

ウ 地方公共団体の責務（第5条）

- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、法3条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるよう努めること
- ・都道府県は、市町村相互間の広域的な連携の確保、市町村に対する必要な情報の提供、その他の援助を行うように努めること

（3）山村振興基本方針及び山村振興計画の作成と計画に基づく事業の助成等（第6条～第10条）

都道府県の山村振興基本方針及び振興山村についての山村振興計画の策定、これに基づく事業の実施に関する国の助成措置等を定めている。

ア 調査（第6条）

政府は、振興山村の指定等のために必要な調査を行う。

イ 振興山村の指定（第7条）

主務大臣は都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、振興山村を指定することができる。

ウ 山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県は、山村振興基本方針を定めることができる。基本方針は国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和について考慮が払われたものであることとされている。

エ 山村振興計画（第8条、第8条の2、第8条の3等）

振興山村市町村は、都道府県に協議しその同意を得て、山村振興基本方針に基づき、山村振興計画を作成することができ、国及び都道府県は、計画の作成に関し援助等に努めるものとされている。

オ 産業振興施策促進事項（第8条～第8条の9）

振興山村市町村は、農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（産業振興施策促進事項）を山村振興計画の中に記載することができることとし、以下①から④までの特例措置等について定めている。

【産業振興施策促進事項に係る特例措置及び配慮規定】

① 林業・木材産業改善資金助成法の特例（第8条の6）

振興山村市町村が、産業振興施策促進事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た場合、林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間を延長する。

② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例（第8条の7）

振興山村市町村が、産業振興施策促進事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の長の目的外使用等に係る承認を受けたものとみなす。

③ 農地法等による処分についての配慮（第8条の8）

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法等の規定による許可その他の処分を求められたときは、迅速に行われるよう適切な配慮をする。

④ 中小企業者に対する配慮（第8条の9）

国及び地方公共団体は、中小企業者が山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対し必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をする。

カ 山村振興指針の勧告（第9条）

主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、山村振興指針を定め、都道府県に勧告することができる。

キ 山村振興計画に基づく事業の助成等（第10条第1項）

国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように関係地方公共団体の財政事情等に配慮して、助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

ク 市町村への交付金に関する規定（第10条第2項）

国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に對する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

ケ 山村振興の緊要度が高い振興山村への配慮（第10条の3）

国は、振興の緊要度が高い振興山村に係る計画に基づく事業であって、特に重要と認められるものについて、円滑な実施が促進されるよう配慮する。

（4）山村振興のための特別な措置（第11条～第21条）

山村振興のための特別な措置及び各種配慮規定等が定められている。

ア 基幹道路の整備（第11条）

振興山村における「基幹的な市町村道」及び「市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道」で、関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するものの新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる」とするとともに、その場合、国の負担又は補助の対象とする。

イ 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第 17 条）

日本政策金融公庫は、振興山村において農林漁業者又はこれらの法人に対し
て、その者又はその法人が作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画
で、都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行
う。

ウ 国及び地方公共団体に係る各種配慮規定等

(ア) 地方債についての配慮（第 10 条の 2）

地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てる
ために起こす地方債について特別の配慮をすること。

(イ) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等（第 17 条の 2）

地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について
適切な配慮をすること。

(ウ) 情報の流通の円滑化等（第 18 条）

情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利
便性の向上、産業の振興等を図るため、通信体系の充実及び先端的な情報通
信技術の活用の推進について適切な配慮をすること。

(エ) 農林水産業その他の産業の振興（第 18 条の 2）

農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに
生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進とともに、産業の振
興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、
起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携
の推進について適切な配慮をすること。

(オ) 森林の整備及び保全の推進等（第 18 条の 3）

造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病害虫の駆除及びそのま
ん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮を
すること。

(カ) 再生可能エネルギーの利用の推進（第 18 条の 4）

再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をすること。

(キ) 就業の促進（第 18 条の 5）

良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策
の充実について適切な配慮をすること。

(ク) 防災に関する施策の推進（第 18 条の 6）

- ・防災に関する施設及び設備の整備
 - ・防災上必要な教育及び訓練の実施
 - ・被災者の保護、災害応急対策及び災害復旧の迅速かつ的確な実施のため
の体制整備及び関係行政機関の連携の強化
- の施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をすること。

(ケ) 感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等（第 18 条の 7）

国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生し
た場合等に、生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるよう
適切な配慮をすること。

(コ) 医療の確保（第 19 条）

無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔
医療の実施等の事業実施に努めるとともに、無医地区以外の医療提供に支
障が生じている地域の医療の充実が図られるよう適切な配慮をすること。

(サ) 介護給付等対象サービス等及び障害福祉サービス等の確保等

（第 19 条の 2）

・介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、負担軽減に資する機器

等の導入、介護施設の整備並びに提供されるサービス等の内容の充実
・障害福祉サービス等に従事する者の確保、事業所等の整備及び提供されるサービス等の内容の充実
について適切な配慮をすること。

(シ) 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等（第 20 条）

高齢者の居住の用に供するための施設の整備及び児童福祉施設の整備等
について適切な配慮をすること。

(ス) 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減（第 20 条の 2）

保健医療サービス、介護サービス、保育サービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をすること。

(セ) 地域文化の振興等（第 21 条）

山村において伝承されてきた文化的所産、風俗慣習、民俗芸能等、遺跡、景観地の保存及び活用並びにこれらの担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、文化振興について適切な配慮をすること。

(ソ) 鳥獣被害の防止等（第 21 条の 2）

鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣被害の防止、これらに寄与する人材の育成・確保及び捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進について適切な配慮をすること。

(タ) 教育環境の整備（第 21 条の 3）

通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするとともに、振興山村内外に居住する子どもが、山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をすること。

(チ) 移住等の促進に資する生活環境の整備（第 21 条の 4）

快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をすること。

(ツ) 移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進

（第 21 条の 5）

移住、特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をすること。

(テ) 都市等と山村の交流の促進等（第 21 条の 6）

山村等に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、都市等と山村の交流促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をすること。

(ト) 地域社会の担い手となる人材の育成等（第 21 条の 7）

地域社会の担い手となる人材の育成並びに山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携・協力の確保について適切な配慮をすること。

(ナ) 自然環境の保全及び再生（第 21 条の 8）

自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む。）に資するための措置について適切な配慮をすること。

(二) 規制の見直し（第 21 条の 9）

国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて振興山村を有する地方公共団体から提案があったときは、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をすること。

(5) その他（第 22 条、23 条）

ア 國土審議会の調査審議等（第 22 条）

國土審議会の役割について定められている。

イ 主務大臣（第 23 条）

主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣と定められている。

山村振興法の体系の概要

※主務大臣：国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣

山村振興法の目的（第1条）

山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

山村の現状

山村の役割（第1条）

- ・農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保等自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承 等に重要な役割を担う

山村の実情（第2条）

- ・交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない

山村の定義（第2条）

山間地その他で政令に定める要件に該当するもの

- 旧市町村(S25の単位)のS35時点で
・林野率 0.75以上
・人口密度 1.16人/町歩未満

振興山村（第7条）

知事の申請→主務大臣※の指定

基本理念（第2条の2）

山村の振興は、次を旨として行わなければならない

- ・山村の有する多面的機能が十分發揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、農林水産業の生産活動及び共同活動の継続、森林等の保全を図ること
- ・持続可能な地域社会の維持・形成がなされるよう、産業基盤、生活環境の整備等を図ること
- ・就業機会の創出、住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、移住、定住、特定居住（二地域居住）及び地域間交流の促進を図ること

山村の振興は基本理念にのっとり、次の目標に従って推進

山村振興の目標（第3条）

交通機能の確保・向上 / デジタル社会の形成 / 農道・林道整備等による未利用資源の開発 / 産業振興と雇用増大 / 災害防除 / 住民生活の安定と福祉の向上 / 多様な人材の確保・育成

基本理念にのっとり、目標を達成するための責務

国及び地方公共団体の責務（第4、5条）

【国の責務】

- ・必要な施策を総合的に策定及び実施する責務
- ・必要な事業の実施に関し、補助の条件の緩和等の財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮すること
- ・国有林野の積極的活用その他の適切な施策の確立及び拡充に努めること

【地方公共団体の責務】

- ・必要な事業の円滑な実施、市町村相互間の広域的な連携の確保及び市町村への情報提供等の援助に努めること

山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県が作成→主務大臣に提出
(関係行政機関の長に通知)

基本方針に基づき作成

山村振興計画（第8条）

- ・市町村が都道府県との協議の上作成
- ・主務大臣に提出(関係行政機関の長に通知)
- ・産業振興施策促進事項の策定 → 取組への特例措置

計画に基づく事業の助成等 (第10、第10条の2、11条)

- ・地域資源を活用する事業者への助成
- ・基幹道路の都道府県代行制度
- ・事業の補助条件の改善等（補助率のUP・採択基準緩和等）
- ・地方債についての配慮

計画に基づく特例

産業振興施策促進事項の特例 (第8条の6～第8条の9)

- ・林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ・補助金適正化法の財産処分の制限の特例
- ・農地法等による処分についての配慮
- ・中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体の配慮規定（第17条の2～第21条の9）以下の①～⑪の事項について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行う

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保／② 情報の流通の円滑化、通信体系の充実、先端的な情報通信技術の活用の推進／③ 農林水産業その他の産業の振興／④ 森林の整備及び保全、木材利用の推進等／⑤ 再生可能エネルギーの利用の推進／⑥ 就業の促進／⑦ 防災に関する施策の推進／⑧ 感染症発生時における住民生活の安定等／⑨ 医療の確保（遠隔医療を含む）／⑩ 介護給付等対象サービス・障害福祉サービス等の確保等／⑪ 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等／⑫ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスの住民負担の軽減／⑬ 地域文化の保存・活用、保存・活用の担い手の育成、文化の振興／⑭ 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保、ジビ工利用の促進／⑮ 教育環境の整備／⑯ 移住等の促進に資する生活環境の整備／⑰ 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進／⑱ 都市等と山村の交流の促進等／⑲ 地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携・強力の確保／⑳ 自然環境の保全及び再生／㉑ 規制の見直し

株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第17条）

（株）日本政策金融公庫は、振興山村の農林漁業の経営改善又は振興に係る計画の実施に必要な資金貸付けを行う。

2 山村振興法の制定と主な改正経緯

(1) 全国山村振興連盟の発足（昭和 38 年）

山村地域は、経済効率や投資効果から判断すれば開発に不利な地域であり、また、それまでの開発関係法はいずれも山村の総合的な振興を目指したものではなかった。

このような情勢の中で、全国奥地山村振興協会の会員に国会議員を加えるなどし、「全国山村振興連盟」（会長：福田赳夫氏（衆議院議員）、国会議員 200 余名、関係町村長 800 余名で構成）が発足（昭和 38 年 6 月）した。その設立総会で山村振興についての法律制定が決議された。

一方、自民党政務調査会に「山村振興特別委員会」（委員長：福田赳夫氏（衆議院議員）が設置（昭和 38 年 12 月）され、同党内においても立法化の運動が進展した。

(2) 山村振興法の制定（昭和 40 年）

昭和 39 年 6 月、第 46 国会において、「山村振興法案」が自民党により単独提案された。しかしながら、同国会は I L O 案件で紛糾したこと等により、同法案は審議日程に登らず、同国会は閉会した。

昭和 40 年、第 48 国会では、自民党、社会党、民社党の 3 党間で調整がつき、衆議院農林水産委員長（浜地文平氏）により「山村振興法案」が提出された。

同年 3 月 31 日には衆議院の農林水産委員会及び本会議、4 月 27 日には参議院農林水産委員会、翌 28 日には参議院本会議でそれぞれ可決され、山村振興法は成立した。同法は、昭和 40 年 5 月 11 日、法律第 64 号として公布、即日施行された。

なお、法制定の審議に当たり、参議院農林水産委員会で、次の附帯決議がなされている。

○ 参議院農林水産委員会山村振興法案に対する附帯決議（昭和 40 年 4 月 27 日）

政府は、本法施行にあたり、左記事項を検討し、これが措置に遺憾なきを期すべきである。

1. 第 4 条の国の施策としての国有林野の積極的活用は、林業基本法第 4 条の主旨に則り、放漫なる解放にならないよう厳格に措置すること。
2. 政府は、振興山村の指定の全体計画を策定し、一定期間内に計画的に振興目標が達成できるよう機構の整備を図るとともに行政指導に遺憾なきを期するよう努力すること。
3. 政府は、山村振興計画の実施が経済効果を十分發揮できるよう予算措置をすること。

右、決議する。

山村振興法の所管は経済企画庁となり、同庁総合開発局に山村振興課が設置された。

その後、昭和 49 年 6 月の国土庁設置に伴い、本法は特定地域振興の諸法律とともに、国土庁所管となった。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革関係法の施行により、国土交通省、総務省及び農林水産省の共管となり、現在に至っている。

(3) 山村振興法の主な改正の経緯（昭和 50 年～）

表－1 に示すとおり。

表－1 山村振興法の主な改正の経緯

| 年月 | 制定・改正の主な内容 |
|---------------|--|
| S40年5月 | ○ 山村振興法の公布・施行 |
| S50年3月 | ○ 法の有効期限の10年間延長 ○ 市町村が管理する基幹的農道、林道等について都道府県による代行制度を追加 ○ 「医療の確保」「地域文化の保存」等各種配慮規定を追加 |
| S53年5月 | ○ 「山村振興対策審議会」の廃止と、「国土審議会山村振興対策特別委員会」の設置 |
| S53年7月 | ○ 農林省の農林水産省への改称に伴う改正 |
| S60年3月 | ○ 法の有効期限の10年間延長 ○ 自然的、経済的、社会的条件に特に恵まれず、産業基盤及び生活基盤の整備程度が著しく低く、振興の緊要度が高い振興山村について、山村振興計画に基づく重要な事業の実施が促進されるよう配慮する旨の規定を追加 |
| H2年3月 | ○ 農林漁業金融公庫資金（「振興山村・過疎地域経営改善資金」）の貸付対象者等を追加（「農林漁業者の組織する法人」等を追加） |
| H3年3月 | ○ 山村振興の目標に「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図ること」を追加 ○ 振興山村市町村の第3セクターが作成した森林、農用地の保全に関する事業等の計画を都道府県知事が認定する制度（認定法人制度）を追加 ○ 上記計画に基づく事業実施に必要な機械・建物等を取得した場合の税制上の特例措置を追加 |
| H7年3月 | ○ 法の有効期限を10年間延長 ○ 認定法人による保全事業等の対象範囲の拡大（「森林施業に関する研修に関する事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」を追加 ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「高齢者の福祉の増進」等各種配慮規定を追加 |
| H11年7月 12月 | ○ 都道府県知事が山村振興計画を作成するに際し必要な内閣総理大臣の承認が、同意を要する協議に改正（地方分権一括法による改正） ○ 中央省庁等の再編に伴い、「内閣総理大臣」を「主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）」に改正（中央省庁等改革関係法施行法による改正）（施行は平成13年1月6日） |
| H17年3月 6月 | ○ 法の有効期限を10年間延長 ○ 計画体系の変更（山村振興計画の作成主体を市町村とし、都道府県はこれらの規範となる基本方針を作成） ○ 認定法人の要件の緩和（「農林産物の製造・加工・販売の事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」を単独で実施する場合を追加） ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」及び「医療の確保」について、それぞれの内容を拡充するとともに、「都市と山村との交流等」及び「鳥獣被害の防止」の配慮規定を追加 ○ 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第35条の改正に伴い、山村振興法第16条の廃止 |
| H20年10月 | ○ 政策金融改革の一環として、政策金融機関が統合されたことに伴い、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改正 |
| H23年8月 | ○ 地方分権改革推進委員会による第3次勧告に基づき、所要の改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正） |
| H27年3月 | ○ 法の有効期限を10年間延長 ○ 基本理念の新設 ○ 「山村の自立的発展」等の目的規定等の充実 ○ 山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載できることとし、特例措置を追加 ○ 国は農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業振興の取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加 ○ 「再生可能エネルギーの利用の推進」、「介護給付等対象サービス等の確保」及び「教育環境の整備」についての配慮規定を追加 |
| R3年3月 | ○ 租税特例措置の廃止 |

| 年月 | 制定・改正の主な内容 |
|-------|--|
| R7年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法の有効期限を10年間延長 ○ 「山村の自立的かつ持続的な発展」等の目的規定の充実 ○ 基本理念に山村の有する機能を充実したほか、「農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の發揮に資する共同活動の継続を図る」等を追加 ○ 山村振興の目標に「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「防災体制の強化」「児童の福祉の増進」「子育て環境の確保」「住民の生活の安定」「移住・定住・特定居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等」を追加 ○ 国・地方公共団体の責務を規定 ○ 配慮規定の新設、拡充 ○ 地方税の不均一課税に係る規定を削除 |

山村振興法の一部を改正する法律概要

第一 背景

山村振興法は、昭和 40 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定され、その後、5 度にわたり期限延長(令和 7 年 3 月 31 日失効)

→ 山村の振興を引き続き図るため、法期限を延長するとともに、現状の課題に合わせた改正が必要

第二 改正の概要

一 総論的事項の改正

1 目的

- ・ 山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記
- ・ 振興の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記
- ・ 移住・定住・二地域居住・地域間交流のそれぞれの促進を明確化

2 基本理念

- ・ 「農林水産業の生産活動及び農業者等の地域住民による共同活動」の継続を明記
- ・ 山村における「持続可能な地域社会の維持及び形成」を明記

3 山村振興の目標

- ・ 「日常的な移動のための交通手段の確保」「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「防災体制の強化」「児童の福祉」「子育て環境の確保」「住民の生活の安定」を明記
- ・ 「移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等」の目標を新設

4 国・地方公共団体の責務

- ・ 国:「施策を総合的に策定及び実施」する責務と「税制上の措置」への配慮を追加
- ・ 都道府県:「市町村相互間の広域的な連携の確保」「情報提供等の援助」の努力を追加

二 山村振興基本方針の改正

防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を追加

三 配慮規定の充実

1 交通通信関係

- ・ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等、情報の流通の円滑化等

2 産業振興関係

- ・ 農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進等、就業の促進

3 災害防除等関係

- ・ 防災に関する施策の推進、感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等

4 住民福祉の安定・向上関係

- ・ 医療の確保、障害福祉サービス等の確保等、児童福祉施設の整備等、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減

- ・ 地域文化の振興等、鳥獣被害の防止等、教育環境の整備

5 移住・定住・二地域居住の促進等関係

- ・ 移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進、都市等と山村の交流の促進等、地域社会の担い手となる人材の育成等

6 その他

- ・ 自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む。)、規制の見直し

四 法期限の延長

法期限を 10 年間延長(令和 17 年 3 月 31 日まで)

公布:令和 7 年 3 月 31 日、施行:令和 7 年 4 月 1 日

II 振興山村の概要と特別措置

II 振興山村の概要と特別措置

1 振興山村の概要

振興山村は、山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人／町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていないこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）が指定することとなっている。

振興山村の指定は、本法制定以降順次行われ、昭和47年度までに大方の手続きを終了したが、その後、昭和55年に、熊本県の天草島が本土との連絡橋設置に伴い離島振興対策実施地域の指定を解除されたこと等を受け、5つの旧市町村の指定が行われた。

現在、振興山村数は旧市町村単位で2,104、現市町村の単位で734市町村となっている。

表－2 全国における山村の位置付け

| | 振興山村 | 全国 | |
|---------------------|-------|------|--------|
| | | 対全国比 | |
| 市町村数(R7.4.1 現在)※1 | 734 | 43% | 1,719 |
| 旧市町村数(S25.2.1 現在) | 2,104 | 19% | 11,241 |
| 総面積(※2)(万ha) | 1,789 | 47% | 3,780 |
| うち林野面積(R2.2.1 現在)※3 | 1,513 | 61% | 2,477 |
| うち経営耕地面積(R2.2.1 現在) | 69 | 21% | 323 |
| 人口(R2.10.1 現在)(万人) | 319 | 2.5% | 12,615 |

※1 東京都23区を1市町村として含む。

※2 R2.10.1現在。振興山村の総面積は、H27.2.1現在。

※3 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。振興山村の林野面積は、2015年から2020年の変化分を、市区町村ごとに2015年の林野面積に応じて按分し、推計。

出典：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

表－3 振興山村の指定状況

| 区分 | S41 3.31 | S41 12.20 | S42 12.15 | S43 12.28 | S44 12.27 | S45 12.24 | S47 2.3 | S47 3.5 | S55 4.2 | 合計 |
|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|-------|
| 旧市町村数 | 137 | 182 | 250 | 306 | 357 | 378 | 389 | 100 | 5 | 2,104 |

表－4 振興山村市町村数(R7.4.1 現在)

| 都道府県名 | 市町村数 (A) | 振興山村市町村数 | | | B/A(%) |
|-------|-------------|----------|------|------|--------|
| | | 合計 (B) | 全部山村 | 一部山村 | |
| 全 国 | 1,719 | 734 | 200 | 534 | 42.7 |
| 北海道 | 179 | 96 | 68 | 28 | 53.6 |
| 青森 | 40 | 23 | 12 | 11 | 57.5 |
| 岩手 | 33 | 29 | 8 | 21 | 87.9 |
| 宮城 | 35 | 11 | 2 | 9 | 31.4 |
| 秋田 | 25 | 20 | 4 | 16 | 80.0 |
| 山形 | 35 | 26 | 5 | 21 | 74.3 |
| 福島 | 59 | 37 | 14 | 23 | 62.7 |
| 茨城 | 44 | 6 | 0 | 6 | 13.6 |
| 栃木 | 25 | 11 | 0 | 11 | 42.3 |
| 群馬 | 35 | 19 | 7 | 12 | 54.3 |
| 埼玉 | 63 | 8 | 0 | 8 | 12.7 |
| 千葉 | 54 | 1 | 0 | 1 | 1.9 |
| 東京 | 40 | 2 | 2 | 0 | 5.0 |
| 神奈川 | 33 | 3 | 1 | 2 | 9.1 |
| 新潟 | 30 | 17 | 1 | 16 | 56.7 |
| 富山 | 15 | 8 | 0 | 8 | 53.3 |
| 石川 | 19 | 14 | 0 | 14 | 73.7 |
| 福井 | 17 | 12 | 1 | 11 | 70.6 |
| 山梨 | 27 | 19 | 5 | 14 | 70.4 |
| 長野 | 77 | 49 | 20 | 29 | 63.6 |
| 岐阜 | 42 | 16 | 2 | 14 | 38.1 |
| 静岡 | 35 | 13 | 1 | 12 | 37.1 |
| 愛知 | 54 | 6 | 1 | 5 | 11.1 |
| 三重 | 29 | 16 | 0 | 16 | 55.2 |
| 滋賀 | 19 | 6 | 0 | 6 | 31.6 |
| 京都 | 26 | 12 | 1 | 11 | 46.2 |
| 大阪 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 兵庫 | 41 | 15 | 0 | 15 | 36.6 |
| 奈良 | 39 | 16 | 10 | 6 | 41.0 |
| 和歌山 | 30 | 17 | 3 | 14 | 56.7 |
| 鳥取 | 19 | 14 | 4 | 10 | 73.7 |
| 島根 | 19 | 15 | 3 | 12 | 78.9 |
| 岡山 | 27 | 19 | 2 | 17 | 70.4 |
| 広島 | 23 | 14 | 0 | 14 | 60.9 |
| 山口 | 19 | 8 | 0 | 8 | 42.1 |
| 徳島 | 24 | 11 | 1 | 10 | 45.8 |
| 香川 | 17 | 6 | 0 | 6 | 35.3 |
| 愛媛 | 20 | 15 | 1 | 14 | 75.0 |
| 高知 | 34 | 28 | 6 | 22 | 82.4 |
| 福岡 | 60 | 12 | 0 | 12 | 20.0 |
| 佐賀 | 20 | 3 | 0 | 3 | 15.0 |
| 長崎 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 熊本 | 45 | 24 | 7 | 17 | 53.3 |
| 大分 | 18 | 14 | 0 | 14 | 77.8 |
| 宮崎 | 26 | 16 | 8 | 8 | 61.5 |
| 鹿児島 | 43 | 7 | 0 | 7 | 16.3 |
| 沖縄 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |

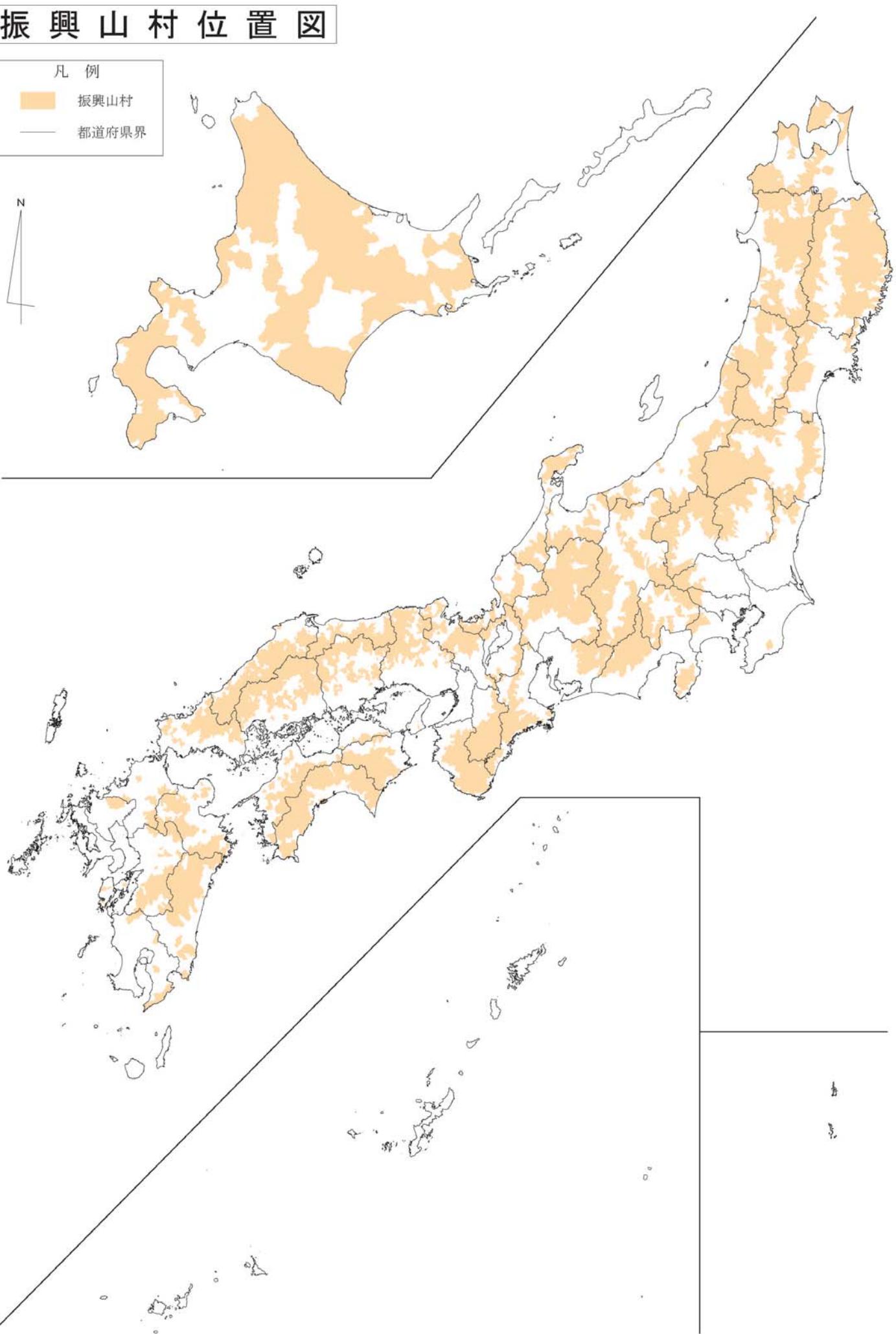
※東京都23区を1市町村として含む。

振興山村位置図

凡例

振興山村

都道府県界



2 振興山村を対象とした主な特別措置

(1) 山村振興法等に規定するもの

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ア 林業・木材産業改善資金助成法の特例 | … (法第 8 条の 6) |
| イ 基幹的な市町村道等の整備の特例(都道府県代行) | … (法第 11 条) |
| ウ 株式会社日本政策金融公庫資金の貸付け | … (法第 17 条) |

(2) 主な予算措置及び地方財政措置等

① 振興山村等に地域を限定

- | | |
|-----------------|---------|
| ア 山村活性化支援交付金 | [農林水産省] |
| イ 農山漁村振興交付金の一部 | ["] |
| ウ 中山間地域等直接支払交付金 | ["] |

② 国庫補助率の嵩上げ

- | | |
|------------------|----------|
| ア 農山漁村地域整備交付金の一部 | [農林水産省] |
| イ 鳥獣被害防止総合対策交付金 | ["] |
| ウ 林道開設 | [林野庁] |
| エ 林野火災対策用施設の整備 | [消防庁] |
| オ 公立小中学校危険建物等の改築 | [文部科学省] |
| カ 保育所の整備 | [こども家庭庁] |

③ その他の特例措置

- | | |
|----------------------------|-------|
| ア 国有林野活用の特例的取扱い(分収造林の分収割合) | [林野庁] |
| イ 辺地債についての特別措置(辺地度点数の加算) | [総務省] |

3 産業振興施策促進事項

(1) 制度の概要

産業振興施策促進事項は、平成 27 年 3 月の山村振興法の一部改正によって、新たに山村振興計画に記載する事ができることとされた事項である。具体的には、市町村が、予め、山村振興計画に、

- ① 産業の振興のための施策を促進する区域
- ② 地域資源を活用する製造業等の当該区域で振興すべき業種
- ③ ②の業種の振興を促進するために行う事業内容や実施主体
- ④ 産業の振興のための施策の期間

等を記載し、主務大臣の同意を受けた場合に、当該事項に基づいて行う一定の取組について、法律上の特例を措置するものであり、振興山村における地域内発的な産業振興を支援するため、山村振興計画の新たなスキームとして位置づけられたものである。

(2) 産業振興施策促進事項に伴う特例措置

ア 林業・木材産業改善資金助成法の特例

(林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長)

未利用又は低利用の森林資源を活用して地域の産業振興を図る事業を実施する場合に、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間をそれぞれ 2 年延長する。

○ 対象者

- ・林業者、木材製造業を営む者（林業若しくは木材製造業を営もうとする者、営む法人を設立しようとする者を含む）
- ・上記の者の組織する団体

○ 対象事業

産業振興施策促進区域において、上記の事業者が未利用又は低利用の森林資源を活用することにより、産業の振興を図る事業（森林資源活用型地域活性化事業）

○ 特例措置の内容

- ・償還期間 10年以内 → 12年以内
- ・据置期間 3年以内 → 5年以内

イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例
(補助金等に交付財産の目的外使用の際の手続きの簡素化)

産業振興施策促進事項に、産業の振興を図る事業として補助金等交付財産を転用して行う事業を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た時には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の承認を受けたものとみなす。

III 山村振興対策に係る施策

Ⅲ 山村振興対策に係る施策

山村振興対策については、関係各府省庁が国庫補助事業をはじめ、融資制度や地方単独施策等の各種施策を講じており、山村振興対策を円滑に推進させていくためには、これら施策を効率よく活用していくことが重要である。

ここでは、山村地域の活性化に資する国庫補助事業等の代表例について紹介する。

1 関係府省庁別施策一覧（国庫補助事業等）

山村振興対策に関する国庫補助事業等は、各府省庁において所管事項に応じて次とのおり実施している。

これら補助事業等の詳細については、PR版等を集約したものを「資料編」に取りまとめているので、参照されたい。

| 符号 | 事業名 | 資料編頁 | 省 庁 名 |
|------|---|------|-------|
| 農- 1 | 農山漁村地域整備交付金 | 4 7 | 農林水産省 |
| 農- 2 | 農山漁村振興交付金 | 4 8 | |
| 農- 3 | 山村活性化支援交付金 | 4 9 | |
| 農- 4 | 中山間地農業ルネッサンス事業 | 5 0 | |
| 農- 5 | 中山間地域等直接支払交付金 | 5 2 | |
| 農- 6 | 多面的機能支払交付金 | 5 3 | |
| 農- 7 | 中山間地域所得確保推進事業 | 5 4 | |
| 農- 8 | 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業) | 5 5 | |
| 農- 9 | 農業競争力強化基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業) | 5 9 | |
| 農-10 | 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業)のうち水利施設整備事業 | 6 0 | |
| 農-11 | 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業)のうち畠地帯総合整備事業 | 6 1 | |
| 農-12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 6 2 | |
| 農-13 | 農村整備事業 | 6 3 | |
| 農-14 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 6 4 | |
| 農-15 | 農地耕作条件改善事業 | 6 5 | |
| 農-16 | 畑作等促進整備事業 | 6 8 | |
| 農-17 | 中山間ふるさと・水と土保全対策事業(ふる水基金) | 6 9 | |
| 農-18 | 中山間ふるさと・水と土保全推進事業(棚田基金) | 7 0 | |
| 農-19 | 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ | 7 1 | |
| 農-20 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策 | 7 2 | |
| 農-21 | 農産物等輸出拡大施設整備事業 | 7 3 | |

| 符号 | 事業名 | 資料編頁 | 省庁名 |
|------|--|------|-------|
| 農-22 | 野菜価格安定対策事業 のうち特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 | 7 4 | 農林水産省 |
| 農-23 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 7 5 | |
| 農-24 | 農村地域防災減災事業 | 7 6 | |
| 農-25 | 振興山村・過疎地域経営改善資金（融資） | 7 8 | |
| 農-26 | 中山間地域活性化資金（融資） | 7 9 | |
| 農-27 | 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 8 0 | |
| 農-28 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち バイオマスの地産地消 | 8 1 | |
| 農-29 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 地域循環型エネルギー・システム構築 | 8 2 | |
| 林- 1 | 森林整備事業 | 8 3 | 林野庁 |
| 林- 2 | 治山事業 | 8 4 | |
| 林- 3 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策 | 8 5 | |
| 林- 4 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策のうち森林総合利用対策（森林活（もりかつ）プロジェクト）のうち新たな森林空間利用創出対策 | 8 6 | |
| 林- 5 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・林業担い手育成総合対策 | 8 7 | |
| 林- 6 | シカ等による森林被害緊急対策事業 | 8 8 | |
| 林- 7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策 | 8 9 | |
| 林- 8 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業デジタル・イノベーション総合対策 | 9 0 | |
| 林- 9 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林の集約化モデル地域実証事業 | 9 1 | |
| 林-10 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策 | 9 2 | |
| 林-11 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策 | 9 3 | |
| 林-12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 9 4 | |
| 林-13 | 森林病害虫等被害対策事業 | 9 5 | |
| 水- 1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 9 6 | 水産庁 |

| 符号 | 事業名 | 資料編頁 | 省 庁 名 |
|------|---|-------|---------|
| 国- 1 | 社会資本整備総合交付金 | 9 7 | 国土交通省 |
| 国- 2 | 防災・安全交付金 | 9 7 | |
| 国- 3 | 地域公共交通確保維持改善事業 | 1 0 0 | |
| 国- 4 | 水道未普及地域解消事業 | 1 0 1 | |
| 国- 5 | 地方生活基盤整備水道事業 | 1 0 2 | |
| 国- 6 | 特定環境保全公共下水道事業 | 1 0 4 | |
| 国- 7 | 公共下水道事業 | 1 0 5 | |
| 国- 8 | かわまちづくり支援制度 | 1 0 6 | |
| 国- 9 | 生活貯水池整備事業 | 1 0 7 | |
| 国-10 | セイフティ・コミュニティモデル事業 | 1 0 8 | |
| 国-11 | 市町村道の新設及び改築事業の県代行制度 | 1 0 9 | |
| 総- 1 | 携帯電話等エリア整備事業 | 1 1 0 | 総 務 省 |
| 総- 2 | 高度無線環境整備推進事業 | 1 1 1 | |
| 総- 3 | 消防防災施設整備費補助金 | 1 1 2 | |
| 総- 4 | ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 | 1 1 3 | |
| 総- 5 | 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴の高度化支援） | 1 1 4 | |
| 総- 6 | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 1 1 5 | |
| 総- 7 | 特定地域づくり事業推進交付金 | 1 1 6 | 総務省/内閣府 |
| 内- 1 | | | |
| 内- 2 | 地方創生移住支援事業 | 1 1 7 | 内閣府 |
| 文- 1 | 公立学校施設整備費 | 1 1 8 | 文部科学省 |
| 文- 2 | へき地児童生徒援助費等 ①スクールバス等購入費 ②遠距離通学費 ③寄宿舎居住費 ④高度へき地修学旅行費 ⑤保健管理費 ⑥離島高校生修学支援事業 | 1 1 9 | |
| 文- 3 | 健全育成のための体験活動推進事業 | 1 2 0 | |
| 文- 4 | 子どもゆめ基金事業（助成事業） | 1 2 1 | |
| 文- 5 | 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 | 1 2 2 | |

| 符号 | 事業名 | 資料編頁 | 省 庁 名 |
|------|--|-------|--------|
| 文- 6 | 文化財保存事業費等 ①国宝重要文化財等保存・活用事業費 ②国宝重要文化財等防災施設整備費 | 1 2 3 | 文部科学省 |
| 文- 7 | GIGA スクール構想支援体制整備事業 | 1 2 5 | |
| 厚- 1 | べき地保健医療対策費 | 1 2 6 | 厚生労働省 |
| 厚- 2 | 医療施設等設備整備費 | 1 2 6 | |
| 厚- 3 | 医療施設等施設整備費 | 1 2 6 | |
| 厚- 4 | 医療提供体制推進事業費補助金 | 1 2 7 | |
| 厚- 5 | 都道府県における医師確保のための相談・支援機能の強化 | 1 2 8 | |
| 厚- 6 | 地域医療介護総合確保基金 | 1 2 9 | |
| 厚- 7 | 林業就業支援事業 | 1 3 2 | |
| 厚- 8 | 農業雇用改善推進事業 | 1 3 2 | |
| 厚- 9 | 農林漁業就業支援事業 | 1 3 2 | |
| 厚-10 | 離島・中山間地域等サービス確保対策事業 | 1 3 3 | |
| 厚-11 | 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 | 1 3 4 | |
| 厚-12 | 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 | 1 3 5 | |
| 経- 1 | 地域力活用新事業創出支援事業 | 1 3 6 | 経済産業省 |
| 経- 2 | 伝統的工芸品産業支援補助金 | 1 3 7 | |
| 環- 1 | 浄化槽設置整備事業 | 1 3 8 | 環境省 |
| 環- 2 | 公共浄化槽等整備推進事業 | 1 3 8 | |
| 環- 3 | 自然環境整備交付金 | 1 3 9 | |
| 環- 4 | 環境保全施設整備交付金 | 1 3 9 | |
| 環- 5 | 指定管理鳥獣対策事業交付金 | 1 4 0 | |
| 環- 6 | 生物多様性保全推進支援事業 | 1 4 3 | |
| 環- 7 | エコツーリズム地域活性化支援事業 | 1 4 4 | |
| 環- 8 | 一般廃棄物処理施設整備事業 | 1 4 5 | |
| 環- 9 | 地域脱炭素推進交付金 | 1 4 6 | |
| 環-10 | 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 | 1 4 8 | |
| こ- 1 | 子どものための教育・保育給付交付金 | 1 4 9 | こども家庭庁 |
| こ- 2 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | 1 5 0 | |
| こ- 3 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 1 5 1 | |
| こ- 4 | 子ども・子育て支援施設整備交付金 | 1 5 2 | |

2 整備項目別施策一覧（国庫補助事業等）

山村振興対策は、多種多様な目的に即して、各種施策が講じられてきており、きめ細かな整備項目への支援措置を講じている。

ここでは、関係各府省庁で実施している国庫補助事業等について、整備項目別に表で紹介する。

A－農林漁業関連施策 ① 農業基盤整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 灌溉 排水施設 | 2 ほ場 整備 | 3 農道 整備 | 4 農用地 防災及び保全 | 5 農用地 開発 | 6 客土・暗渠 排水 | 7 農用地の改 良又は保全 | 8 野草地 整備 |
|------|---|-----------|--------------|------------|------------|-----------------|-------------|---------------|------------------|-------------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 農－8 | 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業） | 55 | ● | ● | ● | | | ● | ● | |
| －9 | 農業競争力強化基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業） | 59 | | | | | | | | |
| 農－8 | 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業） | 55 | | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 農－10 | 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業） のうち水利施設整備事業 | 60 | ● | ● | | | | ● | | |
| 農－11 | 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業） のうち畑地帯総合整備事業 | 61 | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| 農－12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 農－13 | 農村整備事業 | 63 | | | ● | | | | | |
| 農－14 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 64 | ● | | ● | ● | | ● | | |
| 農－15 | 農地耕作条件改善事業 | 65 | ● | ● | ● | | | ● | ● | |
| 農－16 | 畑作等促進整備事業 | 68 | ● | ● | ● | | | ● | ● | |
| 農－19 | 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ | 71 | | ● | | | | ● | ● | ● |
| 農－24 | 農村地域防災減災事業 | 76 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 農－27 | 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 80 | | | ● | | | | | |

注：農－19 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプについては、原則として1ha以上5ha未満の小規模な事業が対象。

A－農林漁業関連施策 ② 林業基盤整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 林道 | 2 森林 作業道 | 3 森林 施業 | 4 作業 基地 | 5 林業雇用 支援 | 6 森林情報 収集等 支援 |
|------|---|-----------|------|-------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | ● | ● | | | |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | | | | |
| 林－1 | 森林整備事業 | 83 | ● | ● | ● | | | ● |
| 林－5 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・林業担い手育成総合対策 | 87 | | | | | ● | |
| 林－7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 林－8 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業デジタル・イノベーション総合対策 | 90 | ● | ● | ● | | ● | ● |
| 林－9 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林の集約化モデル地域実証事業 | 91 | | | | | | ● |
| 林－12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | | ● | ● | | ● | |
| 農－27 | 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 80 | ● | | | | | |

A-農林漁業関連施策 ③ 漁業基盤整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 漁港施設 | 2 漁港関連道 | 3 整地・有害生物除去等 | 4 小規模漁場造成 | 5 つきいそ | 6 海水交流施設の改良整備 | 7 魚礁漁場整備 | 8 増殖場整備 | 9 養殖場整備 | 10 水域(漁港・漁場)環境保全 |
|------|------------------------------------|-----------|--------|---------|--------------|-----------|--------|---------------|----------|---------|---------|------------------|
| 農-1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 農-2 | 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策) | 48 | ● | | | | | | | ● | ● | |
| 農-27 | 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 80 | | ● | | | | | | | | |
| 水-1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 96 | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

A-農林漁業関連施策 ④ 共同利用施設・機械整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 乾燥調製施設 | 2 育苗施設 | 3 貯蔵施設 | 4 集出荷施設 | 5 処理加工施設 | 6 有機物供給施設 | 7 高生産性農業用機械施設 | 8 定置配管施設 | 9 収穫機 | 10 穀類等乾燥調製貯蔵施設 | 11 運搬施設 |
|------|--|-----------|----------|--------|--------|---------|----------|-----------|---------------|----------|-------|----------------|---------|
| 農-1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | | ● | | | | | ● | | ● | | |
| 農-2 | 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策) | 48 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● |
| 農-8 | 農業競争力強化農地整備事業 (草地畜産基盤整備事業) | 55 | | | ● | | | | ● | | ● | | |
| 農-12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 農-19 | 強い農業づくり総合支援交付金 のうち産地基幹施設等支援タイプ | 71 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 農-20 | 産地生産基盤パワーアップ事業 のうち収益性向上対策 | 72 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| 農-21 | 農産物等輸出拡大施設整備事業 | 73 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 農-23 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 75 | | | | | ● | | | | | | |
| 林-7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | | ● | | | | | | | | | |
| 林-12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | | | | | | | | | ● | ● | |

A－農林漁業関連施策 ④ 共同利用施設・機械整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 12 温 室 | 13 隔 障 物 | 14 飼 料 調 製 貯 藏 施 設 | 15 衛 生 管 理 施 設 | 16 放 牧 馴 致 施 設 | 17 家 畜 排 泄 物 處 理 施 設 | 18 堆 肥 製 造 施 設 | 19 畜 舍 | 20 林 業 基 盤 整 備 用 機 械 | 21 木 材 加 工 流 通 施 設 | 22 特 用 林 產 物 生 產 等 施 設 |
|------|--|----------|--------------|-------------------|--|----------------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|--------------|---|--|--|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | | | | | ● | ● | ● | | ● | ● |
| 農－8 | 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業） | 55 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 農－12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | | | | | ● | ● | | | | |
| 農－19 | 強い農業づくり総合支援交付金 のうち産地基幹施設等支援タイプ | 71 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 農－20 | 産地生産基盤パワーアップ事業 のうち収益性向上対策 | 72 | ● | | | | | | | | | | ● |
| 農－21 | 農産物等輸出拡大施設整備事業 | 73 | ● | | | ● | | | | | | | |
| 林－7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | | | | | | | ● | | ● | ● | ● |

A－農林漁業関連施策 ④ 共同利用施設・機械整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 23 か ん 水 蓄 養 殖 施 設 | 24 施 肥 防 除 施 設 | 25 養 殖 用 保 管 作 業 施 設 | 26 養 殖 施 設 | 27 種 苗 生 産 施 設 | 28 幼 稚 仔 育 成 施 設 | 29 产 卵 场 ・ 稚 鱼 育 成 场 造 成 | 30 内 水 面 蓄 养 殖 施 设 | 31 内 水 面 种 苗 生 产 施 设 | 32 内 水 面 中 间 育 成 施 设 | 33 内 水 面 中 间 育 成 施 设 |
|-----|-------------------------|----------|--|----------------------------------|---|------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---|--|---|---|---|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 水－1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 96 | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

A－農林漁業関連施策 ④ 共同利用施設・機械整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 34 製 冰 冷 藏 施 設 | 35 水 产 物 保 管 施 設 | 36 漁 獲 物 運 搬 施 設 | 37 水 产 物 流 通 加 工 施 設 | 38 衛 生 環 境 強 化 機 能 整 備 | 39 給 排 水 等 處 理 施 設 | 40 密 漁 等 監 視 施 設 | 41 海 水 處 理 施 設 | 42 燃 油 等 補 給 施 設 | |
|-----|-------------------------|----------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|--|--|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | | ● | | ● | | | | |
| 水－1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 96 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

A－農林漁業関連施策 ④ 共同利用施設・機械整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 43 漁船保全修理施設 | 44 水産物荷さばき施設 | 45 地域産物展示販売施設 | 46 水産物加工処理施設 | 47 水産物加工処理施設 | 48 蕃養施設 | 49 出荷資材保管施設 | 50 水産廃棄物等処理施設 | 51 漁業用作業保管施設 |
|-----|-------------------------|--------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------|-------------|---------------|--------------|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 水－1 | 浜の活力再生・成長促進交付金 | 96 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

A－農林漁業関連施策 ⑤ 農山漁村生活環境整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 生活環境施設用地整備 | 2 集落道・連絡道 | 3 集落排水施設 | 4 簡易給排水施設 | 5 営農飲食雑用水施設 | 6 集落防災安全施設 | 7 集落環境保全施設 | 8 農山漁村広場 | 9 研修集会等施設 | 10 健康増進施設 |
|------|-------------------------|--------------|--------------|-----------|----------|-----------|-------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | | ● | | ● | ● | ● | ● | | | |
| 農－12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 農－13 | 農村整備事業 | 63 | | ● | ● | | ● | ● | | | | |

A－農林漁業関連施策 ⑤ 農山漁村生活環境整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 11 融雪除雪施設 | 12 防犯灯施設 | 13 活性化施設 | 14 水産飲食雑用水施設 | 15 地域資源利活用基盤施設 |
|------|-------------------------|--------------|-----------|----------|----------|--------------|----------------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | | ● | ● | ● |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | | ● | | ● | ● |
| 農－12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | | ● | | ● |
| 農－13 | 農村整備事業 | 63 | | | | | ● |

A-農林漁業関連施策 ⑥ 農山漁村活性化施設整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 農林水産物販売施設 | 2 農林畜水産物処理加工施設 | 3 体験農園施設・体験林業施設 | 4 野営場等林間休養施設 | 5 市民農園等整備 | 6 農林漁業体験実習館 | 7 農山漁村景観活用交流施設 | 8 ふれあい広場施設・林間広場 | 9 高齢者婦人生活活動促進施設 | 10 滞在型施設 | 11 野生生物観察施設 |
|------|-------------------------|-----------|-------------|----------------|-----------------|--------------|-----------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|----------|-------------|
| 農-1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | | | ● | | ● | ● | | ● | | | |
| 農-2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 農-12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● | | ● | |

A-農林漁業関連施策 ⑥ 農山漁村活性化施設整備

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 12 山菜・野草園 | 13 共同作業施設・就業安定促進施設 | 14 林業技術拠点施設 | 15 林產物流通販売施設 | 16 林產物需要拡大施設 | 17 活動拠点施設 | 18 自然環境知識習得施設 | 19 体験型水産物荷さばき施設 | 20 体験型漁業用作業保管施設 | 21 体験型養殖施設 | 22 自然環境活用施設 |
|-----|-------------------------|-----------|-----------|--------------------|-------------|--------------|--------------|-----------|---------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 農-2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● |

A－農林漁業関連施策 ⑦ その他

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 生態系保全施設 | 2 交換分合 | 3 侵入防止柵等施設 | 4 地域の森林の保全管理 | 5 生物多様性保全活動等 | 6 生産振興対策 | 7 情報通信施設整備 | 8 建築用木材の技術開発 ・建築実装支援 |
|------|--|-----------|-----------|--------|------------|--------------|--------------|----------|------------|-------------------------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | ● | | | | | |
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） | 48 | | | | | | | ● | |
| 農－12 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 62 | ● | ● | ● | | | | | |
| 農－22 | 野菜価格安定対策事業 のうち特定野菜等供給产地育成価格差補給事業 | 74 | | | | | | ● | | |
| 農－23 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 75 | | | ● | | | | | |
| 林－3 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・山村地域活性化振興対策 | 85 | | | | ● | | | | |
| 林－6 | シカ等による森林被害緊急対策事業 | 88 | | | | ● | | | | |
| 林－10 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち建築用木材供給・利用強化対策 | 92 | | | | | | | | ● |
| 林－11 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち木材需要の創出・輸出力強化対策 | 93 | | | | | | | ● | |
| 林－12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | | | ● | ● | | | | |
| 林－13 | 森林病害虫等被害対策事業 | 95 | | | | ● | | | | |
| 環－5 | 指定管理鳥獣対策事業交付金 | 140 | | | ● | ● | ● | | | |
| 環－6 | 生物多様性保全推進支援事業 | 143 | | | | | | ● | | |

B－交通

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 交 通 不 能 区 間 | 2 バス路線の整備 | 3 狹隘道路対策 | 4 現道対策 | 5 交 安 改 築 | 6 防 災 対 策 | 7 老朽橋・木橋対策 | 8 觀 光 | 9 地方バス路線の維持・確保 |
|------|------------------------|-----------|---------------|-----------|----------|--------|-----------|-----------|------------|-------|----------------|
| 国－1 | 社会資本整備総合交付金 | 97 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 国－2 | 防災・安全交付金 | 97 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 国－3 | 地域公共交通確保維持改善事業 | 100 | | | | | | | | | ● |
| 国－11 | 市町村道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 | 109 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

C－教育環境

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 1 公立小中学校等施設整備 | 2 スクールバス等購入費支援 | 3 寄宿舎居住費支援 | 4 修学旅行費支援 | 5 遠距離通学費支援 | 6 保健管理費支援 | 7 体験活動の支援 | 8 子どもの文化活動の推進 | 9 芸術鑑賞支援 | 10 文化財の保護の推進 | 11 GIGAスクール構想の推進 |
|-----|--------------------------------------|----------|---------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|---------------|----------|--------------|------------------|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | | | | | | | ● | | | | |
| 林－7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | ● | | | | | | | | | | |
| 文－1 | 公立学校施設整備費 | 118 | ● | | | | | | | | | | |
| 文－2 | へき地児童生徒援助費等 | 119 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 文－3 | 健全育成のための体験活動推進事業 | 120 | | | | | | | ● | | | | |
| 文－4 | 子どもゆめ基金事業（助成事業） | 121 | | | | | | | ● | | | | |
| 文－5 | 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 | 122 | | | | | | | ● | | | | |
| 文－6 | 文化財保存事業費等 | 123 | | | | | | | | | ● | | ● |
| 文－7 | GIGAスクール構想支援体制整備事業 | 125 | | | | | | | | | | | ● |

D－福祉・医療

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 1 保育所 | 2 へき地医療支援機構の運営 | 3 へき地医療拠点病院への支援 | 4 へき地診療所への支援 | 5 介護サービスへの支援 | 6 へき地保健指導所への支援 | 7 へき地巡回診療・患者輸送の支援 | 8 産科医療機関への支援 | 9 生活支援ハウス | 10 ドクター・ヘリ運航への支援 | 11 地域医療支援センターへの支援 |
|------|--------------------------------------|----------|-------|----------------|-----------------|--------------|--------------|----------------|-------------------|--------------|-----------|------------------|-------------------|
| 林－7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | ● | | | | | | | | | | |
| 厚－1 | へき地保健医療対策費 | 126 | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | | | |
| 厚－2 | 医療施設等設備整備費 | 126 | | | ● | ● | | ● | ● | ● | | | |
| 厚－3 | 医療施設等施設整備費 | 126 | | | ● | ● | | ● | | ● | | | |
| 厚－4 | 医療提供体制推進事業費補助金 | 127 | | | | | | | | | | ● | |
| 厚－5 | 都道府県における医師確保のための相談・支援機能の強化 | 128 | | | | | | | | | | | ● |
| 厚－6 | 地域医療介護総合確保基金 | 129 | | | | | | ● | | | ● | | |
| 厚－10 | 離島・中山間地域等サービス確保対策事業 | 133 | | | | | | | ● | | | | |
| 厚－11 | 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 | 134 | | | | | | ● | | | | | |
| 厚－12 | 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 | 135 | | | | | | ● | | | | | |
| こ－1 | 子どものための教育・保育給付交付金 | 149 | ● | | | | | | | | | | |
| こ－2 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | 150 | ● | | | | | | | | | | |

D－福祉・医療

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 12児童 福祉施設等 | 13障害児施設等 | 14放課後児童クラブ | 15病児保育事業 |
|-----|------------------|----------|---------------|----------|------------|----------|
| こ－3 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 151 | ● | ● | | |
| こ－4 | 子ども・子育て支援施設整備交付金 | 152 | | | ● | ● |

E－情報通信

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 1普無線 普及支援 システム | 2超高速 基盤の 方盤を 支公援共 へ地盤を 整備する プロード バンド | 3ケーブル 等の支 ヘルテレ 化等の支 レビ網の 援 | 4放送ネ ットワー クの強 鞶化への 支援 |
|-----|---|----------|----------------------|---|---|-----------------------------------|
| 総－1 | 携帯電話等エリア整備事業 | 110 | ● | | | |
| 総－2 | 高度無線環境整備推進事業 | 111 | ● | ● | | |
| 総－4 | ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 | 113 | | | ● | ● |
| 総－5 | 地上基幹放送の小規模中継局等のプロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴施設の高度化支援） | 114 | | ● | | ● |
| 総－6 | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 115 | ● | | | ● |

F－観光・交流

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編頁 | 1自然公 園における ふれあいの場 との整備 | 2身近な 自然との ふれあいの場 との整備 | 3自然歩道等 整備 | 4キャンプ場 整備 | 5公園整備 | 6ふるさと 情報提供 | 7外国人旅行者 の誘致 | 8広域的な 観光資源の活用 | 9バリアフリ－化 整備 |
|-----|-------------------------|----------|---------------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|-------|---------------|----------------|------------------|----------------|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| 国－1 | 社会資本整備総合交付金 | 97 | | | | | ● | | | | |
| 環－3 | 自然環境整備交付金 | 139 | ● | | ● | ● | | | ● | | ● |
| 環－4 | 環境保全施設整備交付金 | 139 | ● | | ● | ● | | | ● | | ● |
| 環－7 | エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金） | 144 | | | | | | ● | ● | ● | |

G－社会生活環境

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 簡易水道施設 | 2 飲料水供給施設 | 3 净化槽 | 4 コミュニティイープラント | 5 林野火災用消防防災施設 | 6 下水道 | 7 廃棄物処理施設 |
|-----|---------------|-----------|----------|-----------|-------|----------------|---------------|-------|-----------|
| 国－1 | 社会資本整備総合交付金 | 97 | | | | | | ● | |
| 国－2 | 防災・安全交付金 | 97 | ● | ● | | | | ● | |
| 国－4 | 水道未普及地域解消事業 | 101 | ● | ● | | | | | |
| 国－5 | 地方生活基盤整備水道事業 | 102 | ● | ● | | | | | |
| 国－6 | 特定環境保全公共下水道事業 | 104 | | | | | | ● | |
| 国－7 | 公共下水道事業 | 105 | | | | | | ● | |
| 総－3 | 消防防災施設整備費補助金 | 112 | | | | | ● | | |
| 環－1 | 浄化槽設置整備事業 | 138 | | | ● | | | | |
| 環－2 | 公共浄化槽等整備推進事業 | 138 | | | ● | | | | |
| 環－8 | 一般廃棄物処理施設整備事業 | 145 | | | | ● | | | ● |

H－その他産業施策

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 提供地域資源活用情報等 | 2 利用バイオマス施設 | 3 木質バイオマス流通体制整備 |
|------|--|-----------|---------------|-------------|-----------------|
| 農－2 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） | 48 | ● | ● | |
| 農－3 | 山村活性化支援交付金 | 49 | ● | | |
| 農－28 | みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちバイオマスの地産地消 | 81 | | ● | |
| 農－29 | みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうち地域循環型エネルギーシステム構築 | 82 | ● | | |
| 林－4 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 のうち森林総合利用対策（森林活（もりかつ）プロジェクト） のうち新たな森林空間利用創出対策 | 86 | ● | | |
| 林－7 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち林業・木材産業循環成長対策 | 89 | ● | ● | ● |
| 林－11 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち木材需要の創出・輸出力強化対策 | 93 | ● | | ● |
| 経－1 | 地域力活用新事業創出支援事業 | 136 | ● | | |
| 経－2 | 伝統的工芸品産業支援補助金 | 137 | ● | | |
| 環－9 | 地域脱炭素推進交付金 | 146 | ● | ● | |
| 環－10 | 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 のうち地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 | 148 | ● | | |

I－雇用、担い手育成

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 改善の 推進 管理 | 2 林業就業 支援 | 3 農業雇用 改善 推進 | 4 農林漁業 就業支援 | 5 木造建 設計・施 築工物 の育成 |
|------|---|-----------|----------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|--------------------------------|
| 総－7 | 特定地域づくり事業推進交付金 | 116 | | ● | | ● | |
| 内－1 | | | | | | | |
| 厚－7 | 林業就業支援事業 | 132 | ● | ● | | | |
| 厚－8 | 農業雇用改善推進事業 | 132 | | | ● | | |
| 厚－9 | 農林漁業就業支援事業 | 132 | | | | ● | |
| 林－5 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・林業担い手育成総合対策 | 87 | | ● | | ● | |
| 林－10 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち建築用木材供給・利用強化対策 | 92 | | | | | ● |
| 林－12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | | ● | | ● | |

J－国土保全

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 河 川 | 2 ダ ム | 3 砂 防 | 4 急傾斜地崩壊 対策 | 5 治 山 |
|------|-------------------|-----------|----------|----------|----------|-------------------|----------|
| 農－1 | 農山漁村地域整備交付金 | 47 | | | | | ● |
| 林－2 | 治山事業 | 84 | | | | | ● |
| 国－1 | 社会資本整備総合交付金 | 97 | ● | | ● | ● | |
| 国－2 | 防災・安全交付金 | 97 | ● | ● | ● | ● | |
| 国－8 | かわまちづくり支援制度 | 106 | ● | | | | |
| 国－9 | 生活貯水池整備事業 | 107 | | ● | | | |
| 国－10 | セイフティ・コミュニティモデル事業 | 108 | | | ● | | |

K－防災

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 森 林 整 備 | 2 治 山 |
|------|----------------------|-----------|-----------------|----------|
| 林－1 | 森林整備事業 | 83 | ● | |
| 林－2 | 治山事業 | 84 | | ● |
| 林－12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | ● | |

L－自然環境保全

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 森 林 整 備 | 2 地 域 の 森 林 の 保 全 管 理 |
|------|---|-----------|--------------|--------------------------|
| 林－1 | 森林整備事業 | 83 | ● | |
| 林－3 | 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 のうち森林・山村地域活性化振興対策 | 85 | ● | ● |
| 林－12 | 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 | 94 | ● | ● |

M－移住、特定居住

| 符 号 | 事 業 名 | 資料 編 頁 | 1 移 住 支 援 |
|-----|------------|-----------|--------------|
| 内－2 | 地方創生移住支援事業 | 117 | ● |

IV 振興山村への優遇措置一覧

IV 振興山村への優遇措置一覧

(令和7年4月1日現在)

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 | |
|------|--|---|---|---------------------------------------|-------|----|--|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | | |
| 特別事業 | 1 中山間地域等直接支払交付金 | 補助率 定額 | | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第2号予算措置 | 農林水産省 | □ | |
| | 2 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型) | 補助率 定額 (1/2等) | | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項 | | | |
| | 3 農山漁村地域整備交付金のうち | | | | | | |
| | 農村集落基盤再編・整備事業の一部 | 補助率 55/100等 | | 土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 | | | |
| | 草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型) | 補助率 55/100等 | | | | | |
| | 4 中山間地域農業農村総合整備事業 | 補助率 55/100等 | | 土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 | | | |
| | 5 農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) | 補助率 定額等 | | 予算措置 | | | |
| | 6 中山間地域所得確保推進事業 | 補助率 定額等 | | 予算措置 | | | |
| | 7 山村活性化支援交付金 | 補助率 定額 | | 予算措置 山村振興法第10条 | | ○ | |
| | 8 携帯電話等エリア整備事業 | 補助率 2/3等 | | 予算措置 電波法第103条の2 | 総務省 | □ | |
| | 9 高度無線環境整備推進事業 | 補助率 1/2等 | | 予算措置 電波法第103条の2 | | | |
| | 10 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 | 補助率 1/2等 ケーブルテレビ網の2ルート化等の整備に加え、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助 | 補助率 1/2等 ケーブルテレビ網の光化・2ルート化等の整備費用を補助 | 予算措置 | | | |
| | 11 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設の高度化支援) | 補助率 1/2等 | 補助率 1/2等 | 予算措置 | | | |
| | 12 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 補助率 2/3等 | 補助率 2/3等 | 予算措置 | | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|------|--|-------------|------|------|-------|--------------------------|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 特別事業 | 13 地域医療介護総合確保基金 (生活支援ハウス) (注)離島、山村等の特別措置法に基づくものに限る | 補助率 定額 | | 予算措置 | 厚生労働省 | <input type="checkbox"/> |
| | 14 畦島・中山間地域等サービス確保対策事業 | 補助率 1／2等 | | 予算措置 | 厚生労働省 | <input type="checkbox"/> |
| | 15 畦島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 | 補助率 1／2 | | 予算措置 | 厚生労働省 | <input type="checkbox"/> |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|------|-------------------|--|---|--|----------------------|--------------------------|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 融資制度 | 1 振興山村・過疎地域経営改善資金 | 償還期限 25年以内 据置 8年以内 利 率 (令和7年3月19日現在) ①補助(一般)1.85% ②補助(共同利用) 2.85% ③非補助 1.70% | | ※山村振興法第17条 ※株式会社日本政策金融公庫法第12条第4項別表第5第5号 | 農林水産省 (株)日本政策金融公庫 | <input type="checkbox"/> |
| | 2 中山間地域活性化資金 | ①加工流通施設 償還期限 15年以内 据置 3年以内 利 率 1.45~1.90% ②保健機能増進施設 償還期限等は、①と同じ ③生産環境施設 償還期限 25年以内 据置 8年以内 利 率 1.70% 注1:上記の利率(令和7年3月19日現在)は、公庫の貸付利率であり、系統等の貸付利率は、各都道府県が独自に設定。 注2:③は、系統等の場合、「生活環境施設」が対象。 | ①の資金は利用可能(ただし、申込者は、中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること等が必要) ②、③の資金は中山間地域内であれば利用可能 | ※株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号別表第1第11号 | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|---------|---|---------------|-----------------|---------------------------------------|-------|----|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 補助率の嵩上げ | 1 農山漁村振興交付金のうち | | | | | |
| | 地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型 | 補助率 55%相当 | 補助率 50%相当 | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項 | 農林水産省 | 一 |
| | 情報通信環境整備対策 | 補助率 55%相当 | 補助率 50%相当 | 予算措置 | | |
| | 2 農山漁村地域整備交付金のうち | | | | | |
| | 農地整備事業 (経営体育成型、耕作放棄地型) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 | | |
| | 水利施設等整備事業 (畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型のうち担い手育成対策) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 | | |
| | 農業基盤整備促進事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 水利施設等整備事業 (地域農業水利施設保全型) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 防災ダム事業 (防災ため池工事) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 他 | 土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 予算措置 | | |
| | ため池等整備事業 (ため池緊急防災体制整備促進事業) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | | | |
| | 地域ため池総合整備事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 他 | | | |
| | ため池群整備事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 他 | | | |
| | 農村灾害対策整備事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | | | |
| | 森林基盤整備事業のうち森林整備事業(林道の開設) | 補助率 50/100 | 補助率 45/100 | 森林法第193条 ※同法施行令第12条 | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|---------|--|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-------|----|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 補助率の嵩上げ | 3 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型(活動計画策定事業)) | 補助率 ・ソフト 定額 (上限 600 万円) | 補助率 ・ソフト 定額 (上限 500 万円) | 予算措置 | 農林水産省 | 一 |
| | 4 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業) (農地中間管理機構関連農地整備事業) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条 予算措置 | | |
| | 5 農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設整備事業 ・低炭素農業水利システム構築型 ・流域治水対策型 ・農地集積促進型 ・簡易整備型 ・畑作等推進支援水利再編型 畠地帯総合整備事業 ・畠地帯総合整備型 (担い手育成対策) ・畠地帯総合整備中山間地 域型 (担い手育成対策) ・高収益作物導入促進型 ・高収益作物転換型 ・畑作物等転換型 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条 予算措置 | | |
| | 6 農地耕作条件改善事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 7 畑作等促進整備事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 8 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 9 農村地域防災減災事業 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 他 | 土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条 | | |
| | 10 農村整備事業 (農道・集落道整備事業のうち集落道の整備、営農飲雜用水施設整備事業、地域資源利活用施設整備事業、集落防災安全施設整備事業) | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | | |
| | 11 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 補助率 55/100 以内 | 補助率 1 / 2 以内 | 予算措置 | | |
| | 12 森林環境保全整備事業(林道の開設) | 補助率 50/100 | 補助率 45/100 | 森林法第 193 条 ※同法施行令第 12 条 | 林野庁 | 一 |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|---------|--|--|---------------|---|--------|----|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 補助率の嵩上げ | 13 消防防災施設整備費補助金（防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）） | 補助率 55/100 以内 (財政力指数が 0.44 以下の市町村 に限る) | 補助率 1/3 以内 | 予算措置 | 消防庁 | ○ |
| | 14 公立小中学校等の危険建物等の改築 | 補助率 55/100 (財政力指数が 0.40 未満である市 町村の区域内にあ るものに限る) | 補助率 1/3 | 義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律第 12 条 第 1 項 | 文部科学省 | — |
| | 15 保育所の整備 | 補助率 55/100 | 補助率 50/100 | 予算措置 | こども家庭庁 | □ |
| | 16 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 | 補助率 3/4 | 補助率 2/3 | 予算措置 | 厚生労働省 | □ |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 | | | |
|----------|---|--|--|--|-------|----|--|--|--|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | | | | |
| 採択基準等の緩和 | 1 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） | 受益面積 5ha 以上 | 受益面積 20ha 以上 | 予算措置 | 農林水産省 | — | | | |
| | 2 農山漁村地域整備交付金のうち | | | | | | | | |
| | 農地整備事業 (通作条件整備) | (うち基幹農道整備) | | 土地改良法 第 85 条 ※同法施行令第 50 条第 12 項 予算措置 | | | | | |
| | | 受益面積 30ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 3.0m 以上 | 受益面積 50ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 4.0m 以上 | | | | | | |
| | | (うち一般農道) | | | | | | | |
| | | 受益面積 30ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.0m 以上 | 受益面積 50ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.5m 以上 | | | | | | |
| | 水利施設等整備事業 (畑地帯総合整備型) (畠地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策)) | 受益面積 10ha 以上 等 (受益地に担い手が 1 戸以上) (北海道 100ha 以上) | 受益面積 20ha 以上 等 | 土地改良法 第 85 条 ※同法施行令第 50 条第 4 項 | | | | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 | | | |
|---|---|---|--|-------------------------------------|--------------------------------|----|--|--|--|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | | | | |
| 採択基準等の緩和 | 草地畜産基盤整備事業 | (うち道営草地整備事業) | | 土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置 | | — | | | |
| | | 受益面積 250ha 以上 (北海道に限る) | 受益面積 500ha 以上 (北海道に限る) | | | | | | |
| | | (うち公共牧場整備事業) | | | | | | | |
| | | 既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上) 受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上) | 既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上) 受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上) | | | | | | |
| | | (うち再編整備事業) | | | | | | | |
| | | ・事業参加者 5人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業 完了後 1,500 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上 | ・事業参加者 10人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業 完了後 3,000 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上 | | | | | | |
| | | (うち水田地帯等担い手育成整備事業) | | | | | | | |
| | | ・事業参加者 5人以上 ・事業完了後の牛飼養 頭数が、成牛換算で 50 頭以上増加 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上 | ・事業参加者 10人以上 ・事業完了後の牛飼養 頭数が、成牛換算で 100 頭以上増加 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上 | | | | | | |
| | 漁業集落環境整備事業 | 漁業集落人口 50 人以上 5,000 人以下 | 漁業集落人口 300 人以上 5,000 人以下 | | 予算措置 | | | | |
| | 森林基盤整備事業 のうち森林整備事 業（林道の改良） | 利用区域森林面積 200ha 以上（幹線） | 利用区域森林面積 500ha 以上（幹線） | | 森林法 第193条 ※同法施行 令第12条 | | | | |
| 3 水利施設等保全 高度化事業 (水利施設整備事業 (農地集積促進型、畑作等 推進支援水利再編型)) | 受益面積 10ha 以上 | 受益面積 20ha 以上 | 土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 5項 | 農林水産省 | — | | | | |
| | 受益面積 10ha 以上等 (受益地に担い手が 1戸以上) (北海道 100ha 以上) | 受益面積 20ha 以上等 | | | | | | | |
| 4 水利施設等保全 高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備中山間 地域型 (担い手育成対策))) | 受益面積 10ha 以上等 (受益地に担い手が 1戸以上) (北海道 100ha 以上) | 受益面積 20ha 以上等 | 土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 4項 | 農林水産省 | — | | | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 | | | |
|---|---|--|---|-------------------------------------|-------|----|--|--|--|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | | | | |
| 採択基準等の緩和 | 5 農業競争力強化農地整備事業 (草地畜産基盤整備事業) | (うち道営草地整備事業) | | 土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置 | 農林水産省 | — | | | |
| | | 受益面積 250ha 以上 (北海道に限る) | 受益面積 500ha 以上 (北海道に限る) | | | | | | |
| | | (うち公共牧場整備事業) | | | | | | | |
| | | ・既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上) | ・既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上) | | | | | | |
| | | ・受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上) | ・受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上) | | | | | | |
| | | (うち再編整備事業) | | | | | | | |
| | | ・事業参加者 5 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業 完了後 1,500 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 15ha 以上 (北海道 100ha 以上) | ・事業参加者 10 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業 完了後 3,000 頭以上 に増頭 ・事業完了後の受益草 地等面積 30ha 以上 (北海道 200ha 以上) | | | | | | |
| | | 受益面積 10ha 以上 高収益作物新規作付面積 1 ha 以上 | 受益面積 20ha 以上 高収益作物新規作付面積 2 ha 以上 | | | | | | |
| 6 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (高収益作物導入促進型)) | 7 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型、畑作物等転換型)) | 団地要件 0.5ha 以上 | 団地要件 1ha 以上 | 土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第7項 予算措置 | 農林水産省 | — | | | |
| | | 受益面積 車道幅員 3.0m 以上 | 受益面積 車道幅員 4.0m 以上 | | | | | | |
| 8 農村整備事業 (農道・集落道整備事業) | 9 強い農業づくり 総合支援交付金の うち産地基幹施設 等支援タイプ | ・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等 | ・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等 | 予算措置 | 農林水産省 | — | | | |
| | | ・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等 | ・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等 | | | | | | |
| 10 農産物等輸出拡大施設整備事業 | 11 産地生産基盤パワーアップ事業の うち収益性向上対策 | ・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等 | ・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等 | 予算措置 | 農林水産省 | — | | | |
| | | ・作付面積 稻 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上 等 | ・作付面積 稻 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上 等 | | | | | | |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|----------|------------------------------------|---|--|----------------------------|-------|----|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| 採択基準等の緩和 | 12 森林環境保全整備事業 (林道の改良) | 幹線の要件が 利用区域森林面積 200ha 以上 効率的施業区域等では 30ha 以上 | 幹線の要件が 利用区域森林面積 500ha 以上 効率的施業区域等では 50ha 以上 | 森林法 第193条 ※同法施行令第12条 | 林野庁 | — |
| | 13 野菜価格安定対策事業のうち特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 | 対象産地の指定野菜作付面積 ・果菜類除く 概ね 5ha 以上 ・果菜類 概ね 3ha 以上 | 対象産地の指定野菜作付面積 ・果菜類除く 概ね 10ha 以上 ・果菜類 概ね 5ha 以上 | 予算措置 | 農林水産省 | — |
| | 14 漁村整備事業 | 漁業集落人口 50人以上 5,000人以下 | 漁業集落人口 300人以上 5,000人以下 | 予算措置 | 水産庁 | — |

| 区分 | 事業名 | 優遇措置の内容 | | 根拠 | 所管 | 備考 |
|-----|--|---|--|---|----------------|----|
| | | 振興山村 | 一般地域 | | | |
| その他 | 1 基幹的な市町村道及び農道、林道、漁港関連道の整備 | 都道府県の代行 | | ※山村振興法第11条 | 国土交通省 農林水産省 | ○ |
| | 2 国有林野活用の特例的取扱い | 分収造林契約の収益分割合 | | ※国有林野の活用に関する法律第3条第1項第7号 | 林野庁 | ○ |
| | | 造林者 100分の 80 (北海道 100分の 90) 国 100分の 20 (北海道 100分の 10) | 造林者 100分の 70 (北海道 100分の 80) 国 100分の 30 (北海道 100分の 20) | | | |
| | 3 辺地債についての特別措置 | 辺地度点数の算定において、特定振興山村(振興山村であって財政力指数が 0.4 未満の市町村(過疎地域の市町村は除く。))については 25 点を加算 | | 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条 ※施行令第1条、省令第1条及び第2条 | 総務省 | □ |
| | 4 地域脱炭素推進交付金のうち 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業) | 事業計画の一部が山村地域で実施される場合、公募審査時に加点して評価 | | 地球温暖化対策の推進に関する法律第19条 | 環境省 | — |

注：1 備考欄の表示は次のとおりである。

- ----- 山村振興計画に基づき採択される事業、措置等
- ◇ ----- 市町村が作成する産業振興施策促進事項に基づき実施される措置等
- (△ ----- 山村振興計画樹立地域が優先して採択される事業、措置等)
- ----- 採択要件に振興山村を規定している事業、措置等
- ----- 上記以外で振興山村が優遇されている事業、措置等

2 ※は振興山村の優遇措置根拠

V 地方单独施策

V 地方単独施策

今後、山村振興対策を推進する上で重要なことは、各種国庫補助事業等の効率的な活用に加え、それぞれの山村地域の自主性・創意工夫を活かした活性化方策を推進するという観点から、地方単独施策を有効に、かつ、円滑に実施することである。

地方単独施策は、その対象分野及び内容等が多種多様であり、地方公共団体の創意と工夫により実施されているものである。今後においても、山村振興の着実な推進を図るためにには、国の行う各種施策との整合性を図りつつ、地方公共団体の個性を十分発揮した地方単独施策が実施できるよう、分野別のメニューや財政措置の内容を十分検討の上、対応することが必要である。

これらを踏まえ、次に、地方単独施策における支援措置について紹介する。

なお、これら支援措置の事業要綱等についても、「資料編」に取りまとめているので参照されたい。

地方単独施策については、以下のような支援措置が用意されている。

1 施策別地方単独施策一覧

(1) 地域経済循環の創造

(資料編 153 頁)

目的：自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源、伝統的地域産業、科学技術及び情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（产学研官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備を図る。

（地域資源活用事業）

事業例：ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備、農林水産業・伝統的地域産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備、地域の観光資源を活用した観光客誘致を図るための施設等の整備、水質・土壤汚染対策等产学研官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

（地域情報通信基盤整備事業）

事業例：公共施設等を接続するネットワークの整備、デジタル加入者回線設備等の整備、光ファイバ等の更新等、地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業、地域衛星通信ネットワーク施設の整備、地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター等の整備、電子申請等の住民サービス業務等と連携した業務を複数地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備

（自然再生・地球温暖化対策事業）

事業例：藻場・干潟・ビオトープ（生物の生息空間）及びそれらをつなぐ緑道等の形成・保全、全般的に地域木材を利用した施設の整備、都市緑化のための植樹、植栽等

(国土保全対策事業)

事業例：保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備、公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林の取得、小規模農地・農道等の整備、耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備、都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設や就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設整備、水車小屋、井戸等の整備等

(2) 人材力の活性化

(資料編 155 頁)

目的：地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備を図る。

事業例：Uターン等による地方移住者・定住者向け賃付住宅の整備、地場産業後継者の育成・支援施設等の整備、NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設の整備

(3) 地域の歴史文化資産の活用

(資料編 155 頁)

目的：個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備を図る。

事業例：文化財保護法の規定により指定等された有形文化財・有形民俗文化財等・重要文化財・国宝等の取得、保存及び周辺整備、住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 (資料編 155 頁)

目的：少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備を図る。

事業例：リハビリテーション施設及び看護師養成所等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備、地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入、集落移転事業等に伴って必要となる生活環境施設の整備

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

(資料編 156 頁)

目的：連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備を図る。

事業例：新技術等開発を支援するための施設の整備、観光拠点施設の整備、高度医療の提供に資する施設の整備、アクセス拠点施設の整備、高等教育機関における研究施設の整備、医療・福祉を確保するための施設の整備、公共交通のネットワークを形成するための施設の整備、産業振興のための施設の整備

(6) 定住自立圏構想の推進

(資料編 157 頁)

目的：定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものの整備を図る。

事業例：医療・福祉を確保するための施設の整備、公共交通のネットワークを形成するための施設の整備、産業振興のための施設の整備

(7) 合併の円滑化

(資料編 157 頁)

目的：市町村の合併の特例に関する法律の下で平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した市町村等が行う事業の支援を図る。

事業例：平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業、合併市町村基本計画に基づき実施する事業、合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等

(8) ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

(資料編 207 頁)

目的：ふるさと財団の支援の下に民間事業活動に対して行う無利子資金の貸付事業。

事業例：医薬品製造工場増設事業、老人保健施設建設事業等

(9) 森林・林業振興対策

(資料編 214 頁)

目的：地球温暖化防止対策、林産物の安定供給やきれいな水と空気の提供、自然景観の保全等重要な役割を担う山村地域の活性化の推進を図る。

事業例：森林作業員の育成のための OJT 研修、林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備、森林所有者等による施業実施区域の明確化作業や森林の現況調査等の地域活動の支援、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等

財政支援措置：

- ① 公有林等間伐対策
- ② 民有林の公的整備

- ③ 森林の公益的機能の維持増進
- ④ 新たな縁の雇用担い手育成対策
- ⑤ 森林整備地域活動等支援
- ⑥ 地域材利用促進対策
- ⑦ 森林・山村多面的機能発揮対策

(10) 農山漁村地域活性化対策

(資料編215頁)

目的：農山漁村地域の活性化を一層推進するため、後継者の育成・確保対策及び若者の定住促進対策等を推進

事業例：農林漁業の担い手対策、女性の参画の促進と少子・高齢化対策、地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策、自然循環機能の維持増進対策、新規就業希望者に対するOJT研修等の実施等

財政支援措置：

- ① 日本型直接支払
 - (1) 多面的機能支払交付金
 - (2) 中山間地域等直接支払
 - (3) 環境保全型農業直接支援対策
- ② 農山漁村地域活性化事業
- ③ 水産多面的機能発揮対策
- ④ 離島漁業再生支援
- ⑤ 特定有人国境離島漁村支援

(11) へき地保健医療の充実

(資料編216頁)

目的：へき地を中心とした地域医療の充実を図るため、広域的な観点から都道府県が策定する計画に基づき事業を支援。

事業例：施設設備整備等（へき地診療所の建設、巡回診療車及び医療機器等の購入、へき地診療所等への代診医師、応援医師等の派遣経費）

(12) 小規模集合排水処理施設整備事業

(資料編218頁)

目的：対象となる住宅戸数が2戸以上20戸未満である小規模な集合排水処理施設を地方単独事業により整備し、当該施設を公営企業として運営する市町村を支援。

事業例：管路施設、処理施設の整備

(13) 市町村による浄化槽設置管理事業（個別排水処理施設整備事業）

(資料編219頁)

目的：生活排水処理対策を一層推進するため、浄化槽の設置管理を公営企業として行う市町村を支援。

事業例：浄化槽の整備

(14) 子供の農山漁村体験の充実（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」事業）

(資料編220頁)

目的：農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、子供を受け入れる地域の活性化、交流による地域間の相互理解の深化を図る。

事業例：農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を伴う小学校・中学校の児童・生徒が行う宿泊体験活動

(15) 地域おこし協力隊の活用

(資料編221頁)

目的：地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援などの地域協力活動に参加してもらい、当該地域への定住・定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を実施。

事業例：地域おこし協力隊員による農林水産業への従事、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援、地域おこしの支援等

(16) 集落支援員の活用

(資料編222頁)

目的：地方自治体が集落支援員を活用し、集落対策を一層推進することができるよう、必要な支援を実施。

事業例：集落支援員による集落の状況把握、集落点検の実施、集落のあり方についての話し合い等

(17) 外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業

(資料編223頁)

目的：地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家（総務省「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行う市町村を支援。

事業例：地域資源を活用した地域経済循環、まちなか再生、生活機能の維持、環境保線・SDGs、防災減災・危機管理、観光振興・交流、関係人口の創出・拡大、移住・定住促進、少子化対策、こども・子育て支援、地域づくりの人材の育成・教育、自治体経営イノベーション、シティプロモーション・地域PR

2 地方単独施策の財政支援について

地域活性化事業【(1)～(7)】については、地方債充当率は90%とする。また、各事業の元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。(平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業であって、令和6年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。)

(1) 地域経済循環の創造

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(2) 人材力の活性化

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(3) 地域の歴史文化資産の活用

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

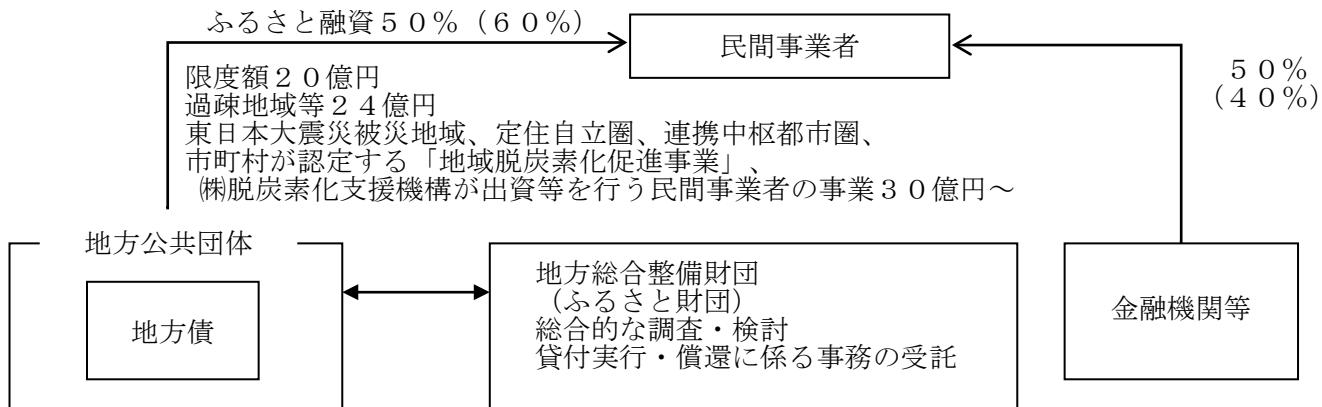
(6) 定住自立圏構想の推進

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(7) 合併の円滑化

| | |
|----------------------------------|------------------|
| 地域活性化事業債 90 % (交付税：後年度30%) | 一般 財源 10 % |
|----------------------------------|------------------|

(8) ふるさと融資



一般事業債（地域総合整備資金貸付事業分）100%
(交付税：利子分について後年度 75% (用地取得費部分については後年度 50%))

- (注) 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業のほか、時限的特例措置として、過疎地域・みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県及び福島県並びに岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村）、連携中枢都市圏において実施される貸付対象事業について 60%まで融資可能。
- (注) 地方公共団体が民間事業者に連帶保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して交付税措置（補助額の 75%）を講じる（低金利下における措置）

(9) へき地保健医療の充実

| |
|------------------------|
| 病院事業債 100% |
| (交付税：元利償還金について後年度 60%) |

(注) 運営費の一部について特別交付税により措置されます。

(10) 小規模集合排水処理施設整備事業

| | |
|--------------------------|--|
| 一般会計繰出 | |
| 一般財源 30% (交付税当該年度) | 下水道事業債 70% (交付税：後年度 44%) ※事業費補正分のみ |

(注) 令和7年度については、一般会計繰出 30% 分は、下水道事業債（交付税；後年度 100%）に振り替えられている。

(11) 市町村による浄化槽設置管理事業 個別排水処理施設整備事業

| | |
|--------------------------|--|
| 一般会計繰出 | |
| 一般財源 30% (交付税当該年度) | 下水道事業債 70% (交付税：後年度 44%) ※事業費補正分のみ |

(注) 令和7年度については、一般会計繰出 30% 分は、下水道事業債（交付税；後年度 100%）に振り替えられている。

資料編

[1]

国庫補助事業等

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和7年度予算額 76,249 (76,999) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³ [令和10年度まで]）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

① 農業農村分野：農地整備、農業用用排水施設整備、海岸保全施設整備等

② 森林分野：予防治山、路網整備等

③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

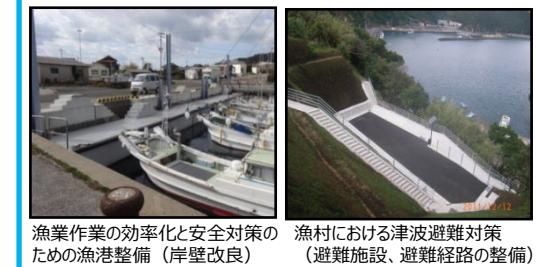
【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

[お問い合わせ先] (農業農村分野) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
(森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
(水産分野) 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

農山漁村振興交付金

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円】

（令和6年度補正予算額 1,325百万円）

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>

地域資源活用価値創出対策

しごと 活力

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。



地域活性化のための活動計画づくり*

* 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

創出支援型

地域活性化型



地域資源を活用した新商品開発

農泊推進型

農福連携型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

農福連携型

活力



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

都市農業機能発揮対策

活力

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援

都市部

農山漁村地域

↑ 情報発信 ↑ 交流 ↓ 就農移住

情報通信環境整備対策

しごと くらし

インフラ管理やスマート農業等に必要な情報通信環境の整備を支援します。



通信施設の整備

中山間地域農業推進対策

くらし

活力

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。



農村RMOによる生活支援



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

土地利用

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用

山村活性化対策

活力

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



山菜を利用した商品開発

中山間地域等

「コミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化」

山村活性化支援交付金

【令和7年度予算額 780 (780) 百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

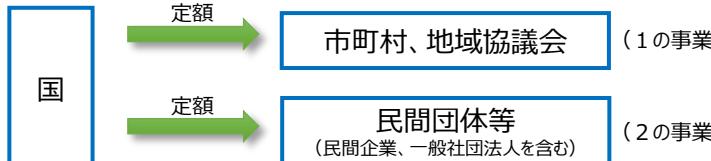
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等 地域産品の加工・商品化



地域産品の加工・商品化

2.①商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会、販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

地域資源を活用したビジネス創出の支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習

ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

②山村振興セミナー支援

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

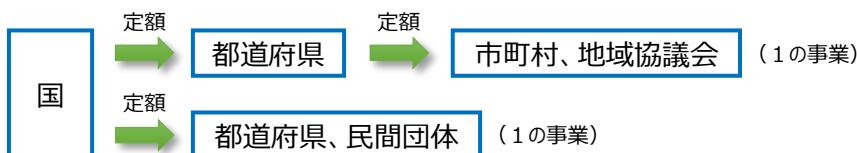
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- [支援事業] 優先枠 優遇措置
 - ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・ 農業農村整備関係事業
 - ・ 集落営農連携促進等事業
 - ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
 - ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
 - ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策等）

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- [支援事業] 優先枠 優遇措置
 - ・ 多面的機能支払交付金
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稻：50ha→10ha等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合は15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。**

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

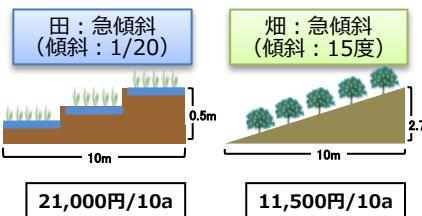
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

| 地目 | 区分 | 交付単価 (円/10a) |
|----|--------------|-----------------|
| 田 | 急傾斜 (1/20~) | 21,000 |
| | 緩傾斜 (1/100~) | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜 (15度~) | 11,500 |
| | 緩傾斜 (8度~) | 3,500 |



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

| 加算項目（取組目標の設定・達成が必要） | 10a当たり単価 |
|--|-----------------------------|
| 棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 | 10,000円 (田・畑) |
| 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 | 14,000円 (田・畑) |
| 超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援 | 6,000円 (田・畑) |
| ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援 | 10,000円(最大※2) (地目にかかわらず) |
| スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援 | 5,000円 (地目にかかわらず) |

※2 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

※3 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動**を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

| | 都府県 | | 北海道 | | | |
|----|---------|-------------------|-------------------------|---------|-------------------|-------------------------|
| | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 (共同)*1 | ③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3 | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 (共同)*1 | ③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3 |
| 田 | 3,000 | 2,400 | 4,400 | 2,300 | 1,920 | 3,400 |
| 畑 | 2,000 | 1,440 | 2,000 | 1,000 | 480 | 600 |
| 草地 | 250 | 240 | 400 | 130 | 120 | 400 |

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

*1 : ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

*2 : ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

*3 : ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※下線部は拡充内容

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

| | 項目 | 都府県 | 北海道 | |
|-------------------------|--|-----|-----|-----|
| | | 田 | 400 | 320 |
| 多面的機能の更なる増進への支援 | 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加) | 畠 | 240 | 80 |
| 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)への支援 | 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合 | 草地 | 40 | 20 |
| | | 田 | 400 | 320 |

(円/10a)

| | 項目 | 交付単価 | 組織の体制強化 への支援 | 広域活動組織の設立と 活動支援班※の設置 を併せて行うこと | 40万円/組織 |
|---------------|--|-------|-----------------|-------------------------------------|---------|
| | | | | | |
| 環境負荷低減の取組への支援 | 長期中干し | 800 | | | |
| | 化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合 | 冬期湛水 | 4,000 | | |
| | | 夏期湛水 | 8,000 | | |
| | | 中干し延期 | 3,000 | | |
| | | 江の設置等 | 4,000 | 作溝実施 | |
| | | | 3,000 | 作溝未実施 | |

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域所得確保対策 <一部公共>

【令和6年度補正予算額 9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。**

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援します。** 計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

9,512百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業 【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

[対象地域] 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

[実施期間] 1年間 [交付率(上限)] 定額（500万円／地区）

[実施主体] 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定 【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農業競争力強化農地整備事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 67,763（67,795）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数）

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>**1. 農地整備事業**

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

<事業イメージ>

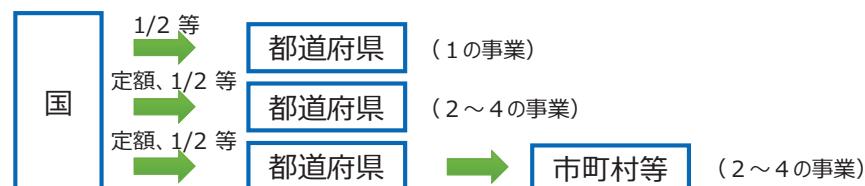
地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

<事業の流れ>

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

[お問い合わせ先] (1、2、4の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
 (3の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等**を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の**農地整備**については、**農地中間管理機構とも連携**して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

＜整備前＞



② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組む地区は最大4年
※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで（省力化整備地区は令和12年度採択分まで））
※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 下線部は拡充内容

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・助成割合

| 集積率 | 助成割合 | 集約化加算 |
|--------|------|---------------|
| 85%以上 | 8.5% | +4.0%（計12.5%） |
| 75～85% | 7.5% | +3.0%（計10.5%） |
| 65～75% | 6.5% | +2.0%（計8.5%） |
| 55～65% | 5.5% | +1.0%（計6.5%） |

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国費負担割合は50%等

＜整備後＞



大区画による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上） 等

※地域計画の策定を要件化（令和7年度申請分以降）

補 助 率：50% 等

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

・道営草地整備事業

事業実施主体：北海道

採択要件：受益面積500ha以上 等

・公共牧場整備事業

事業実施主体：都道府県

採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

事業実施主体：都道府県、事業指定法人

・飼料基盤集積整備事業

採択要件：受益面積200ha以上 等

・再編整備事業

採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

地域計画の策定を要件化 (①～③の事業共通、令和7年度申請分以降)

③の事業で申請書を簡素化

※下線部は拡充

2. 主な工種

暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等

飼料生産の基盤整備



補 助 率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用用排水施設、農用地の保全
※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

| 主な事業種類 | 条件 | 助成単価※ 【主なもの】 | 備考 |
|-----------|--------------------|--------------------------|---|
| 田(畠)の区画拡大 | 高低差10cm超 表土扱い有 | 25万円/10a (42万円/10a) | （）は水路変更（管水路化等）を伴う場合 |
| | 高低差10cm以下 表土扱い無 | 6万円/10a (22万5千円/10a) | |
| | 畦畔除去のみ | 3万5千円/100m | |
| 暗渠排水 | バックホウ | 19万円/10a | 助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +3万円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a |
| | トレンチャ | 12万円/10a | |
| | 掘削同時埋設 | 10万5千円/10a | |
| 湧水処理 | バックホウ | 20万5千円/100m | |
| 末端畑かん施設 | | 18万5千円/10a (29万円/10a) | （）は樹園地の場合 |
| 客土 | 層厚10cm以上 | 26万円/10a | |
| 除礫 | 深度30cm以上 | 23万5千円/10a | |

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算



農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>【令和7年度予算概算決定額 67,763(67,795) 百万円の内数】 （令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数）

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。**

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用用排水施設等
- 省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】※ 下線部は拡充内容 ※ 地域計画の策定を要件化(令和7年度申請分以降)

<共通>

- 農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと
 ①機構が農地中間管理権を有する農地
 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
 ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

<一般型>

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等
 ※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,600円/60kg以下 又は麦・大豆等へ3割転換 等

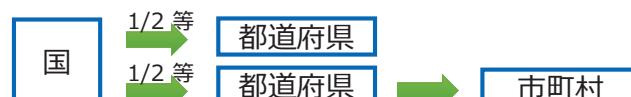
<省力化整備型>

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

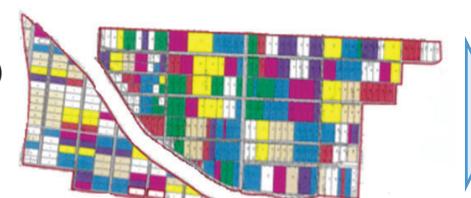
<事業の流れ>



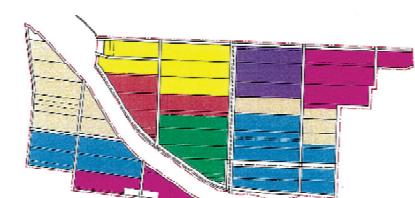
*農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



(施工前)



(施工後)

<農地面積・集団化の考え方>



事業実施範囲

農地の合計面積 平場：10ha以上
 中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平場：1ha以上
 中山間等：0.5ha以上

$$\text{担い手への集団化率} : \frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$$

a ~ d : 事業対象農地を構成する団地の面積

p ~ s : 担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
 (上図 着色部)

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

水利施設整備事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】
(令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

<対策のポイント>

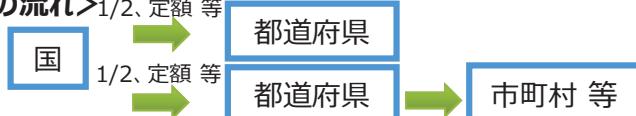
農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管管理の省力化を推進します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進
 - ①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
 - ③流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。
- 4 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付
- 5 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
 - ①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付
- 6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>

【実施要件】 受益面積200ha以上 等
 ※ 5 ①において地域計画の策定を要件化
 (令和7年度申請分以降)
 ※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畠地帯総合整備事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】
(令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

<対策のポイント>

畠地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畠作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畠地化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

- 1 畠作経営の体质強化に必要な畠地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
畠作地帯における畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの
〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】
中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（畠地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
(樹園地については受益面積 5 ha以上※ (0.5ha以上の団地の合計)) 等
※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

- 2 水田地帯における畠作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畠地化のための整備
パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畠地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付 等

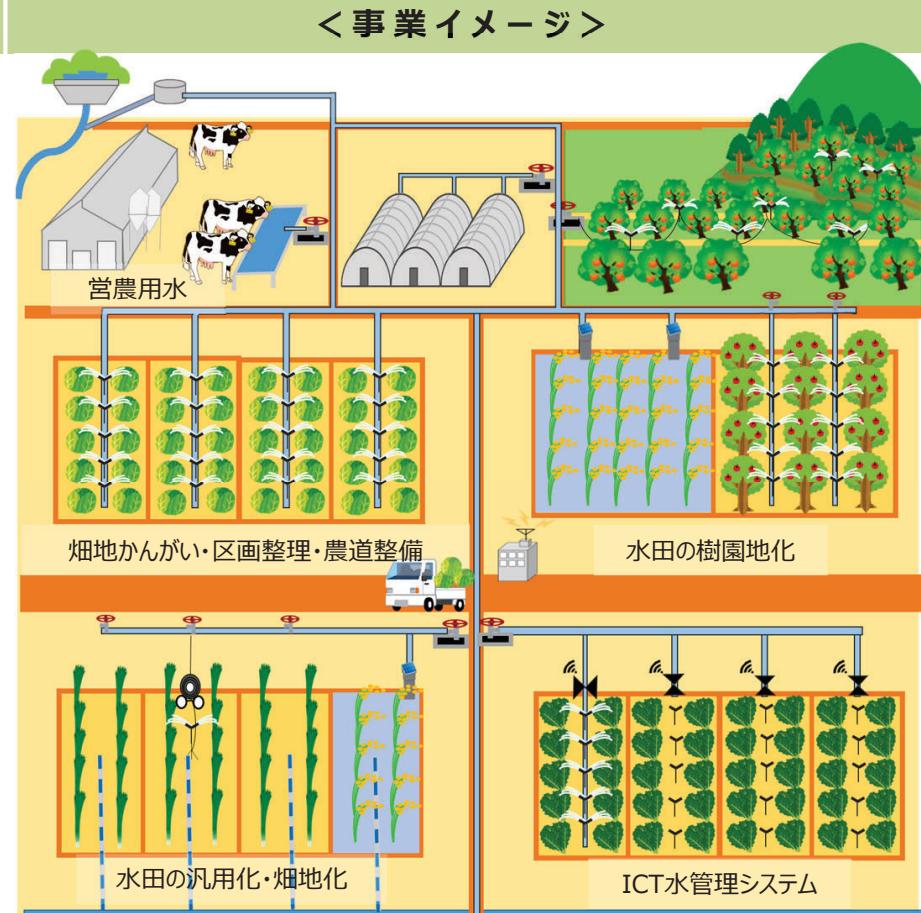
【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
(事業実施区域の5割以上で畠作物・園芸作物を作付けする場合は 5 ha以上) 等

- 3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等



※ 1 のうち担い手育成対策において
地域計画の策定を要件化
(令和7年度申請分以降)



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和7年度予算額 3,990（4,534）百万円】
(令和6年度補正予算額 2,119百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



<事業の流れ>



農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和7年度予算概算決定額 28,150（28,150）百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渴水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※地域防災計画に位置づけられた避難路等の農道施設整備を含む。

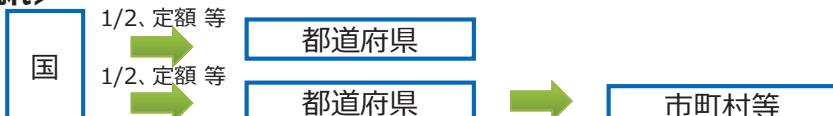
【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

※下線部は拡充内容

【実施要件】 1、2 の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策



施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

お問い合わせ先 農村振興局水資源課

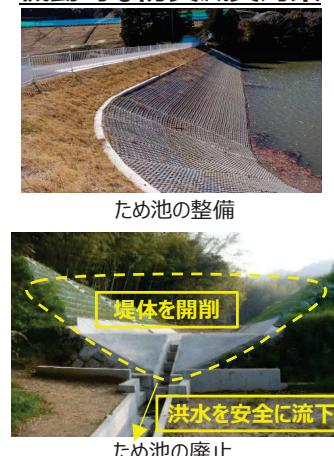
(03-3502-6246)

防災課 (03-6744-2210)

設計課 (03-6744-2201)

地域整備課 (03-6744-2209)

機動的な防災減災対策



ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843（19,843）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
（①～⑥は組み合わせることが可）

・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）

※下線部は拡充内容

・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等

・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

（ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畠地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※¹）、

農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※²）等

（ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※³（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R6年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

※3 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

（ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畠地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等

（ソフト）高収益作物への転換支援※⁴、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※⁵（定率）等

※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援

※5 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

（ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等

（ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

（ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等

（ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

（ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水枠の設置（定額）等

（ソフト）※⁶「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水枠と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

（ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等

（ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

【機構集積推進費】※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容：定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 実施要件：**
- ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1/3以下となること
 - ・以下の一～③の期間の合計が15年以上の農地
 - 機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - 機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - 機構が農地を所有している期間
 - ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
 - ・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

【高収益作物導入促進費】

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

| 高収益作物転換率 | 助成割合 |
|----------|-------|
| 50%以上 | 12.5% |
| 40%～50% | 10.0% |
| 30%～40% | 7.5% |

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

| 事業主体 | 国 | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|-------|-----|-------|-----|--------------|
| 都道府県営 | 50% | 27.5% | 10% | 12.5% |
| 市町村営 | 50% | 14% | 21% | 15% |
| 改良区営 | 50% | 14% | 13% | 23% |



上記を活用する場合のガイドライン

| 事業主体 | 国 | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|--------------|-----|-------|-------|--------------|
| 都道府県営 | 50% | 27.5% | 10% | 12.5% |
| 市町村営 改良区営 | 50% | 15% | 22.5% | 12.5% |

※標準的な負担割合

なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畠地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畠地帯のきめ細かな基盤整備への支援



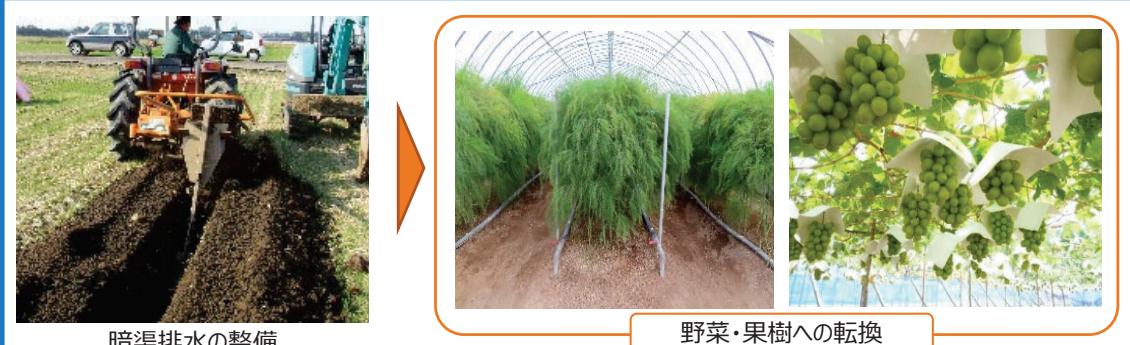
【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



水田地域の作付転換への支援



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

○ ふるさと水と土基金（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

【平成5年度～】

＜対策のポイント＞

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつある中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図ります。

＜事業の内容＞

1 保全対策事業

中山間地域及びこれらの地域と一緒に事業を推進することが効果的であると認められる土地改良施設及びこれらと一緒に保全することが必要であると認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために実施。

①調査研究事業

- 基本的対策等の作成
- 調査（地域資源調査、集落点検調査、現況調査等）
- 工法等の研究（実証試験、特產品開発研究、集落点検マップ作成等）

②研修事業

- 指導員、推進員等の研修会（研修会開催、研修会への派遣等）
- 先進地区の現地調査や検討会
- 地域リーダー育成（研修会開催等）

③推進事業

- 現地診断、推進指導（指導員の派遣等）
- 組織の構想化（協定締結支援、啓発普及ワークショップ、ボランティア連絡調整等）
- 啓蒙普及（HP開発、情報誌作成、啓発イベント、食育活動支援、看板設置等）
- 都道府県委員会等の運営

＜事業イメージ＞

ふるさと水と土基金（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

| | |
|---------|--------------------------------|
| ①事業主体 | 都道府県（※東京都、神奈川県、大阪府、岡山県、広島県は除く） |
| ②基金造成総額 | 330億円（R6年度末時点:262億円） |
| ③補助率 | 国費1／3 |
| ④造成期間 | 平成5～9年度 |

対象地域

- ① 地域振興5法の指定を受けている地域
ア 過疎地域 イ 振興山村 ウ 離島振興対策実施地域
エ 半島振興対策実施地域 オ 特定農山村地域
- ② 上記と一緒に事業を推進することが効果的と認められる地域



①調査研究事業

②研修事業

③推進事業

○ 棚田基金（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

【平成10年度～】

<対策のポイント>

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、地形が急峻であること等から営農に多大な労力が強いられている棚田地域等において、**棚田地域等の農地及び土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と棚田地域等の農地及び土地改良施設の保全・利活用に係る都市住民も交えた継続的な地域住民の共同活動の推進を図ります。**

<事業の内容>

1 棚田基金事業

棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動の活性化を図るため実施。

①保全ネットワーク推進事業

- 普及啓発、情報収集提供（HP開設、情報誌の作成、啓発ニーズ調査 等）
- 保全活動への参加者募集、登録調整、研修（体験イベント支援、研修会開催 等）
- 現地技術指導者の登録、派遣調整、経費助成（技術者の派遣、棚田腑存量調査 等）
- 都道府県委員会等の運営

②保全活動推進事業

- 住民組織の活動計画等の作成（棚田保全方針策定支援 等）
- 調査研究、成果の普及（棚田現状分析調査、鳥獣害防止実証実験 等）
- 人材育成（指導員研修会、現地見学会、人材発掘 等）
- 普及啓発（普及誌作成購入配布、キャンピングツーリズム作成、体験ツアー、体験学習会開催 等）
- 住民組織の情報連絡調整の推進（棚田オーナー制支援、棚田サミット開催支援 等）

③保全活動支援事業

- 住民組織の保全活動の経費等助成（保全活動支援、資機材の提供、事務局の運営支援、耕作放棄地復旧支援、保全計画策定支援 等）

<事業イメージ>

棚田基金（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

| | |
|---------|--|
| ①事業主体 | 都道府県（※岩手県、宮城県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、岡山県、広島県は除く） |
| ②基金造成総額 | 174億円（R6年度末時点：143億円） |
| ③補助率 | 国費1／3 |
| ④造成期間 | 平成10～12年度 |

対象地域

自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域。



①保全ネットワーク
推進事業



②保全活動
推進事業



③保全活動
支援事業

強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952（12,052）百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決**に向けた取組を支援します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

＜事業の内容＞

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

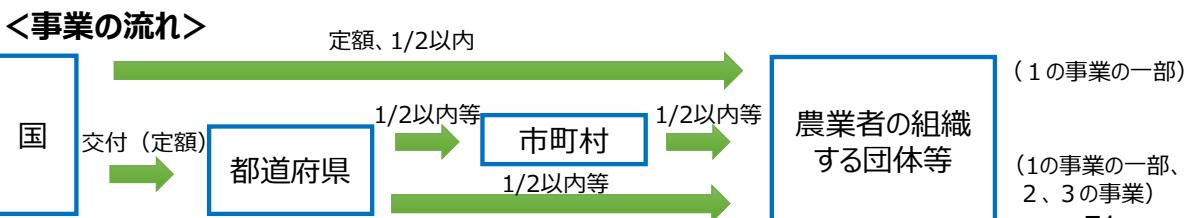
② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**トックポイント等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上 [事業実施年度の翌々年度まで]）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

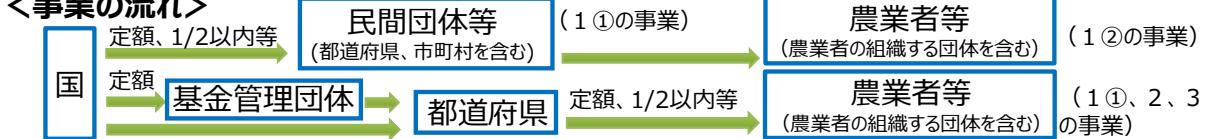
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や綠肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

新たな生産・供給体制



拠点事業者の貯蔵・加工施設



供給調整・流通効率化に向けた施設・機械



果樹・茶の改植や省力樹形導入

産地の収益性の向上

収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得
・スマート農業推進枠
・特別枠の設定
・施設園芸エネルギー転換枠
・持続的畑作確立枠
・土地利用型作物種子枠

推進枠の設定
・中山間地域の体制整備

生産基盤の強化



継承ハウス、園地の再整備・改修



堆肥等を活用した土づくり

[お問い合わせ先]

- | | | |
|--------------|-------------|----------------|
| (1 ①、2 の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1 ②、3 ①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1 ②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (3 ②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

農産物等輸出拡大施設整備事業

【令和6年度補正予算額 5,500百万円】

<対策のポイント>

国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 輸出対応型施設の整備

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農産物の輸出促進の取組に必要となる
輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場等の整備

生鮮食料品等の輸出促進を図るため、輸出先国までの一貫したコールドチェーン
システムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の
整備を支援します。

長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設（CA貯蔵※施設等）



長期間品質を維持することで、
輸出先国の需要時期に合わせた
供給を可能とする青果物の長期
保存体制を構築

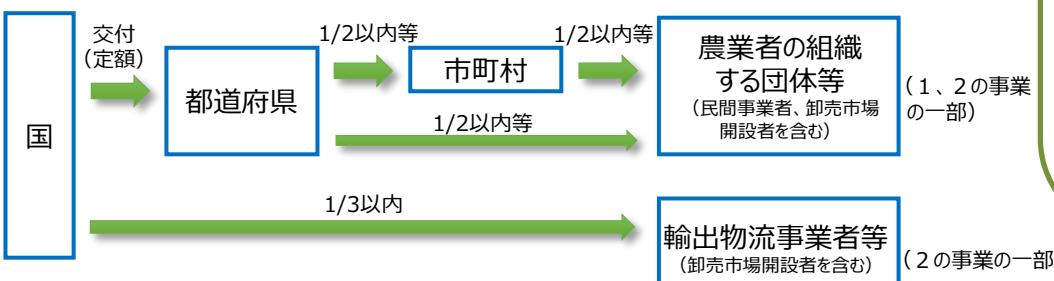
※ 貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に
含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法

コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を
整備することで、輸出先国までの
一貫したコールドチェーンシステムを
確保

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1の事業) 農産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

73 (2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

＜対策のポイント＞

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るために、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

＜政策目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

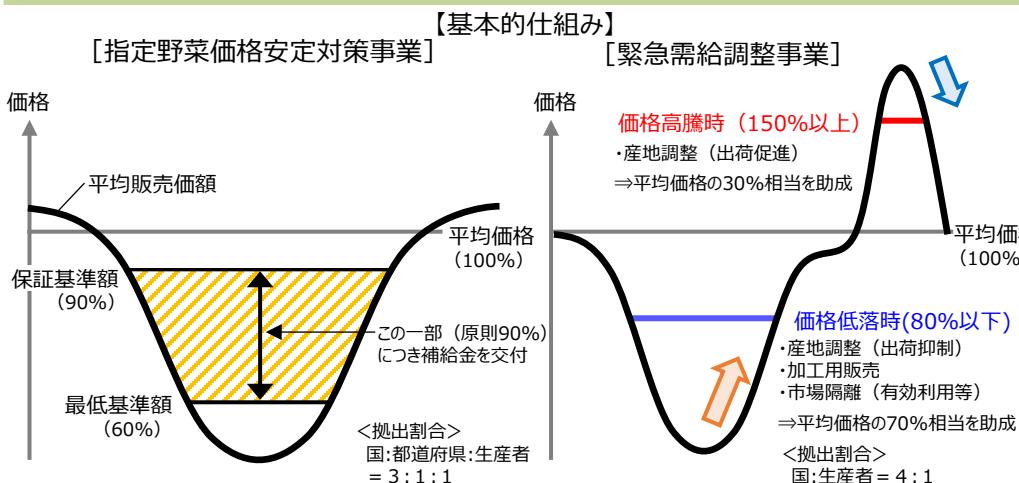
6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加

（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまいも、れんこん、しそうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和7年度予算額 10,009（10,009）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,460百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900（9,900）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**ジビエ消費拡大**を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大**に向けたペットフードへの利用促進や**情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援**します。
- ⑥ **スマート捕獲等普及加速化事業**
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

109（109）百万円

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローンを活用した捕獲ポイントの特定調査や、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。【令和6年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先]

75

＜事業イメージ＞

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

① スマート鳥獣害対策の推進

ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進



② シカ、クマの捕獲対策の強化

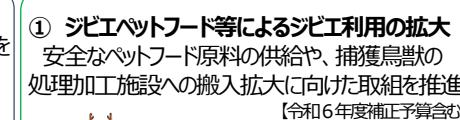
【令和6年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



③ 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保

地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、**鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保**を支援

【ジビエ利活用拡大に向けた取組】



② ジビエの情報発信強化

【令和6年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
(2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和7年度予算額 38,086（38,101）百万円】
（令和6年度補正予算額 42,524百万円）

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るために整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策事業）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- ・農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容

1/2、定額等

都道府県

国

1/2、定額等

都道府県



市町村 等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



頻発化・激甚化する豪雨災害への対策強化

～農村地域防災減災事業の拡充～

- 頻発化・激甚化する豪雨災害への対策を強化すべく、農業水利施設の浸水対策や治水上支障が生じるおそれがある頭首工の撤去等を機動的に実施。

地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）

現状・課題

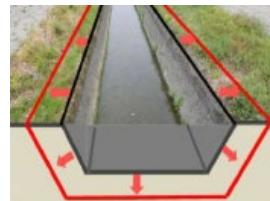
- 近年、排水機場等が被災して、その機能を喪失することにより、周辺の農地や住宅等に甚大な被害が発生。
- 過去に整備された排水機場等において浸水対策等が講じられておらず、被害が生じるおそれのあるものが数多く存在。
- このため、豪雨災害への対策を強化するための施設整備が急務。

今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能とする。



排水機場等の耐水化



既存水路の拡幅



放水路の整備

実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上、又は防災受益30ha（畠に係るものにあっては20ha）以上
- ・事業主体：都道府県、市町村
- ・補助率：50%等

農業用河川工作物等応急対策事業

現状・課題

- 頭首工等の構造が不適当又は不十分なため、治水上支障が生じるおそれがあるものについては、洪水等からの安全を確保するため、速やかに対策を講じる必要がある。
- 受益面積の減少等により、頭首工等を改修するよりも、頭首工等を撤去して代替水源を整備したほうが、経済的に有利な場合もある。

今後の対応

- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能なことを明確化する。



老朽化によりゲート操作ができなくなり
治水上支障がある頭首工の撤去



代替水源(井戸)の整備

実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上
- ・事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- ・補助率：50%等

振興山村・過疎地域経営改善資金

1 目的

本資金は、「山村振興法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により指定された「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金用途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

〔※(1)～(3)の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。〕

(4) その他

- ① (1)～(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件

| 区分 | 補助事業 | 非補助事業 |
|------|-------------------|---|
| 利率 | 1.85%（共同利用：2.85%） | 1.70% |
| 限度額 | 負担する額の80%以内 | 負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 (かつて書きは、一定の要件を満たす場合) ① 個人：1,300万円（2,600万円） ② 法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円） |
| 償還期限 | 25年以内（うち据置期間8年以内） | |

(注) 利率は、令和7年3月19日現在

最新の利率の掲載先 URL : <http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

5 令和7年度融資枠【概算決定額】（令和6年度融資枠）

1.0億円（1.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

| 区分 | 加工流通施設 | 保健機能増進施設 | 生産環境施設 |
|-------|---|---|---|
| 貸付対象者 | 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る） | 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る） | 農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。） |
| 資金使途 | 新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得 | 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等 | 活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等 |
| 貸付条件 | 利率 | 1.45%～1.90% | 1.70% |
| | 限度額 | 負担する額の80%以内 | |
| | 償還期限 | 15年以内（うち据置期間3年以内） | 25年以内（うち据置期間8年以内） |

(注) 利率は、令和7年3月19日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和7年度融資枠（令和6年度融資枠）

160.0億円（180.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/seaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 【農林水産省】

【事業の趣旨】

山村振興法に基づく振興山村における基盤施設である農道、林道及び漁港関連道を整備し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

【事業の内容】

山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて農道、林道及び漁港関連道の整備を進めるとともに、基幹的な農道、林道及び漁港関連道については市町村に代わって都道府県が事業を行う代行制度をもって農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業を行う。

【実施要件】

市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で農林水産大臣が指定するものの新設及び改築

○ 基幹道路の指定基準

市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道のうち、その新設及び改築について市町村が行なうことが当該市町村の財政的又は技術的水準から見て困難又は不適当と認められるものであって、次の要件に適合するもの。

<農道>

- (1) 受益面積30ヘクタール以上のこと。
- (2) 延長800メートル以上、かつ、幅員(全幅)4メートル以上のものであること。
- (3) 農業生産の近代化、農産物の流通の合理化、農村の生活環境の整備改善に資するものであって、次に該当すること。
 - ① 将来一つの営農団地として計画的に育成整備する地域において行なうものであって、当該地域内の農道網の幹線的農道であること。
 - ② 自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めるものであること。
 - ③ 事業完了後の管理について、整備目的にそって関係市町村が行なうことが確実であると見込まれること。

<林道>

- (1) 当該林道の利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であって、地域の振興を図る上で重要なものであること。
- (2) 地域森林計画において指定道路として位置づけられ、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 当該林道の利用区域内に10戸以上の集落が存在すること。
 - ② 当該林道が国道、都道府県道又は山村振興法・過疎法に基づき指定された基幹道路若しくはこれと同等の既設道路の間を相互に結ぶものであること。
 - ③ 市町村森林整備計画において、「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域」内で計画されているものであること。

<漁港関連道>

- (1) 主要漁港関連道
総事業費が1億円以上6億円未満
(特別なものについては6億円以上のものも認める。)
- (2) 一般漁港関連道
総事業費が5千万円以上6億円未満
(特別なものについては12億円未満のものも認める。)
- (3) 附帯関連道
総事業費が主要の概ね1／2以内で5千万円以上。

【補助率】 国費50／100等

【事業主体】 都道府県

〔 担当課 農村振興局地域整備課
林野庁整備課
水産庁計画課 〕

バイオマスの地産地消

【令和7年度予算額 612（650）百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数)

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜政策目標＞

○化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]

○カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]

＜事業の内容＞

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

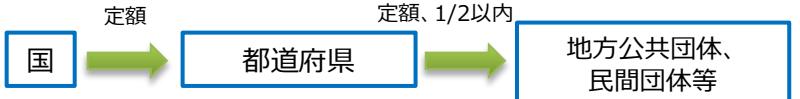
- ① 敷設機材や実証圃場を用意し、バイオ液肥を実際に圃場に散布します（散布実証）。
- ② 敷設実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稻わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

<政策目標>

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]

<事業の内容>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

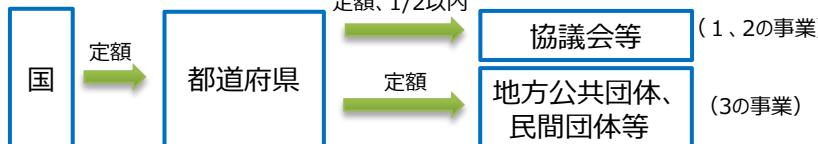
② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入
(積水化学提供)



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



②未利用資源の混合利用促進



エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ①資源作物の燃焼実証
②未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

[お問い合わせ先] 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508)
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)

<対策のポイント>

森林吸収源の機能強化・国土強靭化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均]）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進します。
- ② **林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靭化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林等**について、**公的主体**による復旧・整備を推進します。
- ② 林道の強靭化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策**を推進します。

<事業の流れ>

1/2、3/10等

都道府県、市町村、森林所有者等

(1の事業、2の事業の一部)

国

定額

国立研究開発法人森林研究・整備機構

(2の事業の一部)

* 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による
再造林面積の確保



路網整備の推進に
より再造林等を後押し



森林資源の
適正な管理



公益的機能の持続的発揮

<花粉発生源対策>

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援



一貫作業の実施



林業専用道の改良（のり面）

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靭化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、**公的主体**による復旧・整備を推進



道路に近接する森林

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援



簡易な排水施設の整備

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るために、**令和6年能登半島地震からの早期復旧**に加え、**地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等**を図るとともに、**豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施**など、国土強靭化に向けた取組を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落 [令和5年度] → 約60.5千集落 [令和10年度]）

<事業の内容>

1. 令和6年能登半島地震で発生した山地災害からの早期復旧

災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、**民有林直轄治山事業等**による集中的な復旧整備を実施します。

2. 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進

- ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、**激甚災害**に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援します。
- ② 既存の治山施設の被災を伴う山地災害が多発したことを踏まえ、**施設の復旧と崩壊地の復旧**を一体的に進めるための支援メニューを追加します。
- ③ **津波避難路を保全するための予防治山対策**を強化します。

3. 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施

豪雨の激化を踏まえ、**山地災害危険地区**で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化します。

※ このほか、**土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去**を、治山施設災害復旧事業で実施可能にします。

<事業イメージ>

○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進



能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊



津波避難路となっている山地の被災



激甚災害後の治山施設の点検支援



予防治山対策による津波避難路の保全

○豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施



森林の機能が低下した山火事跡地



治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去



<事業の流れ>

国

1/2等

都道府県

※ 国有林及び民有林の一部においては、直轄で実施

<対策のポイント>

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70% [令和11年度]）

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082 千円

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
 - ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
 - ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
 - ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等
- を実施します。

確保

育成

実践

<事業イメージ>

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し
森林資源を活用する活
動への支援

最大12.0万円/ha

複業実践型



地域住民等が連携し
竹林資源を活用する活
動への支援

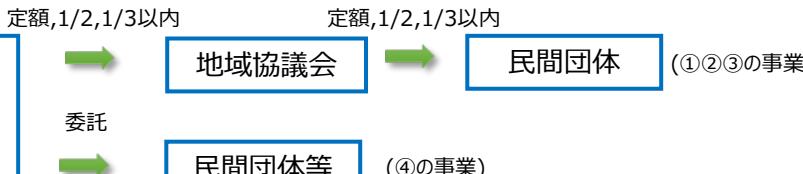
最大33.2万円/ha



半林半X等により本格的に
森林資源を活用する活動
への支援

最大19.1万円/ha

<事業の流れ>



森林総合利用対策（森林活（もりかつ）プロジェクト）（組替新規）

【令和7年度予算額 103,753（-）千円】

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルの実現等に向け、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用（森林活（もりかつ））を促進するため、国民参加の緑化運動を推進するとともに、森林・山村地域資源（J-Credit、生物多様性、観光資源等）に関する都市部企業等に対する理解醸成、国民や企業等による山村地域への資金提供や森林空間利用等を促進する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国民参加の緑化運動の推進事業 31,474千円

皇室行事として実施している全国植樹祭・育樹祭の開催等全国レベルでの国民参加の緑化運動を推進します。

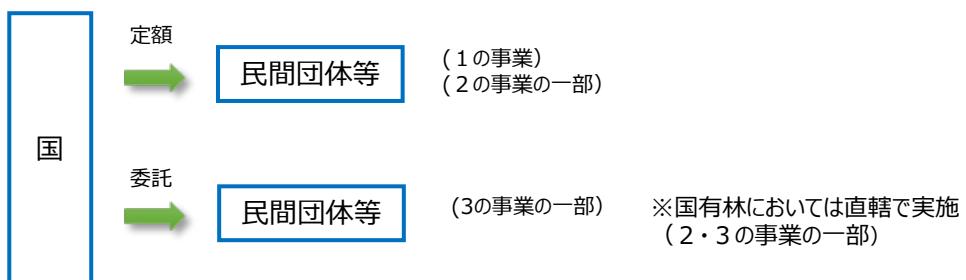
2. 森林づくり資金等導入応援プロジェクト 38,000千円

森林づくりに対する企業等からの資金導入に伴う環境価値の向上と還元の好循環の創出を通じた森林整備の促進に向けて、企業等と森林を繋ぐ手法の整理・普及とその手法を活用して活動する者を組織化・育成する取組等を支援します。

3. 新たな森林空間利用創出対策 34,279千円

健康・観光・教育等での新たな森林空間利用の創出に向け、企業等ニーズを踏まえたプログラム提案や山村地域とのマッチング機会の創出、国有林における環境整備等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国民参加の緑化運動の推進

第75回全国植樹祭
(於：埼玉県)
第48回全国育樹祭
(於：宮城県)



森林づくり資金等導入応援

手法の整理・普及
人材の組織化・育成



新たな森林空間利用創出

企業等にニーズを踏まえたプログラム提案



森林活（もりかつ）による森林づくり支援等の拡大

【お問い合わせ先】

(1、2(一部)、3(一部)) 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)
(2の事業の一部) 林野庁業務課 (03-3502-8383)
(3の事業の一部) 林野庁経営企画課 (03-6744-2321)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・林業担い手育成総合対策

【令和7年度予算額 4,725,370（4,743,734）千円】
(令和6年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部） 552,000千円)
(令和6年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策） 5,634,710千円の内数)

<対策のポイント>

新規就業者等への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、高校生の就業や女性の活躍の促進、森林プランナーの育成、技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備、労働安全対策等の取組を推進します。

<事業目標>

- 新規就業者の確保（1,200人 [令和7年度]） ○ 認定森林施業プランナーの育成（現役人数3,500人 [令和12年度まで]）
- 労働安全の向上（死傷年千人率5割削減 [令和12年まで]）

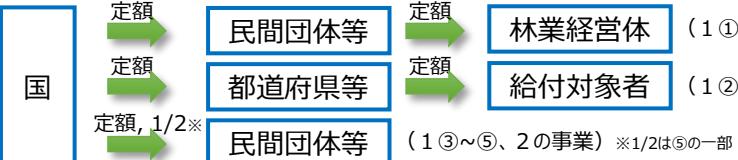
<事業の内容>

| 1. 森林・林業担い手育成対策 | 4,654,215（4,636,374）千円 |
|----------------------|--|
| ① 「緑の雇用」担い手確保支援事業 | 3,955,049（3,957,841）千円 新規就業者への体系的な研修、現場技能者のキャリアアップ研修等を支援します。 |
| ② 緑の青年就業準備給付金事業 | 573,496（543,496）千円 林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営も担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。 |
| ③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 | 19,566（21,380）千円 高校生等を対象とする林業への就業促進活動、林業グループや女性林業者の活動を支援します。 |
| ④ 技能評価・外国人材受入推進対策 | 65,525（72,806）千円 林業に関する技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備を支援します。 |
| ⑤ 森林プランナー育成対策 | 40,579（40,851）千円 施業集約化に向けた合意形成や木材の有利販売に取り組む森林プランナーの育成に向けた取組を支援します。 |

2. 林業労働安全強化対策

労働災害を未然に防止するため、安全診断、研修の実施等を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1 ①、②、④、⑤、2 の事業)

87

林野庁経営課

研究指導課

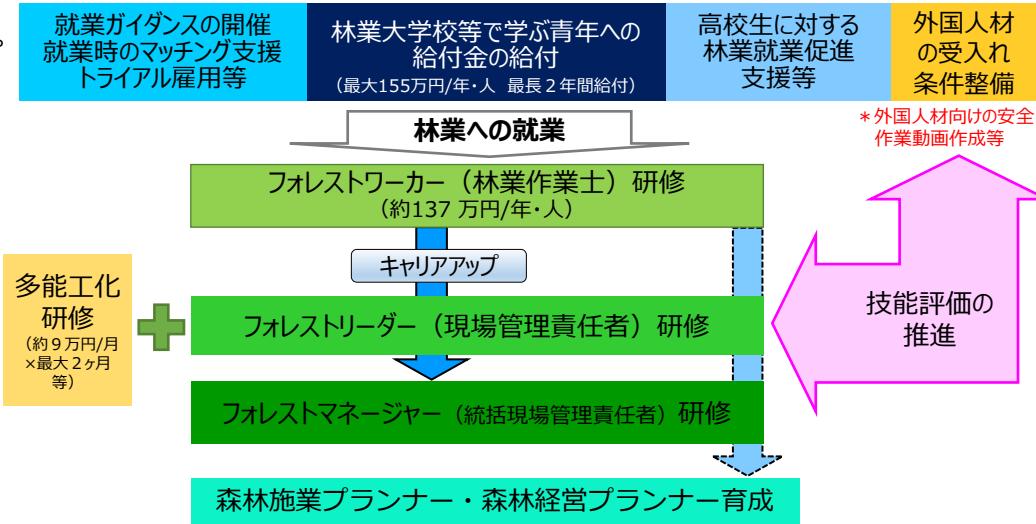
(03-3502-1629)

(03-3502-5721)

<事業イメージ>

1. 森林・林業担い手育成対策

[*は主な拡充事項]



2. 林業労働安全強化対策

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及

*特別教育講師育成の取組



＜対策のポイント＞

シカのねぐらや隠れ場となっている森林において、関連事業と連携した捕獲を推進するため、林業関係者等が行う、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効率的な捕獲に必要な取組を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための広域的なシカ捕獲を実施します。

＜事業目標＞

鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合〔対前年度以上〕

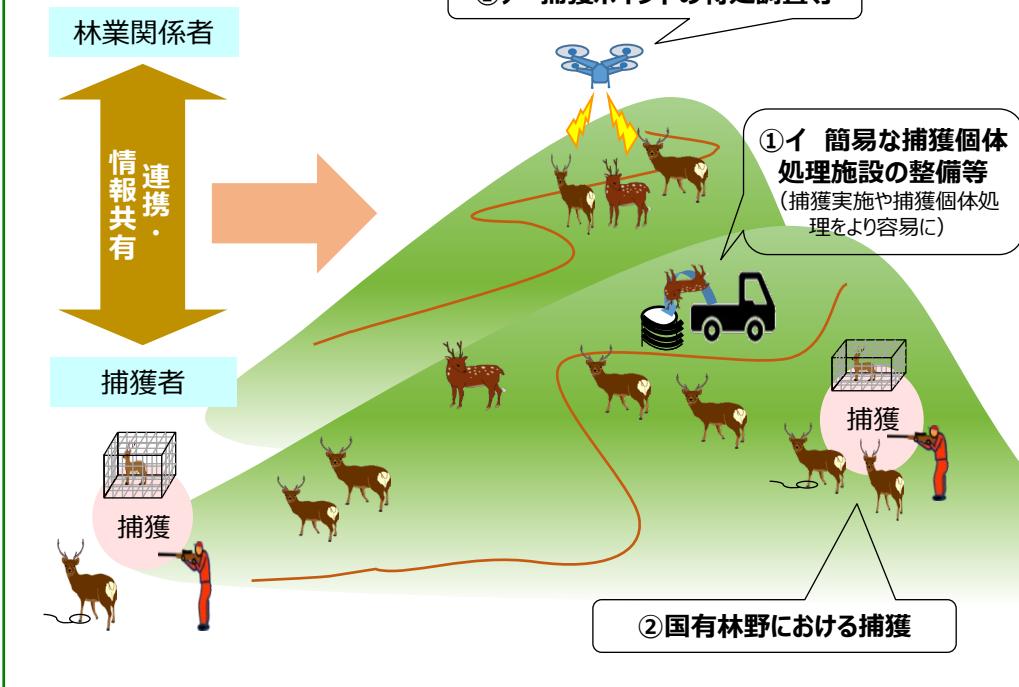
＜事業の内容＞

1. シカ等森林被害総合対策

- ① シカの生息域となっている森林内において、林業関係者と地域関係者が連携してシカ捕獲を効果的・効率的に進めるため、
 - ア ドローンなどを活用してシカのねぐらや隠れ場等を特定する、**捕獲ポイントの特定調査等**を実施、支援します。
 - イ 森林はアクセスが悪く、捕獲後の個体処理が困難等条件が悪いことから、**簡易な捕獲個体処理施設の整備など**、捕獲に必要な条件整備を実施、支援します。
- ② 森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内で**特にシカの生息数が増加している奥地天然林や、複数の都府県にまたがる地域**において、**広域的かつ効果的なシカ捕獲を実施**します。

＜事業イメージ＞

★捕獲条件の不利な森林において、捕獲に必要な条件整備等により捕獲を促進



＜事業の流れ＞



1の①ア、イの一部及び②は国有林による直轄事業

<対策のポイント>

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化や再造林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援します。

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和6年度補正予算額】1,700百万円

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産
- ・路網整備
- ・低コスト再造林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○高性能林業機械の導入

○森林整備地域活動支援対策

○林業の多様な担い手の育成

○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策

○森林資源保全対策

○優良種苗生産推進対策

川 上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中：製材事業者、合板事業者等

川 下：木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

- ・木材加工流通施設等の整備
- ・木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・特用林産振興施設等の整備
- ・公共建築物等の木造・木質化

林業デジタル・イノベーション総合対策

【令和7年度予算額 276（403）百万円】
 (令和6年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 450百万円)
 (令和6年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,635百万円の内数)

<対策のポイント>

林業イノベーションプラットフォームの構築・運営、林業機械の自動化・遠隔操作化技術や木質系新素材等の開発・実証、ICTの活用に向けた技術者育成やソフト等の導入、「デジタル林業戦略拠点」の構築等を支援します。

<事業目標>

- 自動化等の機能を持った高性能林業機械等の実用化（8件【令和7年度まで】）
- デジタル技術を地域全体でフル活用する取組の普及（デジタル林業戦略拠点が1つ以上ある都道府県数25【令和12年度まで】）

<事業の内容>

1. 林業イノベーションハブ構築事業

39（39）百万円

イノベーションの推進に向けた支援プラットフォームの構築・運営等を実施します。

2. 戰略的技術開発・実証事業

70（70）百万円

林業機械の自動化・遠隔操作化技術、森林内通信技術、木質系新素材等の開発・実証を支援します。

3. ICT活用推進対策

① ICT活用技術者育成事業

46（-）百万円

ICT等先進技術を活用して資源分析や路網設計ができる技術者の育成等を実施します。

② ICT活用環境整備事業

43（-）百万円

ICTを活用して資源調査や生産管理等の効率化・省力化を図るソフト等の導入を支援します。また、林地台帳を効率的に更新するツールの整備等を実施します。

4. デジタル林業戦略拠点構築推進事業

78（78）百万円

地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくりを支援します。

<事業の流れ>

委託、定額、1/2

地域コンソーシアム、民間団体等 (1、2、3の①、②の事業の一部、4の事業)

※国有林においては、直轄で実施

定額、1/2

都道府県

定額、1/2

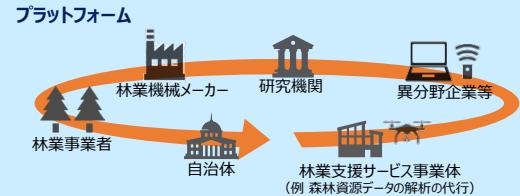
林業経営体等

(3の②の事業の一部)

<事業イメージ>

林業イノベーションハブ構築事業

- 林業事業者や異分野企業等が参画するプラットフォームの構築・運営
- 林業のデジタル化に取り組む地域への伴走支援
- 新技術導入に向けたルールづくりなどの環境整備



戦略的技術開発・実証事業

- 自動化技術、木質系新素材等の開発・実証



林業機械の自動化等に向けた開発・実証

スギを原料とする新素材
「改質リグニン」の社会実装に
向けた技術の開発・実証

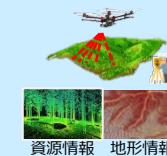
ICT活用推進対策

- 技術者育成、ソフト等の導入、林地台帳を効率的に更新するツールの整備

技術者育成



ソフト等の導入



デジタル林業戦略拠点構築推進事業

- 「デジタル林業戦略拠点」の構築

森林調査、伐採・流通、
再造林等へのデジタル
技術の活用等

地域コンソーシアム



＜対策のポイント＞

小規模・分散、境界が不明な森林への対応として、林業経営体への集積・集約化を促進するため、関係者による情報共有や、合意形成、経営管理の一層の円滑化に役立つ条件整備等を実行するモデル事業を支援します。

＜事業目標＞

- 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合（5割 [令和10年度まで]）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上（1,200人 [令和10年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 集約化モデルの実証支援

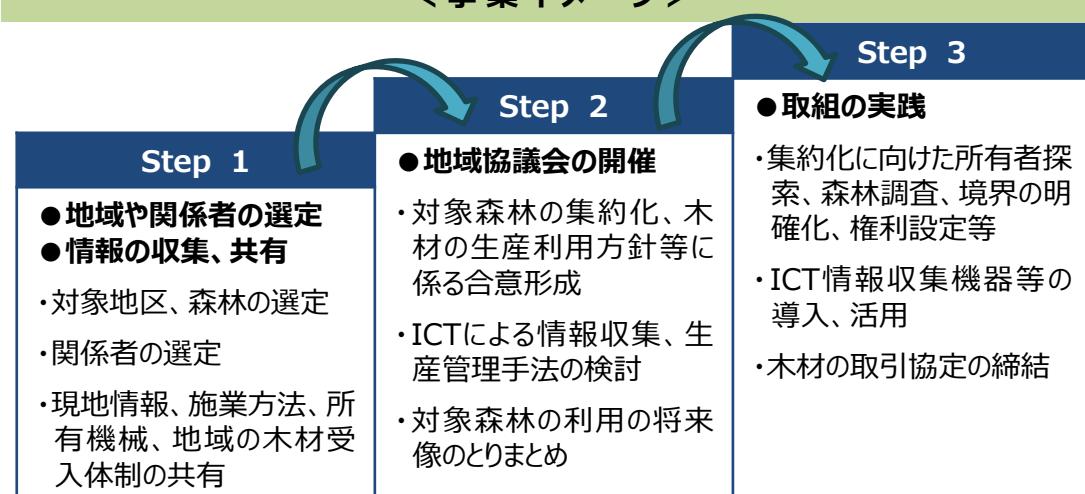
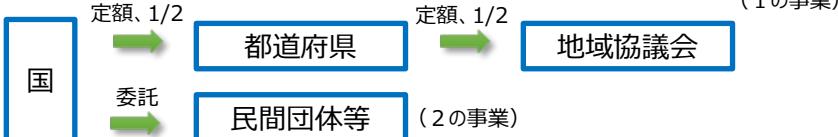
- ① 林業経営体、市町村、都道府県、森林所有者等の関係者の協議による集約化に係る合意形成を支援します。
- ② ICTを活用した森林調査や境界の明確化、所有者探索等を実施し、経営管理の権利を設定する集約化の取組を支援します。

※ 林業・木材産業循環成長対策により、本事業の実施主体が行う路網整備の取組に対して優先的に支援し、生産性向上を後押し

2. 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

モデル事業の効果を高めるため、森林の集積・集約化を支援する専門人材を養成するとともに、所有者不明対策や境界明確化に係るノウハウを整理・分析し横展開を図ります。

＜事業の流れ＞



取組に対する助言、評価、分析、普及により事業効果を向上



<対策のポイント>

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、中層建築物等への建築用木材の利用実証・普及等を通じた**都市の木造化等促進**や、木造標準モデルの開発・普及等を通じた製材やCLT・LVL等の**建築物への利用環境整備**、建築用木材の供給・利用に携わる**人材の確保**に向けた取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等）の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します※。
- ② 円滑な**木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携したJAS製材をはじめとした**木材安定供給体制の構築**等を支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

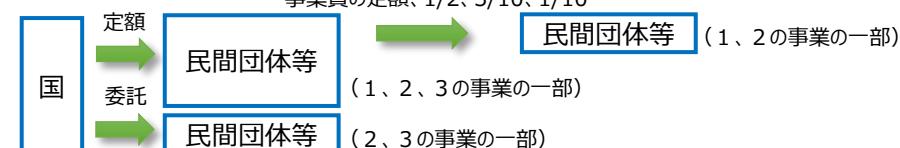
- ① 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの開発・普及等**を支援します。
- ② CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る**設計・建築の実証等**※を支援します。
- ③ **大径材等の活用に向けた設計手法や効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。
- ④ 持続可能性を求める国際的な動きを踏まえた**持続可能な木材供給に向けたガイダンスの作成**を実施します。

3. 建築用木材供給・利用人材確保対策事業

- ① 都道府県単位等で行う**木造建築物の設計者・施工者の育成**を支援します。
- ② 木材産業における外国人材の円滑な受入に向けた**特定技能測定試験等**を実施します。

※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証



強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



顔の見える木材安定供給体制

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



用途タイプ別の木造標準モデルの開発



複数のCLT建築物による街づくり

CLTを活用した先駆的な建築物の実証

建築用木材供給・利用人材確保対策事業



木造建築の設計者・施工者の育成



外国人材受入れのための試験実施

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援とともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 | 32,604千円 |
| 地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート等を支援します。 | |
| 2. 木質バイオマス利用環境整備事業 | 90,351千円 |
| 利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。 | |
| 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 | 20,000千円 |
| CLT、構造用集成材等の販売力強化のための協議会設立、協議会による海外市場のテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等を支援します。 | |
| 4. 「クリーンウッド」実施支援事業 | 52,848千円 |
| 事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。 | |
| 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業 | 28,000千円 |
| 国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。 | |
| 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業 | 26,348千円 |
| 特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。 | |

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
 (6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円】

<対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、**スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止等の総合的な対策を推進します。**また、森林整備事業においても、**スギ人工林伐採重点区域における林業専用道の整備等を支援します。**

<政策目標>

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による**森林の集約化**を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備等**を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた**苗木増産等の体制強化、革新的苗木生産技術の開発加速化、花粉の少ない苗木の広域流通**を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等**を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測の向上に向けた**森林資源情報の高度化、森林現場における花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施**を支援します。

(関連事業) 林業・木材産業国際競争力強化総合対策 <一部公共>

45,852,821千円の内数

<事業の流れ>

定額、1/2、委託

交付、定額

定額

定額、1/2等

民間団体等

(1、2、4、5の事業の一部)

(国研) 森林研究・整備機構

(3の事業の一部)

都道府県

(3の事業の一部)

都道府県等

民間団体等
(市町村含む)

<事業イメージ>

発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- ・スギ人工林伐採重点区域において
- 伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- 森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化の促進



<路網の整備>



<植替え>

スギ材需要の拡大

- ・住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進**
- ・集成材工場、保管施設等の整備等



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・森林研究・整備機構における**原種苗木増産**
- ・都道府県による**種穂増産**
- ・民間事業者による**苗木増産等の体制強化**
- ・苗木生産に係る**革新的技術の開発加速化**
- ・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への**供給の促進**



<原種増産施設>

<閉鎖型採種園>

飛散対策

花粉飛散量の予測

- ・花粉飛散予測に向けた**森林資源情報の高度化**を推進



<林相区分図の整備>

花粉の飛散防止

- ・森林現場で**花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

森林病害虫等被害対策事業

【令和7年度予算概算決定額 626,070 (729,919) 千円】

(令和6年度補正予算額 (森林病害虫等被害拡大防止緊急対策) 663,200千円の内数)

<対策のポイント>

森林病害虫等による被害抑制のため、被害が拡大している東北地方等において、農林水産大臣命令による防除の実施や地方公共団体等が実施する防除を支援するとともに、ナラ枯れ被害対策の調査等を行います。

<事業目標>

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1 森林害虫駆除事業委託

179,979 (188,979) 千円

- 松くい虫について東北地方における被害拡大防止、佐渡におけるトキ営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣命令による伐倒駆除や薬剤散布等を実施します。

2 森林病害虫等防除事業費補助金

430,965 (520,965) 千円

- ① 松くい虫被害が新たに発生している高緯度・高標高地域等における伐倒駆除や薬剤散布を支援します。
② 薬剤の樹幹注入等、環境に配慮した松林保全対策を支援します。
③ カシノナガキクイムシやのねずみ等による被害のまん延防止及びツヤハダゴマダラカミキリ被害木の駆除を支援します。

3 森林病害虫等被害対策技術調査事業

14,151 (18,000) 千円

- ① 抵抗性マツで造成された樹林における被害リスクや効果的な対策の調査を支援します。
② 近年開発された防除手法などナラ枯れ対策の効果やコスト等の実態調査を支援します。

4 森林病害虫等防除損失補償金

975 (1,975) 千円

- 農林水産大臣命令を受けて行う伐倒駆除等に要する費用等を補償します。

<事業イメージ>

予防



薬剤の地上散布

- ・薬剤散布は、マツノザインチュウを媒介するマツノマダラカミキリ成虫を直接殺虫するとともに、薬剤が染込んだマツの枝をかじった成虫も殺虫します。
- ・樹幹注入は、マツ樹体内に侵入するマツノザインチュウが増殖できないように薬剤を樹幹に注入します。



薬剤のヘリ空中散布



薬剤の樹幹注入

駆除



くん蒸処理



破碎処理



焼却処理



ツヤハダゴマダラカミキリ対策

- ①抵抗性マツの被害リスクと今後の被害対策、②ナラ枯れの防除手法やその効果等の調査を実施し、効果的な被害対策の確立を図ります。



抵抗性マツ

ナラ枯れ

<事業の流れ>



浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度予算額 1,952 (1,952) 百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上 [取組開始年度から5年後まで]）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等を支援します。

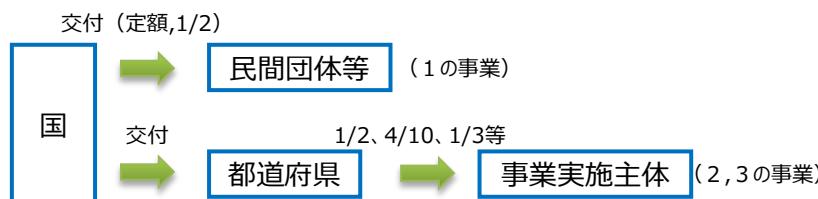
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靭化や交流促進に資する整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設 鮮度保持施設 荷受け情報の電子化 種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靭化、海業推進等に必要な整備を支援

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

【制度概要】

- ・ 交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ・ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。
- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

【交付対象】

地方公共団体等

【交付期間】

おおむね3～5年

【対象事業】

○基幹事業

- ・ 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（社会資本整備総合交付金）
- ・ 社会資本総合整備計画の目標（防災・安全対策に限る。）を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（防災・安全交付金）

○関連事業

・ 関連社会資本整備事業

基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業

・ 効果促進事業

基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

・ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

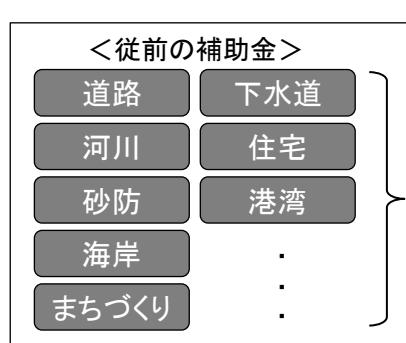
基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

【問合せ先】

国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 03-5253-8967（直通）

社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



社会資本整備総合交付金 (成長力強化や地域活性化等につながる事業)

| | |
|---------|-----------|
| 令和3年度予算 | : 6,311億円 |
| 令和4年度予算 | : 5,817億円 |
| 令和5年度予算 | : 5,492億円 |
| 令和6年度予算 | : 5,065億円 |
| 令和7年度予算 | : 4,874億円 |

防災・安全交付金 (「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援)

| | |
|---------|-----------|
| 令和3年度予算 | : 8,540億円 |
| 令和4年度予算 | : 8,156億円 |
| 令和5年度予算 | : 8,515億円 |
| 令和6年度予算 | : 8,707億円 |
| 令和7年度予算 | : 8,470億円 |

両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充當。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

住宅・社会资本の整備



効果促進事業

整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会资本の整備

基幹事業

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 上下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備
- 地域公共交通再構築 等

(社会资本整備総合交付金の例)

- ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成
例)都市公園の整備 例)港湾施設の整備



- ・民間投資を誘発する取組

- 例) PFI等を活用した下水汚泥固化形燃料化施設等の導入



(防災・安全交付金の例)

- ・インフラ老朽化対策
例)公園施設の改修



- ・生活空間の安全確保
例)自転車通行空間の整備



・事前防災・減災対策

- 例)流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)



効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業と一緒に、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

(社会资本整備総合交付金の例)

- ・観光情報の発信(観光案内
情報板の整備、観光PR等)
例)観光案内
情報板の整備
- ・社会実験(シェアサイクル、
道路の歩行者優先化等)
- ・計画検討・策定(住生活
基本計画等)



(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備
(マンホールトイレ、可搬式
ポンプ、災害用井戸等)
- ・遊具の修繕



※このほか、社会资本整備円滑化地籍整備事業(社会资本整備と地籍調査の連携を図り、社会资本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和6年度補正・令和7年度予算)

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

| 地域公共交通確保維持改善事業等 | |
|----------------------|---------------------------|
| 令和6年度補正 | 326億円、令和7年度 |
| ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係） | 209億円 |
| ：令和6年度補正 | 612億円の内数、令和7年度 |
| ・鉄道施設総合安全対策事業費 | 4874億円の内数 |
| ：令和6年度補正 | 69億円の内数、令和7年度 |
| ・訪日外国人旅行者受入環境整備 | 45億円の内数 |
| ：令和6年度補正 | 158億円の内数、 |
| 令和7年度 | 6億円の内数、国際観光旅客税充当額 25億円の内数 |

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備



■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、
キャッシュレス決済の導入等支援



■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

（令和7年度：135億円）

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援



■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- パリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のパリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- 安全に問題があるバス停の移設等

水道未普及地域解消事業

1. 事業目的

水道は、98.2%（令和5年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、未だ水道を利用できない未普及人口が存在している。この水道未普及の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

水道が布設されていない農山漁村等について、市町村が策定する「水道未普及地域解消計画」に基づく簡易水道等施設の整備

3. 事業採択要件

①新設

- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則10km以上離れた地域における簡易水道施設の新設
- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則10km以上離れた地域における10人以上100人以下の飲料水供給施設の新設

②広域簡易水道

- ・簡易水道を布設し得る条件を備えたいいくつかの地域の相互間の距離が200m以上の連絡管で連絡し、5,000人を超える給水人口を有する水道施設の新設

③飛地区域

- ・既存の水道事業から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業、あるいは、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域からの距離が200m以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

④給水区域内無水源

- ・既認可給水区域内の水道未普及地域（101人以上5,000人以下）に対し、現在給水されている区域から200m以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

⑤区域拡張

- ・簡易水道又は飲料水供給施設の給水区域拡張（簡易水道施設については給水人口10人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の20%以上）に伴う水道施設の整備

4. 令和7年度予算額

| | |
|--------------|-------------|
| 簡易水道等施設整備費補助 | 2,382,000千円 |
| 水道未普及地域解消事業 | 578,000千円 |
| 簡易水道再編推進事業 | 186,000千円 |
| 生活基盤近代化事業 | 1,618,000千円 |
| 閉山炭鉱水道施設整備事業 | 0千円 |

5. 事業主体 地方公共団体

6. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

地方生活基盤整備水道事業

1. 事業目的

農山漁村地域における、ライフスタイルの多様化（水洗トイレ、シャワー等の普及）に対応するため、地方生活基盤整備水道事業計画に基づき簡易水道施設の整備促進し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

簡易水道施設の水量・水圧をアップし、ライフスタイルの多様化に対応する。
(下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設に見合う水道施設の整備)

3. 事業採択要件

- ①下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が行われる（既に整備されたものを含む。）ことにより、今後10年以内に給水能力が不足することが見込まれる地域であって、一般廃棄物処理基本計画中の生活排水処理基本計画に基づき今後10カ年以内に整備される生活排水処理施設整備事業と整合のとれた簡易水道施設の整備事業
- ②3階以上5階までの直結給水を可能とするために必要な簡易水道施設の整備事業

4. 令和7年度予算額

| | |
|--------------|--------------|
| 簡易水道等施設整備費補助 | 2,382,000 千円 |
| 水道未普及地域解消事業 | 578,000 千円 |
| 簡易水道再編推進事業 | 186,000 千円 |
| 生活基盤近代化事業 | 1,618,000 千円 |
| 閉山炭鉱水道施設整備事業 | 0 千円 |

5. 事業主体 地方公共団体

6. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

| | |
|-----------|-------|
| 令和6年度当初予算 | 170億円 |
| 令和7年度当初予算 | 202億円 |

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助 ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助 ・ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
 - ・早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するための水道広域の災害対応支援事業

防災・安全交付金

| | |
|-----------|-----------|
| 令和6年度当初予算 | 8707億円の内数 |
| 令和6年度補正予算 | 3506億円の内数 |
| 令和7年度当初予算 | 8470億円の内数 |

【概要】地方公共団体が作成する「社会资本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 水道総合地震対策事業 ・災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等
 - ・基幹管路や水管橋の耐震化、導水管・送水管の複線化等
- 水道事業運営基盤強化推進事業 ・水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

| | |
|-----------|------|
| 令和6年度当初予算 | 30億円 |
| 令和6年度補正予算 | 12億円 |
| 令和7年度当初予算 | 36億円 |

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業 ・流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業 ・上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業 ・ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業 ・DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が経営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1／4、1／3、4／10 等

特定環境保全公共下水道事業（昭和 50 年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

【事業主体】

(原則) 市町村

【事業内容】

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあたっては、既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。

第 3 次下水道整備五箇年計画（昭和 46 年度～50 年度）のもとで実施された下水道事業は、下水道整備緊急措置法により都市計画事業として行うものに限られていた。しかしながら自然公園や農山漁村等、都市計画区域外においても下水道整備を行う必要が認められ、昭和 50 年度に「特定環境保全公共下水道」の名称で事業が実施されることになった。

従来、特定環境保全公共下水道事業は、事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であることが採択の要件となっていたが、昭和 61 年度より採択基準が改訂され、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区においては、概ね 1,000 人未満の規模の特定環境保全公共下水道事業も実施できることとなった。（簡易な公共下水道）

【対象要件】

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次の要件に該当するものとする。

- ①事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。
ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りではない。
- ②自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第 2 条に該当する地区であること。（自然保護下水道）
- ③生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）
 - 1) 事業の対象区域に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ヘクタール当たり 40 人以上であること。
 - 2) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道または流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

【国費率】

| | |
|-------------------|-----------|
| 管渠等 | 1 / 2 |
| 終末処理場（用地買収、ポンプ場等） | 1 / 2 |
| 終末処理場（処理施設等） | 5. 5 / 10 |

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

公共下水道事業（昭和33年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

【事業主体】

(原則) 市町村

【事業内容】

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続する形態をとるものを流域関連公共下水道と呼んでいる。

公共下水道事業は原則として市町村が行うが、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県が事業を実施することができる。

【対象要件】

公共下水道事業（特定公共下水道、特定環境保全公共下水道を除く）で交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすことである。

- ①特定環境保全公共下水道事業の対象要件に該当しないもの。
- ②新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

【国費率】

| | |
|-------------------|---------|
| 管渠等 | 1／2 |
| 終末処理場（用地買収、ポンプ場等） | 1／2 |
| 終末処理場（処理施設等） | 5. 5／10 |

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

○事業概要

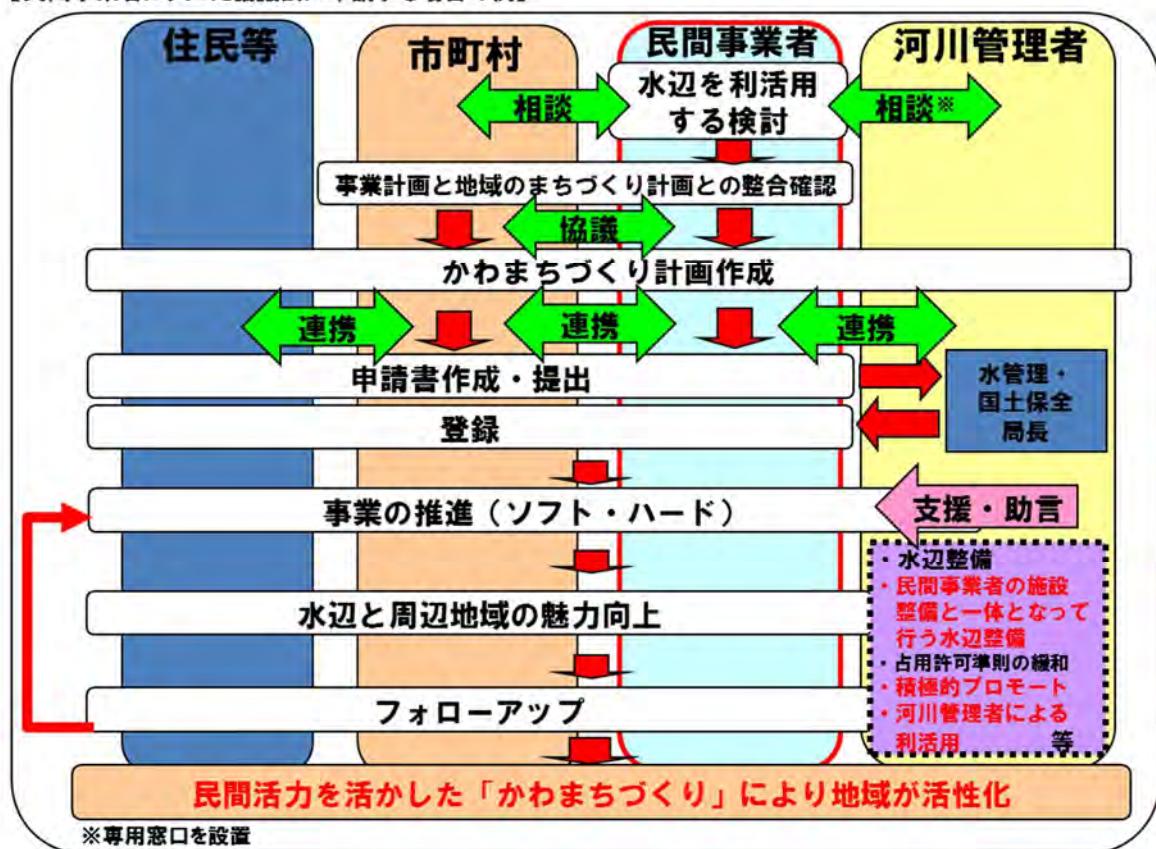
ソフト支援：優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援。

ハード支援：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。



管理用通路をフットパスとして活用
(最上川)

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



図：かわまちづくりの流れ

生活貯水池整備事業

【目的及び事業の概要】

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百 m^3 程度のものが数多くあり、これらの水源のほとんどが井戸水や溪流に依存しています。この水源は、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがあり、また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な治水・利水対策が必要となっています。

このような地域の小河川における局地的な治水・利水対策を目的として生活貯水池により事業の推進を図ります。



おうち
大内生活貯水池（秋田県）



ゆめん
湯免生活貯水池（山口県）

【事業主体】 都道府県

【採択基準】
補助多目的ダム建設事業および補助治水ダム建設事業で実施

【沿革】
昭和 63 年度 制度創設

(担当課 水管理・国土保全局治水課)

セイフティ・コミュニティモデル事業

目的

土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画(セイフティ・コミュニティプラン)を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。

対象地区

過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。

事業内容

- ①「セイフティ・コミュニティプラン」の作成
- ②砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備

【科目】

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

【負担率】

- ・負担率 本体事業に準じる
(2/3等)

【沿革】

- ・昭和62年度より実施
- ・平成2年度 地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を追加



●土砂災害の危険性の高い山間地に安全地帯を創出(栃木県日光市足尾町 渡良瀬川)

担当課(水管理・国土保全局砂防部砂防計画課、保全課)

市町村道の新設及び改築事業の都道府県代行制度

【事業の趣旨】

山村振興法に基づく振興山村における基盤施設である道路を整備し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることを目的とする。

【事業の内容】

振興山村における基幹的な市町村道で国土交通大臣がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（基幹道路）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

【事業期間】

制限は無し

【採択要件】

国土交通大臣の指定する基幹道路における市町村道の新設及び改築事業

- ・基幹道路の指定基準

1. 集落（戸数 25 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある集落とを連絡する道路
2. 集落と主要交通・流通施設（港湾・飛行場・鉄道もしくは軌道の停車場・卸売市場その他流通業務のために必要な施設）・主要公益的施設（主要な教育施設・医療施設・官公庁施設・購買施設・地域における共同の福祉又は利便のために必要な施設）または主要生産施設（共同選果場・共同集出荷貯蔵施設・木材集荷場等の施設）とを連絡する道路
3. 主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路
4. 集落・主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道または一級市町村道を連絡する道路
5. 地方の開発または整備のために必要な道路

【事業主体】

都道府県

(担当課：道路局環境安全・防災課)

携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

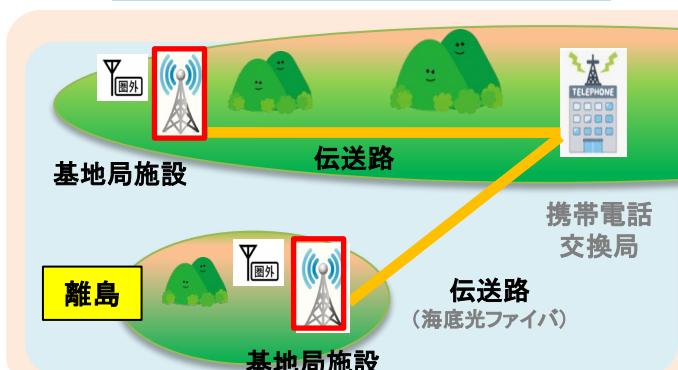
| 補助メニュー | 補助内容 | 補助率 | | | | | | | | |
|------------------|--|--|----------|----------------|-------------|-----------------|--------------|------------|--|--|
| 基地局施設整備 (4G等) | 圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア | 事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table border="1"><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村 3/10</td></tr></table> 【複数社整備】 <table border="1"><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村 1/5</td></tr></table> | 国 1/2 | 都道府県 1/5 | 市町村 3/10 | 国 2/3 | 都道府県 2/15 | 市町村 1/5 | | |
| 国 1/2 | 都道府県 1/5 | 市町村 3/10 | | | | | | | | |
| 国 2/3 | 都道府県 2/15 | 市町村 1/5 | | | | | | | | |
| 高度化施設整備 (5G) | 4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合 | 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table border="1"><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社整備】 <table border="1"><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table> | 国 1/2 | 無線通信事業者 1/2 | 国 2/3 | 無線通信事業者等 1/3 | | | | |
| 国 1/2 | 無線通信事業者 1/2 | | | | | | | | | |
| 国 2/3 | 無線通信事業者等 1/3 | | | | | | | | | |

※離島の場合、補助率はかさ上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）

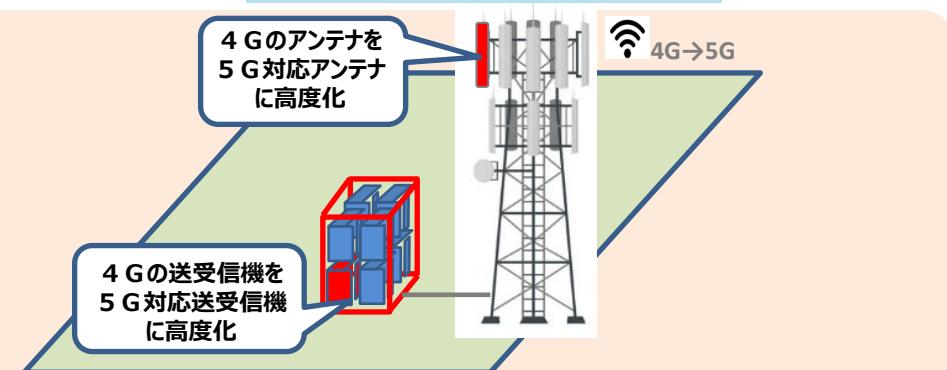
※伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



令和7年度予算額 情報通信インフラ整備加速化パッケージ 39.9億円の内数

(令和6年度当初予算額:78.0億円の内数、令和6年度補正予算額:26.2億円の内数)

高度無線環境整備推進事業

- ・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- ・また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者 令和7年度当初予算額

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯） 情報通信インフラ整備加速化パッケージ

39.9億円の内数

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

（自治体の場合）

【離島】*

| 国（※1）（※3） 4／5 | 自治体 1／5 |
|------------------|------------|
|------------------|------------|

*光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

| 国（※1）（※2）（※3） 1／2 | 自治体 1／2 |
|----------------------|------------|
|----------------------|------------|

（※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ

（※2）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1／3

（※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4（離島）、
1／2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

| 国（※1）（※4）（※5） 4／5 | 3セク・民間 1／5 |
|----------------------|---------------|
|----------------------|---------------|

【その他の条件不利地域】

| 国（※1）（※6） 3／4 | 3セク・民間 1／4 |
|------------------|---------------|
|------------------|---------------|

（※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4

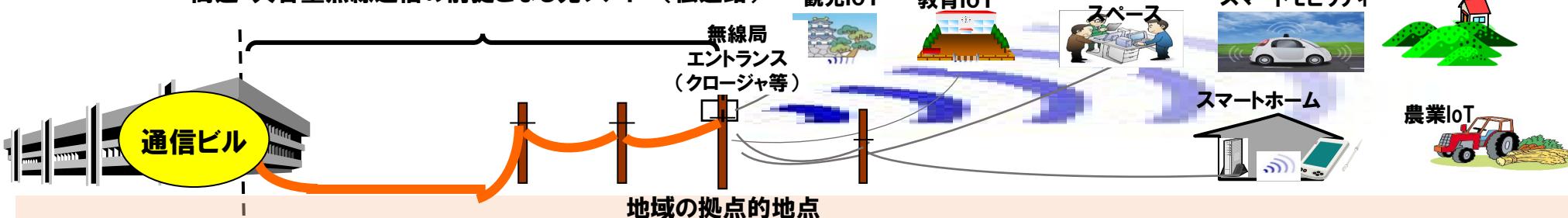
（※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、

2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）

（※6）高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



- ・新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- ・本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

消防防災施設整備費補助金（林野分）

林野火災による被害を軽減するため、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）を整備する市町村等に、当該整備事業に要する経費の一部を補助

1 採択要件

林野火災対策を講ずる必要のある地域内の市町村等から採択

2 補助率

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 一般地域 | 1／3 以内 |
| (2) 振興山村 | 5. 5／10 以内（財政力指数が0.44以下の市町村に限る） |

3 補助基準額

(1) 防火水槽（林野分）

- | | |
|------|----------|
| ① 有蓋 | 3, 505千円 |
| ② 無蓋 | 2, 878千円 |
| ③ 無底 | 2, 878千円 |

(2) 救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

計 140, 536千円

- | | |
|--------------|-----------|
| ① ヘリコプター離着陸場 | 55, 077千円 |
| ② 資機材保管等施設 | 22, 759千円 |
| ③ 空中消火等資機材 | 11, 550千円 |
| ④ 自家給油施設 | 51, 150千円 |

4 事業主体

(1) 防火水槽（林野分）

市町村（指定都市、特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

(2) 救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

地方公共団体

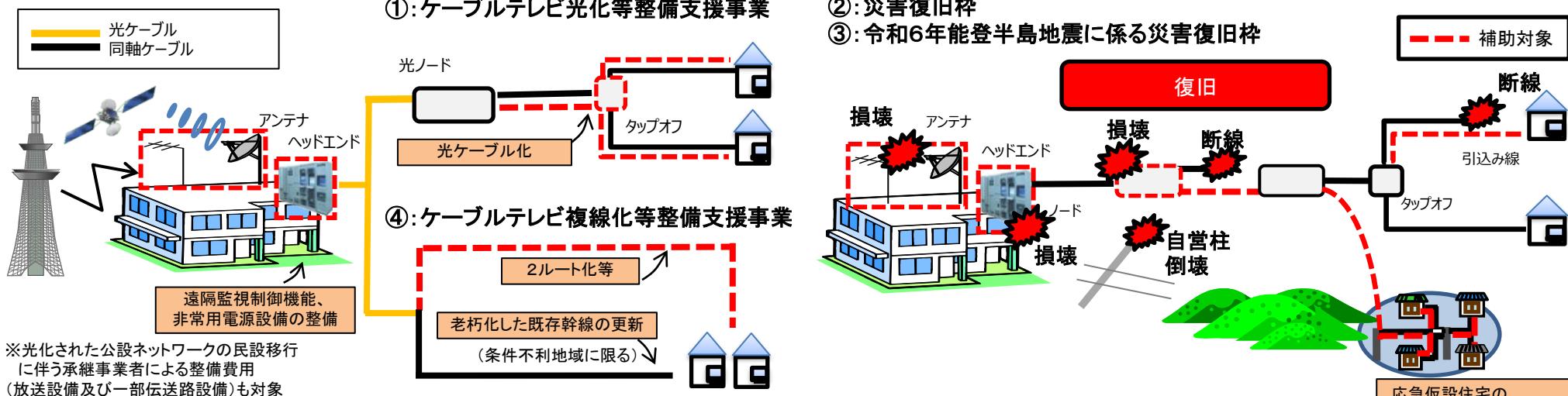
5 創設年度

昭和45年度

[担当課：消防庁特殊災害室]

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



(事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村

※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る

(補助率) ①④(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) :1/2、(2)第三セクター(承継事業者) :1/3

①※財政力指数0.5超の自治体は1/3

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

② : 1/2、③ : 2/3

(補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象

④※非常用電源設備単独の整備も対象

(計画年度) 平成30年度~

| | |
|------------|---------|
| 【令和7年度当初予算 | 8.2億円】 |
| 【令和6年度補正予算 | 21.1億円】 |
| 【令和6年度当初予算 | 12.5億円】 |

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設の高度化支援)

- 令和7年度は、山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

- 市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
- 市町村、市町村の連携主体

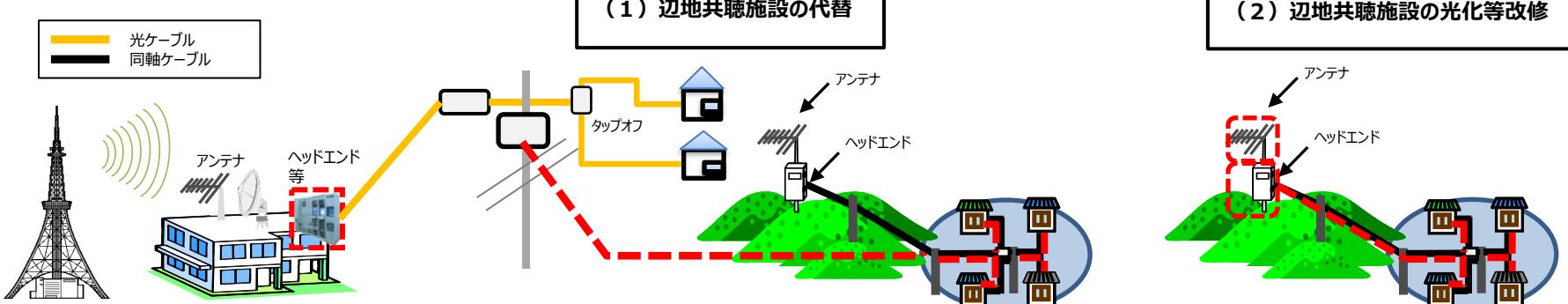
○ 補助率

- 辺地共聴施設の代替 : 2/3
- 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2

【令和7年度予算額 10.0億円の内数】

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

- 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※中継局が廃止にならない地域に限る。
※辺地共聴施設(同軸ケーブル)の光化を伴うケーブルテレビ(IPマルチキャスト方式によるものを含む。)による代替に必要な伝送路設備等を含む。
※代替については、既設施設の撤去費用を含む。



民放ラジオ難聴解消支援事業

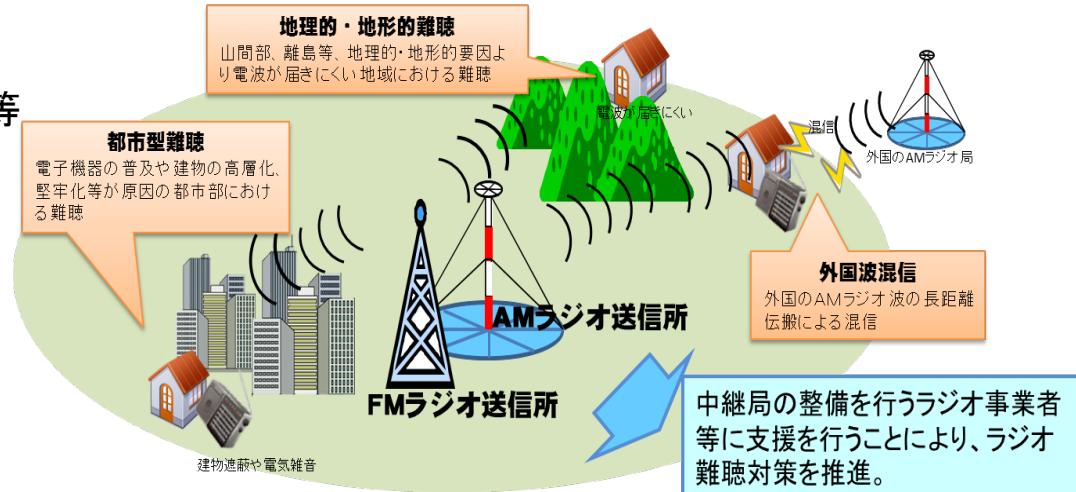
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体 等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3
・都市型難聴 1／2



3 令和7年度予算額

2.4億円



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円
(R6当初予算額：5.6億円)
※内閣府予算計上

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の**地域産業の担い手を確保する必要があるが**、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

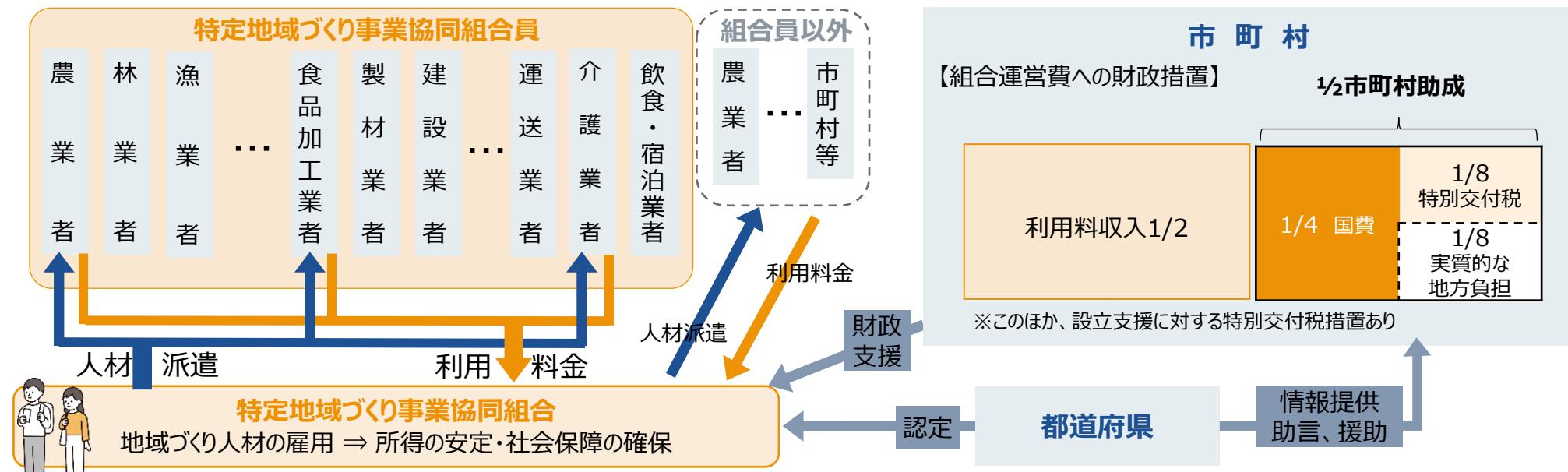
人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
(員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和)

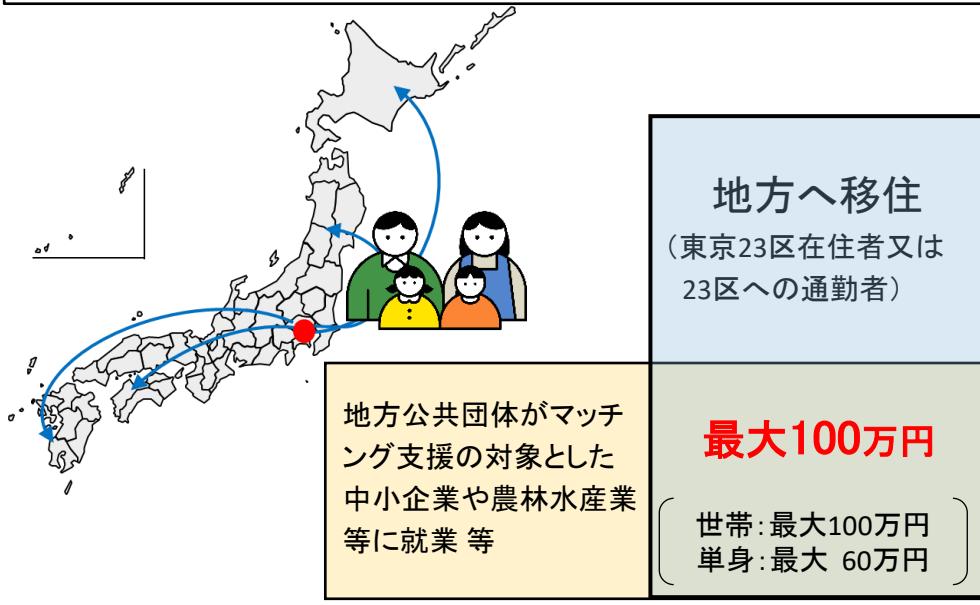
取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保



地方創生移住支援事業

○地方へのUIJターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI

- 東京圏※1から地方への移住者 年間10,000人（2027年度）
※上記は本事業（地方創生移住支援事業としてのKPI）

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※2を除く）

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

事業概要

東京23区内に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
- ①地域の中小企業※3や農林水産業等への就業
 - ②地域課題の解決を目的とした起業※4
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続※5

等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要があり

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額

(前年度予算額)

691億円

683億円

令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

②防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1 新しい時代の
学校施設

公立学校施設
の整備

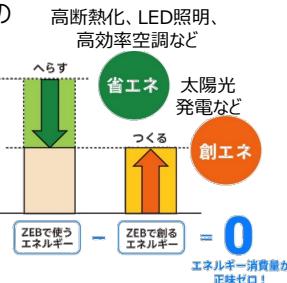
2 国土強靭化

3 脱炭素化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の
ZEB化



具体的な支援策

- 制度改正**
- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和9年度まで）
 - 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/m² ⇒ R7:325,700円/m²

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

21億円
21億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円（11億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円（2億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

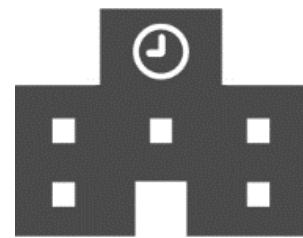
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1／2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3)



事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

(2) 体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



経済財政運営と改革の基本方針2024

(R6.6.21閣議決定)

『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『○体験活動・交流活動の充実
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

(R3.6.18閣議決定)

『子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUターンの基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

| | | | |
|--------|-------------------------|------|-----------|
| 対象校種 | 小・中・高等学校等 | 実施主体 | 都道府県・市区町村 |
| 補助対象経費 | 交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など | 補助割合 | 国 1／3 |

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

子どもゆめ基金事業（助成事業）

（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

令和7年度予算額 運営費交付金 7,703百万円の内数
(前年度予算額 7,746百万円の内数)

趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成

（ア）子供を対象とする体験活動

- 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
- 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など

（イ）子供の体験活動を支援する活動

- 子供の体験活動の指導者養成 など
※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

③ 子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和6年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

| 活動分野 | 申請件数 | 採択件数 | 交付決定額 |
|---------|--------------|--------------|---------------|
| 合計 | 4,525件（660件） | 3,899件（677件） | 16.6億円（2.5億円） |
| うち、体験活動 | 4,065件（579件） | 3,500件（599件） | 14.6億円（2.5億円） |
| うち、読書活動 | 434件（82件） | 389件（80件） | 1.3億円（0億円） |

活動規模別の助成金限度額

| 活動規模 | 参加者を募集する範囲 | 限度額 |
|--------|--------------------|-------|
| 全国規模 | 24都道府県以上で募集 | 600万円 |
| 都道府県規模 | 都道府県全域又は複数都道府県にて募集 | 200万円 |
| 市区町村規模 | 市区町村単位又は複数市区町村にて募集 | 100万円 |

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする

※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする

※令和7年度より一次募集における1団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール（令和8年度）

| | 活動時期 | 申請・交付決定スケジュール |
|------|---------------------|--|
| 一次募集 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 | <input type="radio"/> 申請期間：令和7年10月1日～11月26日 <input type="radio"/> 交付決定：令和8年3月（予定） |
| 二次募集 | 令和8年10月1日～令和9年3月31日 | <input type="radio"/> 申請期間：令和8年5月1日～6月23日 <input type="radio"/> 交付決定：令和8年9月（予定） |

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和7年度予算額

(前年度予算額)

5,580百万円

5,546百万円)



現状・課題

〈平成29、30年の学習指導要領改訂より〉

総則において、**地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。**音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、**学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。**

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学級公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関する実証事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

「舞台芸術等総合支援事業」分
件数：1,876公演（予定）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

件数：232公演（予定）【拡充】32公演増

- 小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣

件数：2,990公演（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。
- 実績のある国内のクリエイターの学校派遣による対面や、ICT・オンラインを積極的に活用したマンガ等メディア芸術、映画等に関する授業を実証・実施。

④ 文化施設等活用公演

件数：110公演（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上

件数：200公演（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や詰合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等において授業内で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

アウトプット（活動目標）

| | |
|----------------|---------|
| ・学校巡回公演 | 1,876公演 |
| ・ユニバーサル公演 | 232公演 |
| ・芸術家の派遣 | 2,990公演 |
| ・文化施設等活用 | 110公演 |
| ・コミュニケーション能力向上 | 200公演 |

短期アウトカム（成果目標）

1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当）付

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

令和7年度予算額

(前年度予算額)

24,073百万円

24,598百万円)



国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円（11,438百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円（11,334百万円） 等



＜建造物維持修理の様子＞

重要文化財 大宰府天満宮本殿
屋根葺替え（福岡県）



＜史跡及び名称整備の様子＞
特別史跡多胡碑での笠石修理作業
(群馬県)

◆美術工芸品の保存修理等 1,108百万円（1,085百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円（1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 8,541百万円（9,106百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 4,507百万円（5,057百万円） 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,256百万円（1,240百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。

等

重要文化財等防災施設整備事業

令和7年度予算額
(前年度予算額
【令和6年度補正予算額

2,314百万円
2,314百万円)
8,406百万円】



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用に当たっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。（補助率：最大 8.5%）

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）
- ・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



（R型受信機）
高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ

初期消火



（易操作性1号消火栓）
初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

延焼防止



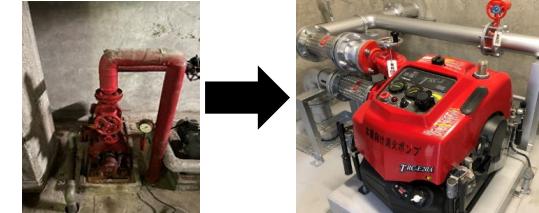
（放水銃）
近隣火災から護るために**放水銃、ドレンチャー等**

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策



老朽化した消防ポンプの更新

アウトプット（活動目標）

令和5年度末時点の進捗（国土強靭化5か年加速化対策関係）
(令和3年～5年の実績)

- 防火対策
建造物：76件を整備（R6.3月末時点）
(令和3年度からの進捗率74%)
- 耐震対策：78件の整備に着手（R6.3月末時点）
(令和3年度からの進捗率75%)

短期アウトカム（成果目標）

- 防火対策（令和6年度まで）
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率100%（103件）
- 耐震対策（令和7年度まで）
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物207件内の耐震対策着手率50%（104件）

長期アウトカム（成果目標）

- 国民の宝である、国宝・重要文化財建造物や博物館等に保管の有形文化財を、焼失・滅失、毀損から守る。
- 見学者等の安全を確保することにより、文化観光資源としての活用促進が図られる。

GIGAスクール構想支援体制整備事業

現状・課題

- 1人1台端末の日常的な利活用や、デジタル教科書、CBTの導入が進むなかで、文部科学省は令和6年4月に同時・多数・高頻度での端末活用を想定した「当面の推奨帯域」を設定。
- 一方、この推奨帯域を満たしていない学校は8割となっている。今後、ネットワークアセスメントの徹底やその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を図る必要。
- また、学校における働き方改革や学習系・校務系データの連携、大規模災害等発生時のレジリエンス確保を実現する、クラウド環境・アクセス制御型のセキュリティ対策を前提とした次世代校務DX環境の整備、教育データ利活用の基盤となる情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

事業内容

(1) 学校の通信ネットワーク速度の改善

- ①ネットワークアセスメントの実施、②アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る初期費用（機器の入れ替えや設定変更等）を支援。これにより、学校の通信ネットワークの改善を図る。

※ ネットワークアセスメント…学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。

※ ②支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

(2) 次世代校務DX環境の全国的な整備

① 都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

② 都道府県域での次世代校務DX環境整備に向けた準備支援

都道府県域での共同調達を前提に次世代校務DX環境整備を行う際に必要となる帳票統一・ネットワーク環境等に関する都道府県域内の実態調査、ロードマップの策定、RFP作成等の各種プロセスを支援。

(3) 学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

令和7年度予算額

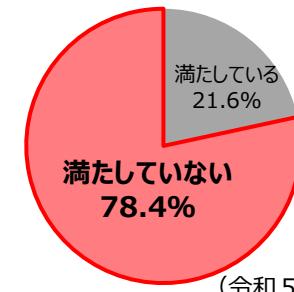
5億円
(新規)

令和6年度補正予算額

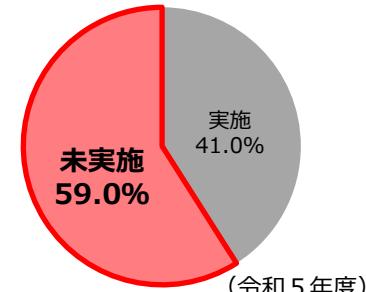
60億円

当面の推奨帯域を満たしていない学校の割合

ネットワークアセスメント実施状況



(令和5年度)



(令和5年度)

<ネットワーク・アセスメントのイメージ>



<次世代校務DXとは>

令和5年3月に文部科学省がまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」に方向性を示している、ロケーションフリーでの校務実施、ダッシュボード上の各種データの可視化を通じたきめ細やかな学習指導等が可能となる校務DXの在り方。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

- (1) : ① : 1,000千円/校 ② : 2,400千円/校
- (2) : ① : 6,800千円/校 ② : 50,000千円/都道府県
- (3) : 200千円/校

GIGAスクール構想第2期の基盤整備を強力に推進

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 75. 3億円 → 【令和7年度予算額】 80. 3億円

2 内容

- (1) へき地医療支援機構の運営 (1/2補助) 259百万円
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) へき地医療拠点病院等の運営 7, 217百万円
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費 (1/2補助)
イ へき地保健指導所運営費 (1/2補助)
ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
(沖縄県以外:2/3補助、沖縄県:3/4補助)
エ へき地診療所医師派遣強化事業 (1/2補助)
- (3) へき地巡回診療の実施 150百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) (1/2補助)
イ へき地巡回診療航空機(医科) (1/2補助)
ウ 離島歯科診療班 (1/2補助)
- (4) 産科医療機関の運営 (1/2補助) 281百万円
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 126百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車(艇) (1/2補助)
イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) (1/2補助) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17. 8億円 → 【令和7年度予算額】 22. 8億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るために、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

- 補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法) (沖縄県以外:1/2補助、沖縄県:2/3補助)
- へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24. 5億円 → 【令和7年度予算額】 19. 5億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るために、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

- 補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

地域医療介護総合確保基金（医療分）

令和7年度当初予算額 613億円（733億円）※()内は前年度当初予算額

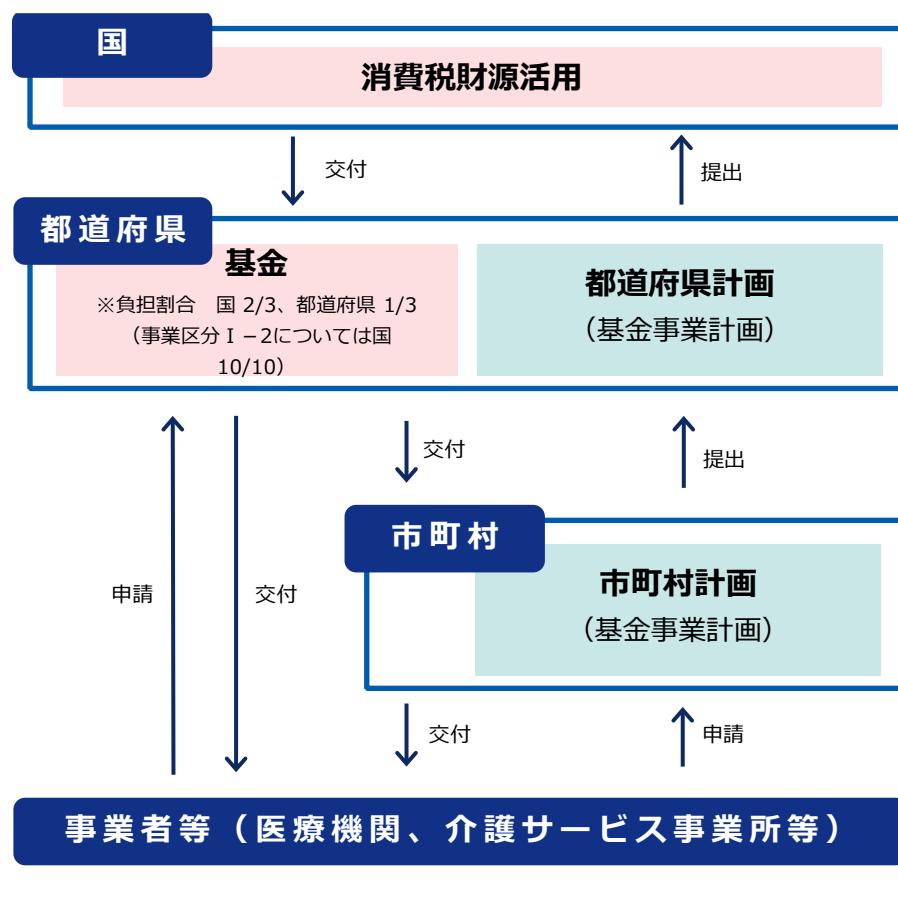
※国負担：医療分 613億円

※公費：医療分 909億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間（原則1年間）／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I - 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和5年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

地域医療対策協議会・地域医療支援センター

平成30年医療法改正により、地域医療対策協議会の役割の明確化、協議プロセスの透明化を図るとともに、地域医療支援センターとの関係や役割について明確化

地域医療対策協議会

(医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場)

構成員

都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関 等
※ 議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮 等

役割

- 協議事項を法定
- ・キャリア形成プログラムの内容
 - ・医師の派遣調整
 - ・派遣医師のキャリア支援策
 - ・派遣医師の負担軽減策
 - ・大学の地域枠・地元枠設定
 - ・臨床研修病院の指定
 - ・臨床研修医の定員設定
 - ・専門研修の研修施設・定員 等

協議の方法

- ・医師偏在指標に基づき協議
- ・大学・医師会等の構成員の合意が必要
- ・協議結果を公表

国のチェック

- ・医師派遣先（公的、民間の別）等の医師の派遣状況について定期的に国がフォローアップ

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う

地域医療支援センター

(医師確保対策の事務の実施拠点)

法定事務

- ・都道府県内の医師確保状況の調査分析
- ・医療機関や医師に対する相談援助
- ・医師派遣事務
- ・キャリア形成プログラムの策定
- ・派遣医師のキャリア支援・負担軽減 等

※医療従事者の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターと連携を図る

A県

地域医療体験事業への参加



大学

最新の医療技術習得のための研修参加

協力



地域医療機関

地域医療機関

地域医療機関と県内中核病院との間を循環しながらキャリア形成

B県

地域医療を志向する医師に係る県域を越えた情報交換と配置の調整

B県

地域医療介護総合確保基金（医療分）

令和7年度当初予算額 613億円（733億円）※()内は前年度当初予算額

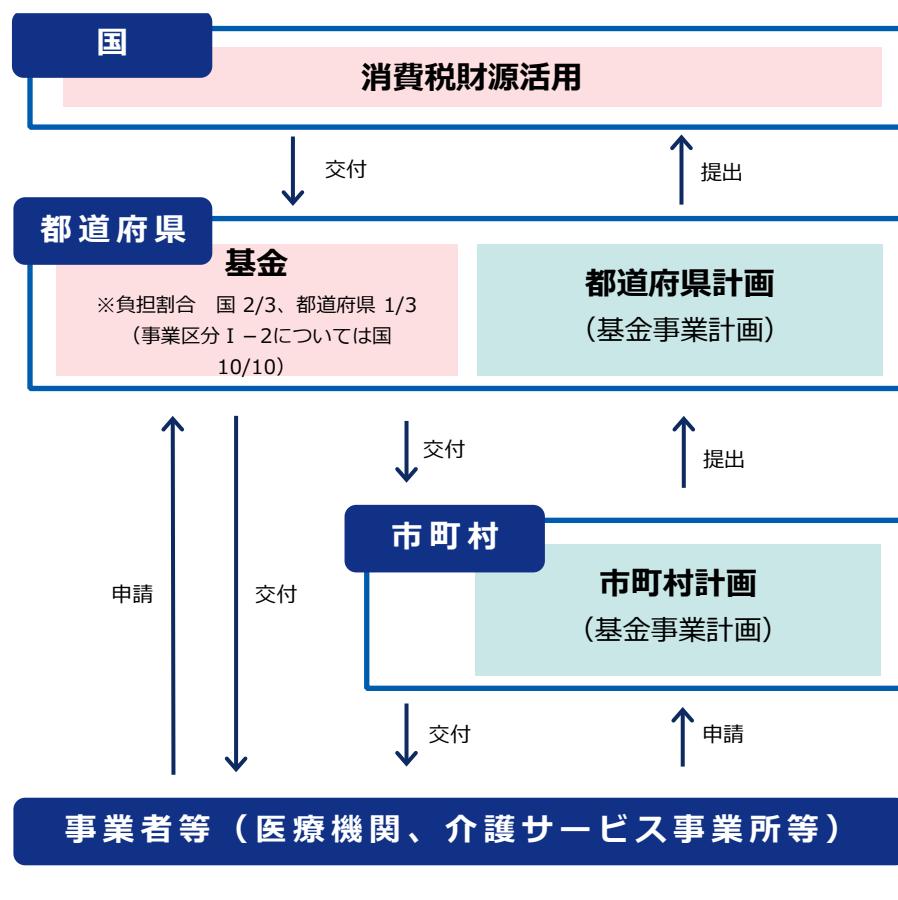
※国負担：医療分 613億円

※公費：医療分 909億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間（原則1年間）／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I - 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和5年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算 252億円（252億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】※配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンシギング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。

※定員30人以上の広域型施設を含む。

- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。

- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。

- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。

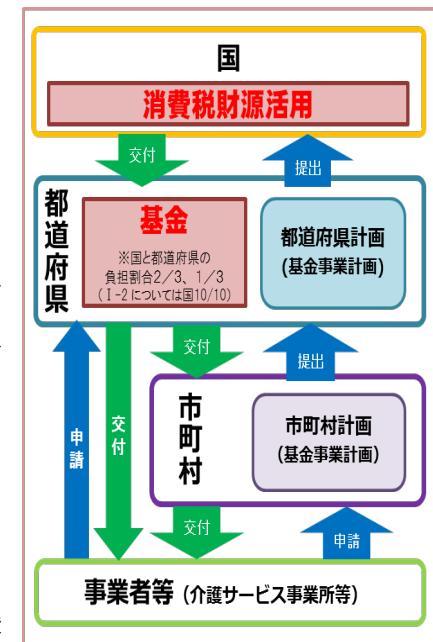
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。

- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。

- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

<実施主体等>



<令和5年度交付実績> 38都道府県

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和8年度概算要求額 97億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・待遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充分)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一連の支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化
- 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援
- 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
 - ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・待遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 小規模事業者等による協働化等推進事業
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
- 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援

- 畦島、中山間地域等への人材確保支援

令和7年度当初予算額 5.6億円（5.9億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 | | 子子特会 | 一般会計 |
|----------|----|------|--------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 育休 |
| 999/1000 | | | 1/1000 |

1 事業の目的

都道府県労働局・ハローワーク、農林水産省等関係機関との連携、求人情報及び人材育成等施策情報等の収集・提供、就職促進、新規就業希望者の意識啓発、事業所への雇用管理改善指導等を実施し、農林漁業人材の確保・職場定着までを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績等

<農林業職場定着支援事業>

① 農業雇用改善推進事業 実施主体：民間団体等（委託）

7年度予算額 54,593千円（60,068千円）

○ 雇用管理改善の促進

農業法人の雇用管理改善を促進するため、地方の拠点となる地域に農業雇用改善アドバイザーを配置し、農業法人の事業主・労務担当者に対する相談援助・指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：9箇所の拠点を設け全国で事業実施、研修会・相談会開催回数 52回（令和5年度）

② 林業就業支援事業 実施主体：民間団体等（委託）

7年度予算額 273,516千円（306,086千円）

○ 林業就業支援講習の実施

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、20日間程度の座学・実習（林業就業に係る基本的な知識の講義、林業作業の実地講習、安全衛生の講義・実習等）や職業相談・生活相談を実施

※ 実績：講習参加者数 115名（令和4年度）【5ヶ月間実施】
講習参加者数 365名（令和5年度）【通年実施】

○ 雇用管理改善の促進

林業事業体の雇用管理改善を促進するため、各都道府県に林業雇用改善アドバイザーを配置し、林業事業体の事業主・労務担当者に対する相談援助、訪問指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：研修会開催回数 19回（令和4年度）【5ヶ月間実施】
研修会開催回数 45回（令和5年度）【通年実施】

<農林漁業就業支援事業>

実施主体：都道府県労働局・ハローワーク

7年度予算額 232,827千円（226,934千円）

- 各都道府県労働局に職業相談員を配置
 - 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
 - 都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会、林業雇用改善等推進会議の開催
 - ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
 - 農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
 - 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催
 - その他、農山村地域等からの出稼就労に対する支援
- ※ 実績（いずれも令和5年度）
- ・ 農林漁業の職業相談件数：137,860件
 - ・ 農林漁業の就職件数：18,834件



連携

連携

離島・中山間地域等サービス確保対策事業

令和7年度当初予算：10百万円（12百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度について周知
離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等のICT機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。

離島や中山間地域等で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国1／2、都道府県等1／2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国3／4、都道府県等1／4
- 市区町村
国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4
 - ・ 離島や中山間地域等で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国2／3、都道府県1／6、市区町村1／6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：14自治体（令和5年度）

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

令和7年度当初予算 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 90億円

1 事業の目的

訪問介護等サービスの現場において、人手不足への対応は最も主要な課題の一つであり、地域におけるサービス提供体制の確保に向けて、必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、その担い手を確保することが必要であるが、全産業的に人手不足の中で、人材にも限りがある状況である。

こうした中で、地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うことで、サービス提供体制を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

①人材確保体制構築支援事業

（1）概要

訪問介護等事業所が、地域の訪問介護人材の確保に向けて、経験年数が短いヘルパーでも安心して従事できるよう、研修体系の構築や中山間・離島等地域における採用活動の経費の補助等の取組を支援する。

（2）補助対象経費（例）

- ア. 研修体制づくりの支援
- イ. 採用活動の支援
- ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援

②経営改善支援事業

（1）概要

訪問介護等事業所が取り組む、臨時の事務職員の雇用やコンサル活用による加算制度の活用や登録ヘルパーの常勤化、協働化・大規模化による事業者間の連携等を支援する。

（2）補助対象経費（例）

- ア. 経営改善の支援
- イ. 常勤化の促進の支援
- ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
- エ. 広報活動に関する支援

実施主体：都道府県

負担割合：国：2／3、都道府県1／3



離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和7年度当初予算額 7,762千円（7,762千円）※()内は前年度当初予算額

事業内容

- 離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。
- このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2について、助成を行う（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）。

(4) 小規模事業対策推進等事業

令和7年度予算案額 61億円（54億円）

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とする。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在。小規模事業者にとって身近な存在として経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行う。

(1) 小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。

(2) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援する。

(3) 小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。

(4) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援する。

(5) 経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業



(2) 地域力活用新事業創出支援事業

(3) 制度改正等の課題解決環境整備事業

(4) 商工会・商工会議所等の指導事業



(5) 法定経営指導員講習事業



成果目標

商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が50%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指す。

伝統的工芸品支援事業

令和7年度予算額 11億円（11億円）

商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とするを通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

(1)伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。

(2)伝統的工芸品産業振興補助金

伝産法第23条に基づき設立された伝産協会が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、学校法人・コンサルタント等：1/2）

(1)

国



国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

補助（全指定産地共通：定額、伝産協会の人事費：1/2）

(2)

国



一般財団法人
伝統的工芸品産業
振興協会

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和6年度補正予算額

500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靭化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの期限措置>

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの期限措置>

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

■事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）

■請負先/交付対象 地方公共団体

■実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置
個人 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

負担割合6/10

負担割合4/10

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

令和7年度新規<令和11年度までの期限措置>

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）
個人 市町村(1/2負担) 国(1/2交付)

負担割合1/3

負担割合2/3

公共净化槽等整備推進事業

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置
市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

負担割合1/2

負担割合1/2

自然公園等事業費等（含む自然環境整備交付金/環境保全施設整備交付金）



【令和7年度当初予算 8,234百万円（8,235百万円）】 環境省

【令和6年度補正予算額 4,786百万円】



国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域（エリアベースド）の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、
国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靭化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジャーセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジャーセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靭化



歩道の整備

指定管理鳥獣対策事業費



【令和7年度予算額

200百万円 (200百万円)】環境省

【令和6年度補正予算額

2,500百万円】



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビ工利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビ工利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

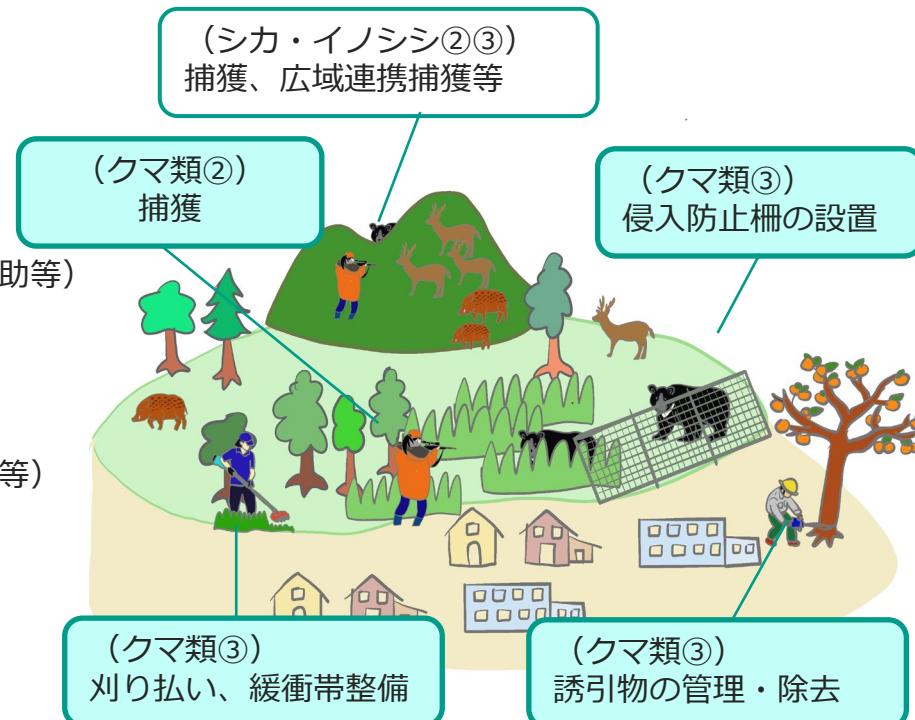
(2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

| 交付対象メニュー | 内 容 | 交付対象 事 業 者 | 交付割合 |
|------------------------|---|------------------|--|
| ① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業 | ➢ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施 | 都道府県協議会 | ➢ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内） |
| ② 指定管理鳥獣捕獲等事業 | ➢ 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施 | 都道府県 | ➢ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはC S Fウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/km ² を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内） |
| ③ 効果的捕獲促進事業 | <都道府県の場合> ➢ 効果的な捕獲手法の技術開発等 ➢ 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 ➢ 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <協議会の場合> ➢ 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施 | 都道府県協議会 | ➢ 「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 ➢ ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 ➢ ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 ➢ 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行つ都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出） |
| ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 | ➢ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等 | 都道府県協議会 | ➢ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内） |
| ⑤ ジビ工利用拡大を考慮した狩猟者の育成 | ➢ ジビ工利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施 | 都道府県 | ➢ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内） |
| ⑥ ジビ工利用拡大等のための狩猟捕獲支援 | ➢ ジビ工利用拡大のための狩猟捕獲支援 ・狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行つにあたり発生した廃棄物処理等 ➢ 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 (※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象) | 都道府県 | ➢ ジビ工利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 ➢ 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額） |

【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業 交付対象メニュー

| 交付対象メニュー | 内 容 | 交付対象 事 業 者 | 間接交付 対象者 | 交付割合 |
|--------------------------|--|---------------|-------------|---|
| ①計画策定・調査等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 ➢ 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。 | 都道府県 協議会 | - | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） ➢ 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） ➢ ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 ➢ 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会） |
| ②捕獲等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施。 | 都道府県 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） (国1／2以内、都道府県1／4以上) |
| ③出没防止対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。 | 都道府県 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） (国1／2以内、都道府県1／4以上) |
| ④出没時の体制構築事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 ➢ ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。 | 都道府県 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） (国1／2以内、都道府県1／4以上) |
| ⑤クマ類の保護・管理に 係る専門人材の育成 | <p><都道府県></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <p><協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 | 都道府県 協議会 | - | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業費2,000千円を上限とする定額 ➢ ただし、定額を超える事業費分は1／2以内 |



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標を達成するため、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。
- ② 各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の活動基盤強化（定額：上限150万円、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額：上限250万円又は上限150万円、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率3/4、1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）

コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。

事例2 フサヒゲ川ガミリの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサヒゲ川ガミリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畠（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畠で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畠」としてブランド化。

(4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和7年度予算（案） 20百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1／2を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ**エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援**

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1／2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成

- ・魅力的なツアープログラムづくり
(安全管理、環境への配慮含む)

一般廃棄物処理施設の整備



【令和7年度予算額 52,636百万円(49,518百万円)】
【令和6年度補正予算額 100,642百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- 災害時のための廃棄物処理施設の強靭化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靭化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

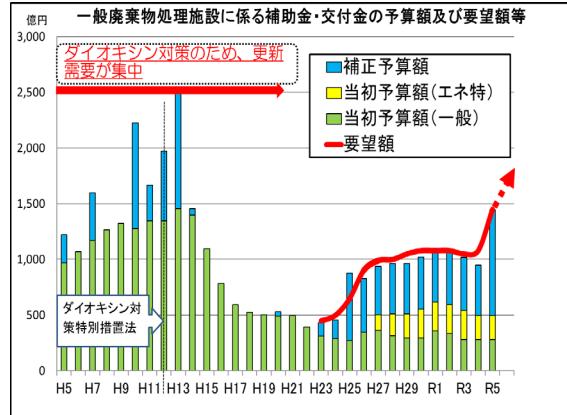
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- 最終処分場
- マテリアルリサイクル推進施設
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

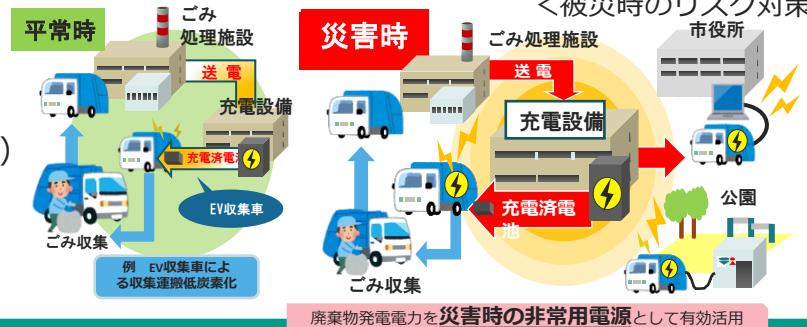
4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>

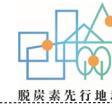


<被災時のリスク対策>



地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



デコ活
くらしの中のエコロジー



【令和7年度予算 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一緒に、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

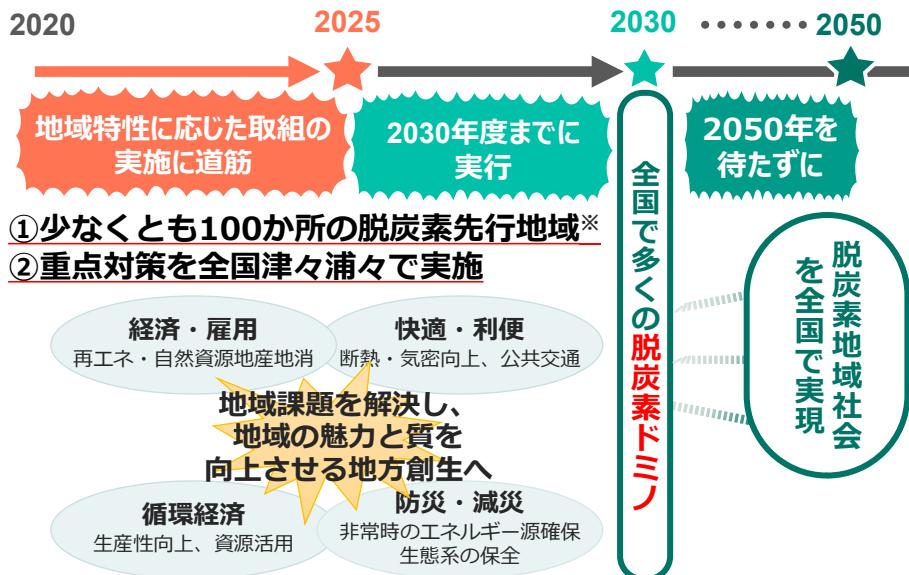
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>

- (a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

| (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 | | | | (2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】 |
|----------------------|---|--|---|-----------------------------|
| 事業区分 | 脱炭素先行地域づくり事業 | 重点対策加速化事業 | | |
| 交付要件 | ○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等) | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること | ○脱炭素先行地域に選定されていること | |
| 対象事業 | <p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等）</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> | <p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> | |
| 交付率 | 原則2／3 | 2／3～1／3、定額 | 原則2／3 | |
| 事業期間 | おおむね5年程度 | | | |



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマス
のエネルギー利用



家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギー管理
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ



自営線
マイクログリッド

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）(1/2)



【令和7年度予算額 3,450百万円（新規）】環境省
【令和6年度補正予算額 7,000百万円】

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）

駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

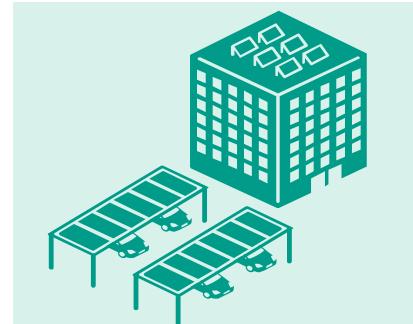
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

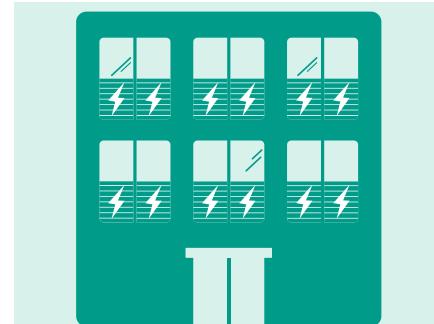
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

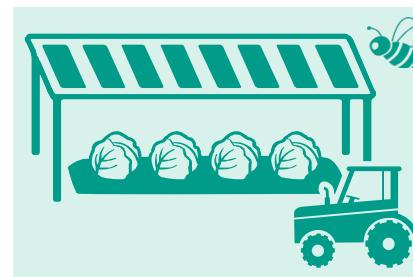
4. 事業イメージ



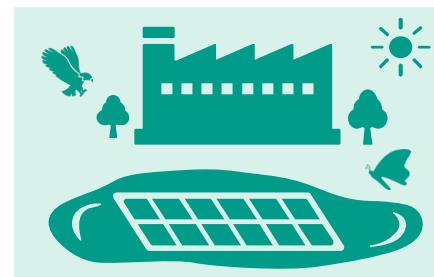
建材一体型太陽光



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



農地型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

特例地域型保育給付（特例保育）

令和6年度予算額（当初） 1兆6,617億円の内数
→ 令和7年度予算 1兆8,002億円の内数
(※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施)

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 箇所数

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 371か所 | 346か所 | 309か所 | 294か所 | 274か所 | 238か所 | 225か所 | 202か所 | 185か所 | 167か所 |

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

保育所等の施設整備に関し、通常の国の負担割合は1/2であるが、山村振興法に基づく事業の場合、5.5/10と国の負担割合を5%高く設定している。

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】**
 - 保育所整備事業
 - 幼保連携型認定こども園整備事業
 - 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - 公立認定こども園整備事業
 - 小規模保育整備事業
 - 防音壁整備事業
 - 防犯対策強化整備事業
 - 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3 市区町村：1／12、設置主体：1／4

〈補助率の嵩上げについて〉 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）

(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1／3、設置者(市区町村)2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者(市区町村) 1／3

※防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策 (9.4億円)

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和7年度予算 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
(令和6年度当初予算67億円)

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

| 事業概要 | 整備内容 | 対象施設 |
|--|--|--|
| ①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。 | 創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> 助産施設 職員養成施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 一時預かり事業所 地域子育て支援拠点事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童厚生施設（児童館） 児童相談所一時保護施設 産後ケア事業を行う施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 |
| ②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。 | 大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 こども家庭センター 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 子育て短期支援事業専用施設 |

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補 助 率】

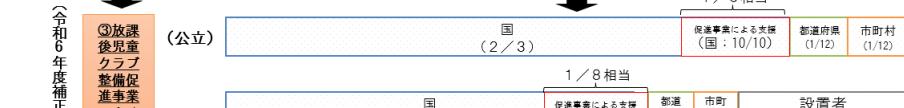
| | 国 | 都道府県 | 市町村 | 社福法人等 |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 放課後児童クラブ整備費 | | | | |
| 市町村が整備を行う場合 | 1/3 (2/3) | 1/3 (1/6) | 1/3 (1/6) | — |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 2/9 (1/2) | 2/9 (1/8) | 2/9 (1/8) | 1/3 (1/4) |
| 病児保育施設整備費 | | | | |
| 市町村が整備を行う場合 | 1/3 | 1/3 | 1/3 | — |
| 市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 | 3/10 | 3/10 | 3/10 | 1/10 |

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ



※待機児童が発生している市町村等が対象

| (本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合) | | | | (本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合) | | | |
|----------------------------|-----|------|------|----------------------------|-----|------|------|
| | 国 | 都道府県 | 市町村 | | 国 | 都道府県 | 市町村 |
| ①通常 | 1/3 | 1/3 | 1/3 | ①通常 | 2/9 | 2/9 | 2/9 |
| ②嵩上げ後 | 2/3 | 1/6 | 1/6 | ②嵩上げ後 | 1/2 | 1/8 | 1/8 |
| ③整備促進事業活用後 | 5/6 | 1/12 | 1/12 | ③整備促進事業活用後 | 5/8 | 1/16 | 1/16 |

自治体の
負担割合を
1/2削減

自治体の
負担割合を
1/2削減

資料編

[2]

地方単独施策に関する事業要綱等

地域活性化事業

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備に限る。以下同じ。）、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業（医療・福祉、産業振興及び公共交通の3分野に限る。以下同じ。）及び合併の円滑化に係る事業をいう。）を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

（1）地域経済循環の創造

自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（产学研官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ア 地域資源活用事業

（ア）ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備

（イ）農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備

（ウ）地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備

（エ）水質・土壤汚染対策等产学研官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

イ 地域情報通信基盤整備事業

（ア）公共施設等を接続するネットワークの整備（府内LANを除く。）

なお、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、地方公共団体が整備した伝送施設及び設備を当該地方公共団体以外の者に利用させることも差し支えないものとする。

（イ）次のいずれかの地域に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備

a 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法附則第5条から第8条までの規定が適用される市町村若しくは区域

- b 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第2条第1項に規定する辺地
 - c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - d 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
 - e 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - f 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - g 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - h 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯
 - i 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - j 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - k 民間事業者による整備が見込めない地域
- (ウ) 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。）

なお、共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。

- (エ) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備
 - (オ) 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備
 - (カ) 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備
- ウ 自然再生・地球温暖化対策事業
- (ア) 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全
- (イ) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
 - (ウ) 都市緑化のための植樹、植栽等

なお、「令和4年度地方債同意等基準運用要綱」（令和4年4月1日付け総財地第36号・総財公第59号・総財務第36号総務副大臣通知）別紙2の(1)のウの(イ)に定める「分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。）や高効率照明機器の整備」、(ウ)に定める「施設の省エネルギー改修」及び(エ)に定める「低公害車の導入」のうち、

新たに脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業については引き続き本事業の対象とするものとする。

エ 國土保全対策事業

(ア) 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備

(イ) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林（同法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するために指定されているものに限る。）の取得

(ウ) 農地の持つ國土保全の機能を維持するための小規模農地・農道等の整備

(エ) 國土保全の見地から行う耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備

(オ) 都市住民に対し國土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設（花畠、園地、体験農場等）、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備

(カ) 景觀保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備

(2) 人材力の活性化

地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備

ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備

イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備

ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備

エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（产学研連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私立大学等の設置者からの買取りは除く。）

(3) 地域の歴史文化資産の活用

個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）、同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）、同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備

イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備

- ア 公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティ、公共施設における男女別トイレの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり
- イ 子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設及び乳児用ベッドや幼児用の椅子を備えたトイレ、授乳室、休憩室、託児室等の女性・子育て支援関連施設の整備
- ウ リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- エ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入
- オ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件を全て満たす事業

ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(ア)及び(イ)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象とすること。

(ア) 圏域全体の経済成長のけん引

- a 新技術等開発を支援するための施設の整備（圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備）
- b 観光拠点施設の整備（海外インバウンド観光に資する施設等であって、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備）

(イ) 高次の都市機能の集積・強化

- a 高度医療の提供に資する施設の整備（三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備）
- b アクセス拠点施設の整備（圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備）

c 高等教育機関における研究施設の整備（グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備）

(ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

a 医療・福祉を確保するための施設の整備（地域医療施設、子育て支援センター等の整備）

b 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備（コミュニティバスターミナル等の整備）

c 産業振興のための施設の整備（地場産業支援施設、地域観光施設等の整備）

なお、圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、「定住自立圏構想の推進」で対象とする事業と同様の事業を対象としている。

イ 次に掲げる(ア)から(エ)までの要件の全てを満たすこと。

(ア) 連携中枢都市圏ビジョンで設定された KPI (Key Performance Indicator) と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。

(イ) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。

(ウ) 施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方沿って設置・利用の在り方が整理されていること。

(エ) 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(6) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件の全てを満たす事業

ア 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方沿って設置・利用の在り方が整理されていること。

イ 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(7) 合併の円滑化

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の下で平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した市町村等が行う事業であって、次に掲げるイからハまでの要件のすべてを満たす事業を対象とする。

イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村

が連絡調整して一体的に行う事業であること。

- ロ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること。
- ハ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること。

2 国庫補助事業により整備される下記(1)から(4)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

- (1) 地域木材を利用した施設の整備事業
 - (2) 連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（原則として、連携中枢都市圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
 - (3) 定住自立圏構想の推進に資する事業（原則として、定住自立圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
 - (4) 無線システム普及支援事業費等補助金による事業（高度無線環境整備推進事業に限る。）
- 3 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るために施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。
- 4 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- ▶ 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

連携中枢都市圏形成のための手続き

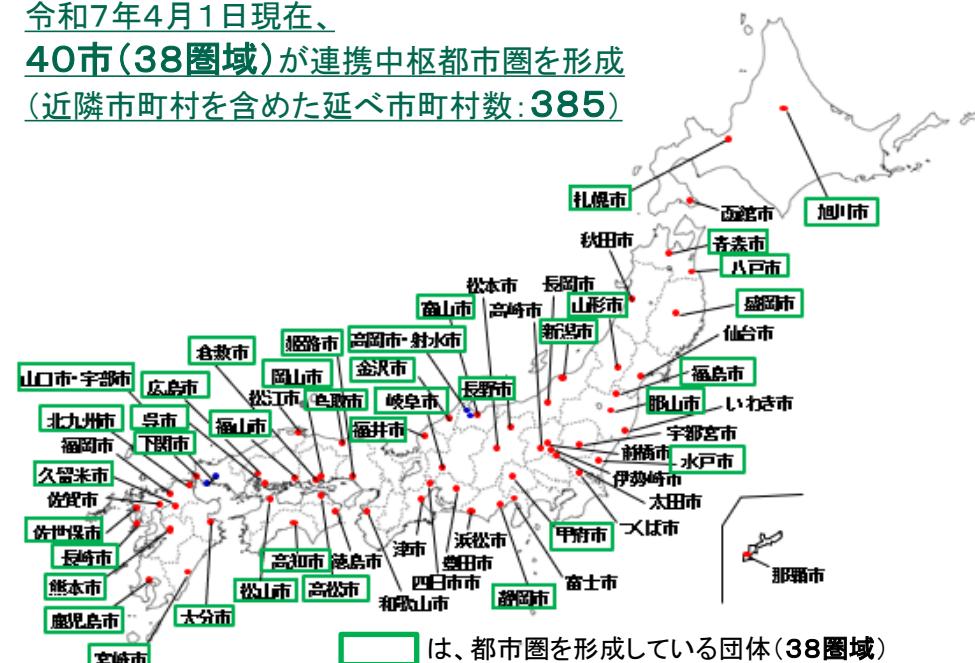
連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和7年4月1日現在、

40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数: 385)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超える、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏の形成の動き①

令和7年4月1日現在

※都市圏ビジョン公表日順

| 圏域名 (連携中枢都市) | | 連携中枢都市宣言 | 連携協約 | 都市圏ビジョン | 連携市町村 | 圏域人口等 |
|-----------------|--------------------------|------------|------------------------|-------------|---|---------------------------------|
| 1 | 備後圏域 (福山市) | H27年2月24日 | H27年3月25日締結式 | H27年3月25日公表 | 【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】竹原市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、(計:6市2町) | 852,168人 (うち福山市 460,930人) |
| 2 | 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市) | H27年2月17日 | H27年3月27日締結式 | H27年3月27日公表 | 【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (計:6市3町) | 754,749人 (うち倉敷市 474,592人) |
| 3 | 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市) | H27年2月13日 | H27年4月5日締結式 | H27年4月5日公表 | 【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市 (計:7市8町) | 1,273,492人 (うち姫路市 530,495人) |
| 4 | みやざき共創都市圏 (宮崎市) | H26年12月1日 | H27年3月25日締結式 | H27年5月12日公表 | 【宮崎県】国富町、綾町 (計:2町) | 426,671人 (うち宮崎市 401,339人) |
| 5 | 久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市) | H27年11月2日 | H28年2月23日締結式 | H28年2月23日公表 | 【福岡県】大川市、小都市、うきは市、大刀洗町、大木町 (計:3市2町) | 452,986人 (うち久留米市 303,316人) |
| 6 | みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市) | H27年10月30日 | H28年1月15日締結式 | H28年3月25日公表 | 【岩手県】八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 (計:2市5町) | 463,186人 (うち盛岡市 289,731人) |
| 7 | 石川中央都市圏 (金沢市) | H27年12月4日 | H28年3月28日締結式 | H28年3月28日公表 | 【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 (計:3市2町) | 729,320人 (うち金沢市 463,254人) |
| 8 | 長野地域連携中枢都市圏 (長野市) | H28年2月17日 | H28年3月29日締結式 | H28年3月29日公表 | 【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町 (計:2市4町2村) | 532,702人 (うち長野市 372,760人) |
| 9 | 下関市連携中枢都市圏 (下関市) | H27年9月30日 | H27年12月18日 (形成方針策定) | H28年3月29日公表 | 【山口県】下関市 (合併1市圏域) | 255,051人 |
| 10 | 大分都市広域圏 (大分市) | H27年12月22日 | H28年3月29日締結式 | H28年3月29日公表 | 【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町 (計:6市1町) | 757,715人 (うち大分市 475,614人) |
| 11 | 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市) | H27年9月4日 | H28年2月16日締結式 | H28年3月30日公表 | 【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町 (計:2市5町) | 572,168人 (うち高松市 417,496人) |
| 12 | 広島広域都市圏 (広島市) | H28年2月15日 | H28年3月30日締結式 | H28年3月31日公表 | 【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、三次市 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 【島根県】浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町 (計:14市18町) | 2,638,349 (うち広島市 1,200,754人) |

連携中枢都市圏の形成の動き②

令和7年4月1日現在

| 圏域名 (連携中枢都市) | | 連携中枢都市宣言 | 連携協約 | 都市圏ビジョン | 連携市町村 | 圏域人口等 |
|-----------------|----------------------------------|------------|---------------|-------------|--|--|
| 13 | 熊本連携中枢都市圏 (熊本市) | H27年6月18日 | H28年3月30日締結式 | H28年3月31日公表 | 【熊本県】荒尾市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、山鹿市、玉名市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町 (計:8市13町2村) | 1,359,986人 (うち熊本市 738,865人) |
| 14 | 北九州都市圏域 (北九州市) | H27年12月24日 | H28年4月18日締結式 | H28年4月18日公表 | 【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、吉富町 (計:5市12町) | 1,369,014人 (うち北九州市 939,029人) |
| 15 | しづおか中部連携中枢都市圏 (静岡市) | H28年3月1日 | H28年3月31日 | H28年4月28日公表 | 【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町) | 1,145,922人 (うち静岡市 693,389人) |
| 16 | 松山圏域 (松山市) | H28年7月8日 | H28年7月8日締結式 | H28年7月8日公表 | 【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町) | 637,742人 (うち松山市 511,192人) |
| 17 | 【複数型】 とやま県西圏域 (高岡市・射水市) | H28年8月26日 | H28年10月3日締結式 | H28年10月3日公表 | 【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市) | 426,159人 (うち高岡市 166,393人、射水市 90,742人) |
| 18 | 八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市) | H29年1月4日 | H29年3月22日締結式 | H29年3月22日公表 | 【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村) | 310,282人 (うち八戸市 223,415人) ※H29年1月1日中核市移行 |
| 19 | 新潟広域都市圏 (新潟市) | H28年12月16日 | H29年3月28日締結式 | H29年3月28日公表 | 【新潟県】三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (計:7市3町1村) | 1,241,472人 (うち新潟市 789,275人) |
| 20 | 岡山連携中枢都市圏 (岡山市) | H28年8月9日 | H28年10月11日締結式 | H29年3月28日公表 | 【岡山県】津市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町) | 1,158,403人 (うち岡山市 724,691人) |
| 21 | 【複数型】 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市) | H28年11月28日 | H29年3月30日締結式 | H29年3月30日公表 | 【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町) | 605,589人 (うち山口市 193,966人、宇部市 162,570人) |
| 22 | 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市) | H28年6月10日 | H28年12月27日締結式 | H29年3月30日公表 | 【長崎県】長与町、時津町 (計:2町) | 479,237人 (うち長崎市 409,118人) |
| 23 | かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市) | H28年10月31日 | H29年1月19日締結式 | H29年3月31日公表 | 【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市 (計:3市) | 744,119人 (うち鹿児島市 593,128人) |
| 24 | 富山広域連携中枢都市圏 (富山市) | H29年9月5日 | H30年1月10日締結式 | H30年1月10日公表 | 【富山県】滑川市、舟橋村、上市町、立山町 (計:1市2町1村) | 493,562人 (うち富山市 413,938人) |
| 25 | 広島中央地域連携中枢都市圏 (呉市) | H29年9月4日 | H29年10月16日締結式 | H30年3月8日公表 | 【広島県】竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 (計:3市4町) | 529,333人 (うち呉市 214,592人) |

連携中枢都市圏の形成の動き③

令和7年4月1日現在

| 圏域名 (連携中枢都市) | | 連携中枢都市宣言 | 連携協約 | 都市圏ビジョン | 連携市町村 | 圏域人口等 |
|-----------------|--------------------------------|------------|--------------|-------------|---|----------------------------------|
| 26 | れんけいこうち広域都市圏 (高知市) | H29年9月7日 | H30年3月28日締結式 | H30年3月28日公表 | 【高知県】安芸市、安田町、馬路村、芸西村、南国市、香南市、香美市、本山村、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、須崎市、中土佐町、津野町 (計:6市10町4村) | 571,751人 (うち高知市 326,545人) |
| 27 | 岐阜連携都市圏 (岐阜市) | H29年6月30日 | H29年11月2日締結式 | H30年3月29日公表 | 【岐阜県】山県市、瑞穂市、本巣市、羽島市、岐南町、笠松町、北方町 (計:4市3町) | 649,030人 (うち岐阜市 402,557人) |
| 28 | 因幡・但馬麒麟のまち 連携中枢都市圏 (鳥取市) | H29年12月5日 | H30年4月1日締結式 | H30年4月1日公表 | 【鳥取県】岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 【兵庫県】香美町、新温泉町 (計:6町) | 253,874人 (うち鳥取市 188,465人) |
| 29 | こおりやま広域 連携中枢都市圏 (郡山市) | H30年9月4日 | H31年1月23日締結式 | H31年3月19日公表 | 【福島県】須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、磐梯町 (計:4市8町4村) | 629,144人 (うち郡山市 327,692人) |
| 30 | 西九州させぼ広域都市圏 (佐世保市) | H30年9月3日 | H31年1月12日締結式 | H31年3月26日公表 | 【長崎県】平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、佐々町【佐賀県】伊万里市、有田町 (計:4市7町) | 460,865人 (うち佐世保市 243,223人) |
| 31 | さっぽろ連携中枢都市圏 (札幌市) | H30年11月28日 | H31年3月29日締結式 | H31年3月29日公表 | 【北海道】小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 (計:7市3町1村) | 2,604,945人 (うち札幌市 1,973,395人) |
| 32 | ふくい嶺北連携中枢都市圏 (福井市) | H30年11月27日 | H31年4月1日締結式 | H31年4月1日公表 | 【福井県】大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町 (計:6市4町) | 632,190人 (うち福井市 262,328人) |
| 33 | 山形連携中枢都市圏 (山形市) | R元年6月27日 | R2年1月9日締結式 | R2年2月20日公表 | 【山形県】寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町 (計:6市7町) | 531,855人 (うち山形市 247,590人) |
| 34 | 青森圏域連携中枢都市圏 (青森市) | R元年11月18日 | R元年12月25日締結式 | R2年3月23日公表 | 【青森県】平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 (計:3町1村) | 295,593人 (うち青森市 275,192人) |
| 35 | いばらき県央地域連携中枢都市 圏 (水戸市) | R3年11月15日 | R4年2月21日締結式 | R4年2月22日公表 | 【茨城県】笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 (計:4市3町1村) | 705,915人 (うち水戸市 270,685人) |
| 36 | 旭川大雪圏域連携中枢都市圏 (旭川市) | R3年10月21日 | R4年1月12日締結式 | R4年3月25日公表 | 【北海道】鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町 (計:8町) | 379,926人 (うち旭川市 329,306人) |
| 37 | ふくしま田園中枢都市圏 (福島市) | R3年11月30日 | R4年3月30日締結式 | R4年3月30日公表 | 【福島県】二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯館村 (計:3市3町2村) | 467,212人 (うち福島市 282,693人) |
| 38 | やまなし県央連携中枢都市圏 (甲府市) | R4年7月26日 | R5年2月27日締結式 | R5年3月24日公表 | 【山梨県】韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町 (計:8市3町) | 618,146人 (うち甲府市 189,591人) |

連携中枢都市圏構想推進要綱

平成 26 年 8 月 25 日（総行市第 200 号）制定
平成 27 年 1 月 28 日（総行市第 4 号）一部改正
平成 28 年 4 月 1 日（総行市第 31 号）一部改正
平成 29 年 12 月 27 日（総行市第 77 号）一部改正
平成 30 年 8 月 28 日（総行市第 52 号）一部改正
令和 3 年 4 月 27 日（総行市第 42 号）一部改正
令和 4 年 1 月 14 日（総行市第 125 号）一部改正
令和 5 年 4 月 21 日（総行市第 56 号）一部改正
令和 7 年 1 月 23 日（総行市第 6 号）一部改正

第 1 趣旨

（1）今後の我が国の人団の見込み等

我が国の人団は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、令和 5 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によれば、令和 13 年には 1 億 2000 万を下回り、令和 38 年には 1 億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約 29% から、令和 9 年には 30% を超え、令和 30 年には 36.8% と大幅に上昇すると見込まれている。

現在、1,741 の市区町村のうち、人口 5 万以下の市区町村が全体の 7 割を占めており、残りの 3 割に人口の 8 割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21 世紀半ばの 2050 年（令和 32 年）までに、現在、人が居住している地域の約 2 割が無居住化するとも予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。

（2）連携中枢都市圏構想の目的

このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生

活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的である。このような問題意識は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」でも触れられているところである。

また、連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものとする。

なお、この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。

(3) 連携中枢都市圏に求められる取組

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある。こうした状況において、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。このような問題意識は、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」にも盛り込まれているところである。

連携中枢都市圏における取組の内容を深化させていくためには、連携中枢都市圏として「地域の未来予測」を共同で作成・共有し、「目指す未来像」を議論することも有用である。(「地域の未来予測」の作成に当たっては、「『地域の未来予測』に基づく広域連携推進要綱」(令和4年3月30日付け総行市第36号)も適宜参照されたい。)

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、連携中枢都市圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取

組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年1月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、連携中枢都市圏の取組にも期待が寄せられているところである。

（4）地方自治法上の連携協約の活用

連携中枢都市圏は、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域である。

地方自治法に規定された連携協約を活用する意義は、圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにある。

すなわち、連携協約を締結することとは、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになる。さらに、当該義務を履行する際など連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって都道府県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることになる。

このように、地方自治法に規定された連携協約に基づき、それぞれの地方公共団体が義務を負うことと第三者による迅速・公平な解決方策が提示されることが制度的に担保されていることから、連携協約を締結した地方公共団体は継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができるようになる。

なお、この取組は、都道府県境を越えて相互に連携することも可能であり、さらに連携事業の一環として民間事業者を巻き込むことで、より広域的・複層的な連携、いわゆる「シティリージョン」の形成にも資するものである。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在の数値（令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、常住地による「従業・通学市区町村、男女別通勤者数（15歳以上）」中「総数」及び「従業・通学市区町村、男女別通学者数

(15歳以上)」中「総数」の合計をいう。

第3 連携中枢都市

連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市であること。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値（以下「昼夜間人口比率」という。）がおおむね1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第5（4）及び第9に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼夜間人口比率がおおむね1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。
 - この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 連携中枢都市宣言

（1）連携中枢都市宣言の定義

連携中枢都市宣言は、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「連携中枢都市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）連携中枢都市宣言書に記載する事項

連携中枢都市宣言書においては、連携中枢都市が近隣の市町村を含めた圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書を作成するに当たって、その近隣の市町村の意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣の市町村を含めた圏域全体の経済のけん引等において中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 圏域の現在の人口と将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）
- ③ 圏域内の公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況並びに近隣の市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ④ ③に掲げる都市機能等を活用して、近隣の市町村と連携して取り組むことを想定する分野
- ⑤ 当該連携中枢都市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑥ ⑤のほか当該連携中枢都市の近隣にあって、当該連携中枢都市と連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（3）連携中枢都市宣言書の変更又は取消し

連携中枢都市は、都市機能の集積・強化の状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、連携中枢都市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（4）連携中枢都市宣言書の公表

連携中枢都市は、（1）の規定により連携中枢都市宣言書を作成したとき又は（3）の規定により連携中枢都市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（5）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する連携中枢都市のうち、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しない市については、一市のみで、連携中枢都市圏を構成しているものとみなして連携中枢都市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。なお、当該連携中枢都市がさらに他の市町村と連携しようとする場合においては、連携協約を締結し、拡大連携中枢都市圏を構成することを妨げないものとする。

第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(1) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の定義

連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った1の連携中枢都市（以下「宣言連携中枢都市」という。）と、その近隣の1の市町村が、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるため、(2)に規定する事項について、それぞれの市町村における、議会の議決（地方自治法第252条の2第3項）に基づき締結・変更されるものである。

連携中枢都市圏構想が圏域全体を対象とした施策であることを踏まえ、宣言連携中枢都市は、原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤通学割合が0.1以上である全ての市町村と連携協約締結の協議を行うことが望ましい。当初の連携中枢都市圏形成までに、該当する全ての市町村と連携協約の締結に至らなかった場合においても、宣言連携中枢都市は、引き続き当該市町村と連携協約締結に向けて真摯に協議を行うことが望ましい。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する近隣の市町村（以下「連携市町村」という。）は、宣言連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であることが望ましい。関係市町村において、これに該当するか否かは自主的に判断するものとする。しかしながら、宣言連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村においては、宣言連携中枢都市から連携協約締結に向けた協議があった場合には、真摯に検討し判断することが望ましい。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する宣言連携中枢都市及び1の連携市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「コンパクト化とネットワーク化」の観点から、宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が連携して圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えることなど、連携中枢都市圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が、④に規定する事項を中心として行政及び民間機能のコンパクト化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となって実施することが想定されるが、地域公共交通、デジタルインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

また、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、連携中枢都市圏がアからウまでの役割を果たすためには、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。

各役割に応じた取組については、以下のとおりであるが、取組を行うに当たってはデジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

a から d に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備
 - ・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学金官民が一体となった協議会の立ち上げ
 - ・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
 - ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの方向性の提示
 - ・戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
 - ・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等
- b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
 - ・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
 - ・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
 - ・新技術・新製品開発のための中小企業支援
 - ・イノベーション実現や事業化に向けた産学官の共同研究・受託研究の推進
 - ・大学発ベンチャーへの支援
 - ・大学における長期インターンシップの推進や产学が連携した大学の教育課程の

編成

- ・専門的知見を有する企業・大学間コーディネーターの育成
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの促進支援
- ・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中心とする広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等
- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
 - ・六次産業化に向けた設備投資の支援
 - ・地域ブランド育成のための試作やP Rの支援
 - ・専門家の紹介・派遣
 - ・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等
- d 戦略的な観光施策
 - ・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
 - ・圏域全体の観光資源（自然・文化・産業遺産等）を対象としたプロモーションやファムツアーやの実施
 - ・外国人観光客の誘致活動
 - ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
 - ・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等
- e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

イ 高次の都市機能の集積・強化

a から c に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 高度な医療サービスの提供
 - ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
 - ・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
 - ・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
 - ・これらの医療にかかる人材育成・確保 等
- b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
 - ・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域の中心部と空港との間の直結線の整備に向けた検討 等
- c 高等教育・研究開発の環境整備
 - ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成
 - ・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成

- ・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じたグローバル人材の招へい
- ・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組む高等教育機関への支援等

d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができるものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

a 地域医療

- ・病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供
 - ・二次救急における病院間の連携
 - ・地域医療を担う医師の育成や派遣
 - ・デジタル技術を活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保
- 等に向けた連携

b 介護

- ・高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援
 - ・他市町村における地域密着型サービス利用支援
 - ・在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援などによる地域包括ケアシステムの構築
- 等に向けた連携

c 福祉

- ・子育て家庭のニーズに応じた保育所の広域入所その他の在宅療養・子育て支援のネットワークの構築
 - ・発達に障がいのある児童の早期発見・早期療養及び診療・機能訓練・相談・療育支援の提供
 - ・配偶者からの暴力防止対策
- 等に向けた連携

d 教育・文化・スポーツ

- ・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
- ・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
- ・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する

日本語指導

- ・学校施設、文化施設、スポーツ施設等の適切な維持管理や他の公共施設との集約化・複合化による機能向上等
- ・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
- ・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
- ・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
- ・スポーツ活動の機会の充実等
- ・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用

等に向けた連携

e 土地利用

- ・規模や地域特性を活かした都市空間の再形成や農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

f 地域振興

- ・地域におけるにぎわいの創出
- ・商店街の新陳代謝や購買環境の整備
- ・農林水産業の振興、企業誘致、雇用機会の確保
- ・大学等による地域課題解決に向けた研究の推進
- ・女性・高齢者等の社会人の学び直し支援、外国人留学生等と地域住民との交流推進
- ・地域の観光資源の開発

等に向けた連携

g 災害対策

- ・圏域全体で災害対策を推進するための市町村や都道府県の区域を越えた医療搬送、物資の供給、広域的な避難及び帰宅困難者への情報提供
- ・被災市町村への復興支援

等に向けた連携

h 環境

- ・圏域全体でのごみ減量や資源化の推進に向けた実証事業や啓発
- ・小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用
- ・森林吸収源対策の着実な実施等CO₂吸収に向けた取組の推進
- ・水源涵養機能の維持

等に向けた連携

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a 地域公共交通

- ・地域住民の移動手段の確保、まちのにぎわいの創出、人の交流の活発化、圏域の低炭素化等を図るため、民間バス路線の再編等の支援、コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行その他の地域公共交通ネットワークの形成等に向けた連携

b デジタルインフラ整備

- ・デジタル技術を活用した遠隔医療や遠隔教育
- ・テレワークの推進
- ・デジタル技術を活用した高齢者の見守りや生活支援
- ・自治体クラウドの一層の推進その他の情報流通を密にするデジタルインフラの整備

等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備・維持

- ・圏域内の基幹道路ネットワークや生活幹線道路の整備・維持
- ・道路・橋梁等のインフラについて、市町村の枠を越えて面的に維持管理や修繕等を行う取組

等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売・学校給食などへの圏内産品の活用その他の地産地消を進めていく取組
- ・教育ファームの推進
- ・圏域内の農畜水産物の安全性向上

等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組
- ・Uターン・Iターン・Jターン人材の発掘・育成、インターンシップの実施や移住に係る支援

等に係る連携

f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

- a 人材の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）
- b 外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流

d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

- ・圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討
 - ・複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用
- 等に係る連携
- e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施
- f a から e までに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく事務の執行については、個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託（地方自治法第252条の14等）や事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2等）等のほか、民事上の契約等により事務を処理することとなる。なお、事務の委託や事務の代替執行等により市町村間で連携して事務処理を行う場合には、その形式に応じて地方自治法に基づき規約の作成等の手続を経ることとなる。

連携中枢都市圏において、従来から一部事務組合や広域連合による事務処理を行っている場合において、連携中枢都市圏としてその事務処理を位置づける必要があるときには、一部事務組合や広域連合の規約の変更に加えて、宣言連携中枢都市と一部事務組合や広域連合が連携協約を締結することもありうるものである。

⑥ 宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議

宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、両者の間の丁寧な調整を担保し、取組状況に関する情報を共有する観点から、定期的に協議を行うことを規定するものとする。

⑦ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間は、宣言連携中枢都市とその連携市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めないものとする。

ただし、「連携中枢都市圏形成の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て連携協約の失効を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかりわらず、一定期間の経過後に連携協約は失効する」という規定をあらかじめ設けておくことは可能である。この場合において、当該通告後、当該連携協約が失効するまでの期間は、原則として2年間とする。

(3) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等に係る留意事項

- ① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、

当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的な内容を周知するものとする。

- ② 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と1以上の連携市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言連携中枢都市が1以上の連携市町村とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することにより、第6(1)に規定する連携中枢都市圏が形成されることとなる。このため、他の連携市町村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約との整合性を図り、圏域全体が活性化するように十分配意する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と当該宣言連携中枢都市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣の市町村により締結することができるに留意する必要がある。この場合においては、連携協約を締結した旨の届出は、双方の関係都道府県に重複して行うものとする。関係都道府県においては、地方自治法第253条第1項に基づき、管轄する知事を定めるようにしなければならない。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣の市町村が2以上の宣言連携中枢都市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することができることに留意する必要がある。
- ⑦ 定住自立圏構想（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月制定））に基づき取り組んできた取組を連携中枢都市圏の取組として実施する場合には、定住自立圏形成協定を廃止し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を新たに締結することになる。

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4(5)の規定により連携中枢都市宣言を行った宣言連携中枢都市については、連携中枢都市圏形成に係る連携協約に代えて、当該宣言連携中枢都市の区域の全部を対象として、(2)①から④までに規定する事項について定めた連携中枢都市圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の

合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを連携中枢都市圏形成に係る連携協約における宣言連携中枢都市又は連携市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の告示又は公表

宣言連携中枢都市及び連携市町村は、連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏形成方針（以下「連携中枢都市圏形成に係る連携協約等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを告示又は公表するものとする。

第6 連携中枢都市圏ビジョン

(1) 連携中枢都市圏の定義

連携中枢都市圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した宣言連携中枢都市及び連携市町村の区域の全部
- ② 連携中枢都市圏形成方針を策定した宣言連携中枢都市の区域の全部

(2) 連携中枢都市圏ビジョンの定義

連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が、当該宣言連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言連携中枢都市が開催する協議・懇談の場（以下「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各連携市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 連携中枢都市圏及び市町村の名称

連携中枢都市圏の名称及び連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

当該連携中枢都市圏における将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、今後の人口動態について認識共有をしつつ、連携中枢都市圏全体で圏域の経済をけん引し人々の暮らしを支えるという観点から、当該連携中枢都市圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組

の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

また、人口だけではなく、連携中枢都市圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計も含むことが望ましい。

③ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的な内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 具体的取組の期間

具体的取組の期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

⑤ 成果指標

地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、進捗管理をするものとする。

PDCAサイクルを確立するためには、取組の状況や効果を定量的に把握することができる適切なKPIを設定することが重要である。こうした観点からも、「連携中枢都市圏における成果指標（KPI）の設定等に関する基本的な考え方等について（通知）」（令和4年3月31日付け総行市第37号総務省自治行政局市町村課長通知）を踏まえ、適切なKPIの設定等を行うことが望ましい。

（4）連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい。

（5）連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議等

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとする。また、宣言連携中枢都市は、圏域の市町村職員の交流推進その他連携中枢都市圏ビジョンに基づき具体的な取組を実施するうえで必要な事項についても、各連携市

町村と十分協議を行うものとする。

(6) 連携中枢都市圏ビジョンの写しの連携市町村への送付及び公表

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに連携市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) その他

連携市町村は、連携中枢都市圏ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言連携中枢都市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 連携中枢都市宣言書等の写しの送付及び届出

(1) 連携中枢都市宣言書の写しの送付

宣言連携中枢都市は、第4(4)の規定による連携中枢都市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び第4(2)⑤、⑥の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの写しの届出若しくは送付

宣言連携中枢都市は、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成に係る連携協約を告示したときは、その写しを当該宣言連携中枢都市の属する都道府県知事に届け出るとともに、総務省に送付するものとし、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成方針を公表したとき又は第6(6)の規定により連携中枢都市圏ビジョンを公表したときは、その写しを当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

連携市町村は、第5(5)の規定により連携中枢都市圏形成に係る連携協約を告示したとき又は第6(6)の規定により宣言連携中枢都市から連携中枢都市圏ビジョンの写しの送付を受けたときは、当該連携市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第8 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備、公共施設の適正配置等に向けた議論の促進など都道府県が広域自治体として取り組むことが効果的な事務については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

また、2以上の都道府県の区域にわたり連携中枢都市圏が形成される場合、例えば、都道府県ごとに設定する医療圏と当該連携中枢都市圏の圏域が重複しないことが想定されるが、その際、関係都道府県は、連携中枢都市圏の取組が円滑に進むよう、連携中枢都市圏を形成する市町村の希望を尊重しながら、関係市町村と十分に協議調整を行うことが期待される。

加えて、連携中枢都市圏の取組を進めるため、例えば、都道府県の権限に属する事務であって、連携中枢都市に移譲されているが近隣の市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市と近隣の市町村が合意しているときは、関係市町村の求めに応じ、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限移譲を進めいくことが期待される。

なお、都道府県は、当該都道府県内の連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、連携中枢都市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言連携中枢都市から第7(1)及び(2)の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付を受けた場合には、必要に応じて、連携中枢都市圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言連携中枢都市及び連携市町村が締結、策定又は変更した連携中枢都市圏形成に係る連携協約等及び連携中枢都市圏ビジョンであって第7(2)の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第9 連携中枢都市の特例

隣接する2つの市が適切に都市機能を分担しており、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該2つの市を合わせて1つの連携中枢都市とみなすことができる。

- ① 人口について、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ア 当該 2 つの市がそれぞれ人口 10 万人程度以上の市であること。
 - イ 当該 2 つの市の人口の合計が 20 万人を超えること。
- ② 当該 2 つの市の昼夜間人口比率がそれぞれ 1 以上であること。ただし、平成 11 年 4 月 1 日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおいて、昼夜間人口比率が 1 以上であること。
- ③ 当該 2 つの市がそれぞれ第 3 ③ に規定する要件を満たすこと。
- ④ 原則として、当該 2 つの市が第 3 に規定する連携中枢都市又は当該連携中枢都市に対する通勤通学割合が 0.1 以上である市町村のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 当該 2 つの市が概ね 1 時間以内の交通圏にあること。
- ⑥ 当該 2 つの市及び当該 2 つの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣の市町村により形成される圏域において、宣言連携中枢都市を中心として形成された連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれると認められること。
- この場合において、第 4 に規定する連携中枢都市宣言及び第 6 に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定等については、当該 2 つの市が共同して連名により行うものとする。
- また、第 5 に規定する連携協約について、当該 2 つの市は、連携中枢都市圏において連携する取組について、連携中枢都市としての役割分担等を規定した連携協約を締結するとともに、近隣の市町村は、当該 2 つの市とそれぞれ連携協約を締結するものとする。
- その他連携中枢都市に関し必要な事項については、当該 2 つの市で十分に協議して決定するものとする。

第 10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則（平成 26 年 8 月 25 日總行市第 200 号）

第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。ただし、連携協約に関する規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）の連携協約に係る規定の施行の日から施行する。

第 2 連携中枢都市の要件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第 7（1）及び（2）の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第 3 に規定する要件を満たさないとき、本則第 3 ② の要件に関して数値が 1 未満のとき、本則第 5（2）に規定する事項が連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に記載されていないとき又は本則第 9 の要件に該当するとき等この要

綱に基づく連携中枢都市圏の趣旨と異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

第3 経過措置

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体であって、国勢調査令によつて調査した平成17年10月1日現在の数値に基づいて本則第3に定める連携中枢都市の要件を満たしているものにあっては、当分の間、連携中枢都市宣言を行うことができるものとする。

附 則（平成27年1月28日総行市第4号）

第1 施行期日

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の地方中枢拠点都市圏構想推進要綱（以下「旧要綱」という。）第4（1）の規定により行った地方中枢拠点都市宣言又は旧要綱第4（1）の規定により作成された地方中枢拠点都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱（以下「新要綱」という。）第4（1）の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4（1）の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則（平成28年4月1日総行市第31号）

第1 施行期日

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2 中核市の特例

第3①に規定する要件を満たさない市であつて地方自治法第252条の24第1項に規定する申出を行つたものは、第3①に規定する要件を満たすものとみなして、第4に規定する連携中枢都市宣言書の作成及び公表その他連携中枢都市圏の形成に係る事務（第5に規定する連携協約の締結又は第6に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定若しくは公表を除く。）を行うことができる。

附 則（平成29年12月27日総行市第77号）

第1 施行期日

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の連携中枢都市圏構想推進要綱（以下「旧要綱」という。）第4（1）の規定により行った連携中枢都市宣言又は旧要綱第4（1）の規定により作成された連携中枢都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱

(以下「新要綱」という。) 第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則 (平成30年8月28日総行市第52号)

第1 施行期日

この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日総行市第42号)

第1 施行期日

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則 (令和4年11月14日総行市第125号)

第1 施行期日

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の連携中枢都市圏構想推進要綱(以下「旧要綱」という。)

第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は旧要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱(以下「新要綱」という。)第4(1)の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第4(1)の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

附 則 (令和5年4月21日総行市第56号)

第1 施行期日

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

附 則 (令和7年1月23日総行市第6号)

第1 施行期日

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

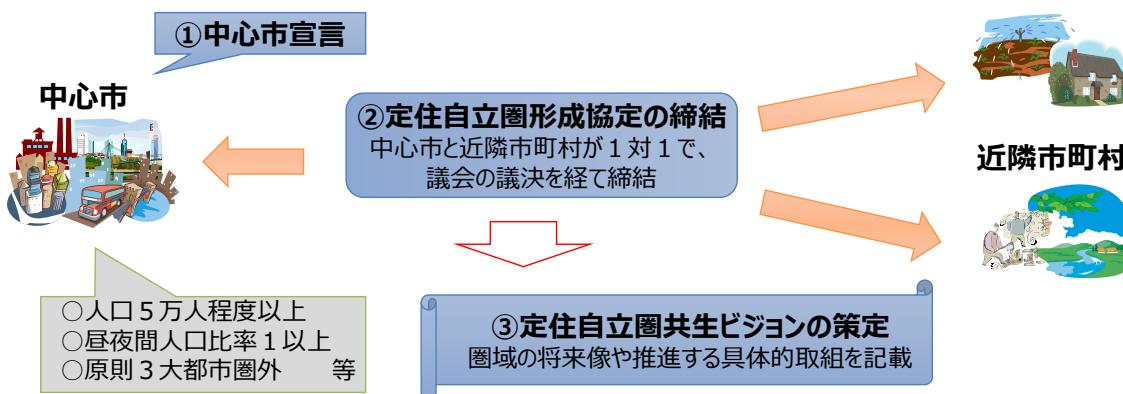
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- 資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい、専門人材の共同確保・育成等）

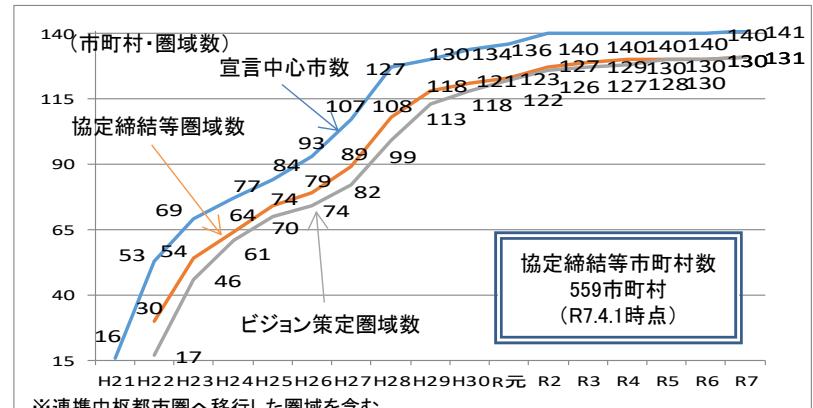
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

R7.4.1現在 131圏域



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

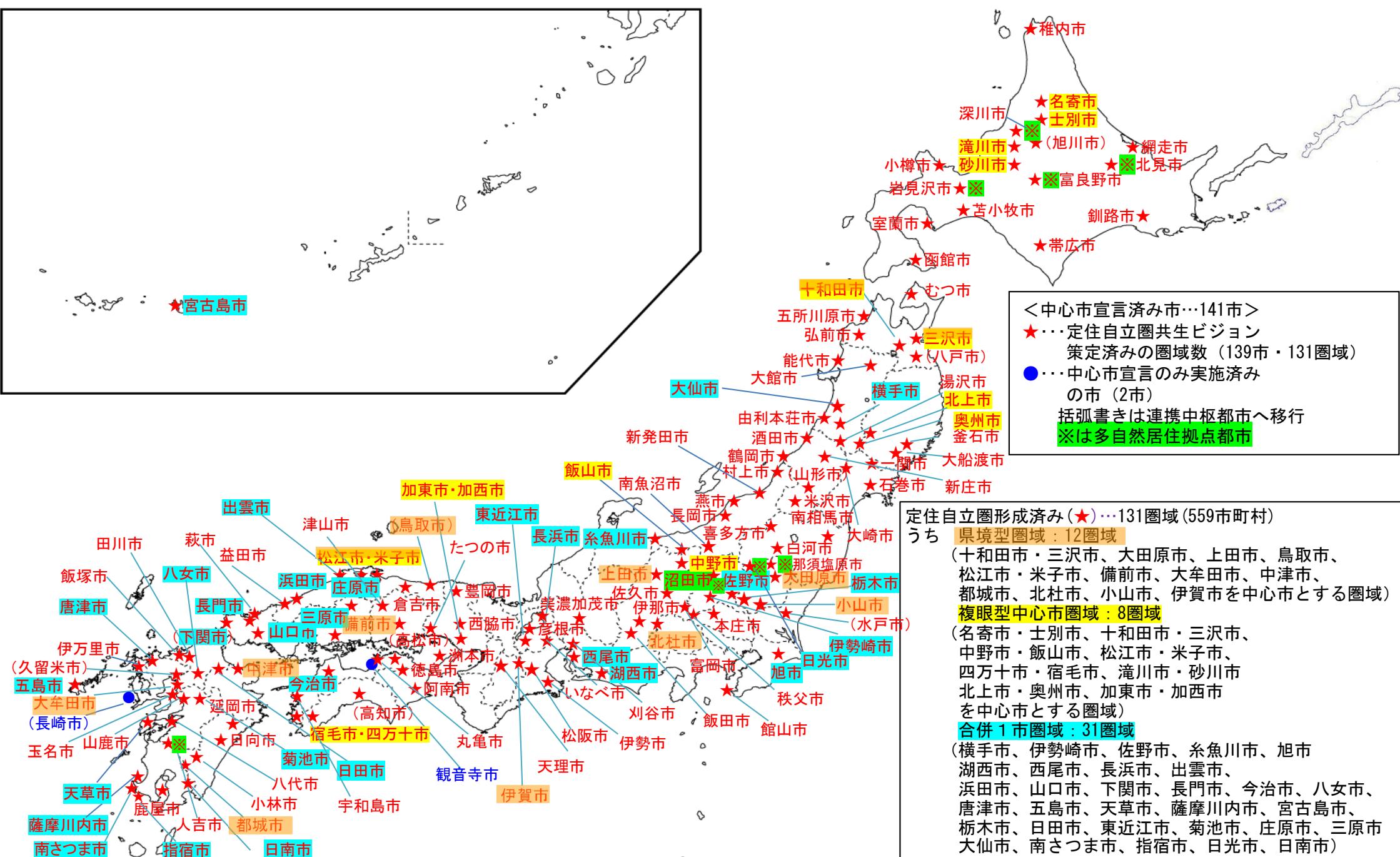
特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度 (H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円 (H26) →1,800万円 (R3))
- 外部人材の活用による経費に対する財政措置
- 地域医療の確保による経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る
- 各省による支援策
- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（令和7年4月1日現在）



定住自立圏構想の取組状況（令和7年4月1日現在）

※網掛けは宣言連携中枢都市
※_は多自然拠点都市の要件のみを満たす市
※()は中核市要件を満たす市(指定都市・中核市を除く)

| 都道府県 | 宣言中心市 | 中心市要件を満たす市(左記を除く) |
|------|--|-----------------------------|
| 北海道 | 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市、岩見沢市 | (千歳市)、(北広島市)、(石狩市)、(伊達市) |
| 青森県 | 八戸市、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市 | — |
| 岩手県 | 奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市 | 宮古市 |
| 宮城県 | 石巻市、大崎市 | 仙台市、気仙沼市、白石市、岩沼市 |
| 秋田県 | 能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市 | 秋田市 |
| 山形県 | 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市 | (東根市) |
| 福島県 | 白河市、喜多方市、南相馬市 | 会津若松市 |
| 茨城県 | 水戸市 | 日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、神栖市 |
| 栃木県 | 栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市 | 宇都宮市 |
| 群馬県 | 伊勢崎市、沼田市、富岡市 | 前橋市、高崎市、太田市、藤岡市 |
| 埼玉県 | 秩父市、本庄市 | — |
| 千葉県 | 旭市、館山市 | 成田市 |
| 東京都 | | 青梅市、あきる野市 |
| 神奈川県 | | — |
| 新潟県 | 長岡市、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市 | (三条市)、柏崎市、十日町市、上越市、佐渡市 |
| 富山県 | | — |
| 石川県 | | 七尾市、小松市 |
| 福井県 | | 敦賀市、(越前市) |
| 山梨県 | 北杜市 | 富士吉田市 |
| 長野県 | 上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市 | 松本市、諏訪市 |
| 岐阜県 | 美濃加茂市 | 大垣市、高山市、閔市、可児市 |
| 静岡県 | 湖西市 | 沼津市、磐田市、掛川市、御殿場市、裾野市、(牧之原市) |
| 愛知県 | 刈谷市、西尾市 | 安城市、新城市、田原市、豊田市 |
| 三重県 | 伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市 | 津市、四日市市 |
| 滋賀県 | 彦根市、長浜市、東近江市 | 草津市、甲賀市、野洲市 |

| 都道府県 | 宣言中心市 | 中心市要件を満たす市(左記を除く) |
|------|-------------------------------|----------------------|
| 京都府 | | 福知山市、舞鶴市 |
| 大阪府 | | — |
| 兵庫県 | 洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市 | 小野市 |
| 奈良県 | 天理市 | — |
| 和歌山県 | | 和歌山市、田辺市、新宮市 |
| 鳥取県 | 鳥取市、米子市(複眼型)、倉吉市 | — |
| 島根県 | 松江市(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市 | — |
| 岡山県 | 津山市、備前市 | — |
| 広島県 | 三原市、庄原市 | (尾道市)、(三次市) |
| 山口県 | 下関市、山口市、萩市、長門市 | 下松市、周南市、柳井市 |
| 徳島県 | 徳島市、阿南市 | — |
| 香川県 | 高松市、丸亀市、観音寺市 | 坂出市 |
| 愛媛県 | 今治市、宇和島市 | 八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市 |
| 高知県 | 高知市、四万十市・宿毛市(複眼型) | (南国市) |
| 福岡県 | 大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、八女市 | 福岡市、朝倉市、(直方市) |
| 佐賀県 | 唐津市、伊万里市 | 佐賀市、鳥栖市 |
| 長崎県 | 長崎市、五島市 | 島原市、諫早市 |
| 熊本県 | 八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市 | — |
| 大分県 | 中津市、日田市 | 臼杵市 |
| 宮崎県 | 都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市 | — |
| 鹿児島県 | 鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市 | 霧島市、奄美市 |
| 沖縄県 | 宮古島市 | 那覇市、浦添市、名護市、うるま市、石垣市 |
| 合計 | 140 | 90 |

- 定住自立圏は141市が中心市宣言済み。
- 131圏域(559市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 131圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の40市が宣言連携中枢都市（令和7年4月1日現在）
札幌市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、郡山市、水戸市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、吳市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

定住自立圏における取組例

政策分野別取組状況

定住自立圏 131 圏域（※）（令和7年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
117圏域 医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
106圏域 介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
101圏域 図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
114圏域 広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
67圏域 低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
112圏域 地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
44圏域 メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
83圏域 生活道路の整備等

地産地消
47圏域 学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
101圏域 共同空き家バンク、圏域内イベント情報
の共有と参加促進等

資源制約に対応するための圏域マネジメント能力の強化

人材の育成
101圏域 デジタル人材その他の
専門人材の育成等

合同研修・人事交流
55圏域 合同研修の開催や
職員の人事交流等

事務の共同実施
4圏域 競争参加資格申請受付
システムの共同運用等

外部専門家の招へい
28圏域 医療、観光、ICT等の専門
家を活用等

公共施設の集約化・共同利用
17圏域 廃棄物処理施設の集約化、図
書館の相互利用等

その他

デジタルを活用した取組
18圏域 行政サービスのデジタル化、電
子書籍貸出サービス等

※令和6年度定住自立圏の取組等に関する調査結果から抜粋

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定
平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正
平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正
平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正
平成28年9月23日（総行応第293号）一部改正
平成29年10月5日（総行応第352号）一部改正
平成30年9月3日（総行応239号）一部改正
令和3年6月9日（総行応第109号）一部改正
令和4年11月14日（総行応第274号）一部改正
令和5年6月21日（総行応第169号）一部改正
令和7年1月23日（総行応第17号）一部改正

第1 趣旨

（1）今後の我が国の人団の見込み等

我が国の人団は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった總人口は、同年から令和17年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から令和17年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に

形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動

し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの中寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

(5) 定住自立圏に求められる取組

定住自立圏の形成については、相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある。こうした状況において、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の共同確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。このような問題意識は、第33次地方制度調査会「ポ

ストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」にも盛り込まれているところである。

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、定住自立圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。定住自立圏においてデジタル技術を活用した取組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、定住自立圏の取組にも期待が寄せられているところである。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在の数値（令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、常住地による「従業・通学市区町村、男女別通勤者数（15歳以上）」中「総数」及び「従業・通学市区町村、男女別通学者数（15歳以上）」中「総数」の合計をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令に

よって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4(5)及び第5(4)に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。)が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

(1) 中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、(2)に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

(2) 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市

町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更

又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

(1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的な事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

なお、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、必要な生活機能を確保するためには、学校施設等の集約化・複合化や、道路・橋梁等のインフラの市町村の枠を超えた維持管理や修繕等の取組など、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。

さらに、取組を行うに当たっては、デジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、デジタル技術を活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町

村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

f 環境

圏域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO₂吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

g 防災

圏域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、デジタル技術を活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするデジタルインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

資源制約に対応するとともに、地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

- a 宣言中心市等における人材の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等
 - ・ 圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討

- ・ 複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用等に係る連携
 - e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施
 - f a から e までに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携
- ⑤ ④の執行等に係る基本的事項
- 定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。
- ⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き
- 定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。
- ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

（3）定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的な内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣に

ある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配意する必要がある。

- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5）定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的な内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key Performance Indicator）等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

（4）圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討に当たっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

(8) その他

近隣市町村は、定住自立圏共生ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言中心市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4（4）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4（2）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定等又は第6（6）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6（6）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1) 及び(2) の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備、公共施設の適正配置等に向けた議論の促進等都道府県が取り組むことが効果的な事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものと

する。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関する事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていな

いとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の

要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第2の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第2の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- 一 設備の取得等に係る費用
- 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上）、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- 三 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

- 一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付額は、1百万円以上とし、都道府県及び指定都市にあっては80億円、市町村にあっては20億円を限度とする。

- 2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。
- 4 沖縄県の区域（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」と、「20億円」とあるのは「25億円」とする。
- 5 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業（沖縄県の区域において実施されるものを除く。）に係る第1項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」と、「20億円」とあるのは「25億円」とする。
- 6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け總行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 7 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け總行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 9 一件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 地方公共団体は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- 一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に關して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 二 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、地方公共団体が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
- 一 借入人が、地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
 - 二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- 四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上

償還したとき。

五 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八 借入人が解散したとき。

九 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。

十 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 地方公共団体から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、当該地方公共団体に申込みを行わなければならない。

一 事業者概要書

二 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

三 年度別損益・資金収支計画書

四 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

五 連帯保証予定者の意見書

六 その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 地方公共団体は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、地方公共団体の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 地方公共団体は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第20条 地方公共団体は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財團に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第21条 前条に規定する委託に際しては、地方公共団体は、財團と委託契約を締結する。

附 則

(過疎地域等における貸付額の特例)

第1条 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

第2条 令和15年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(奄美群島における貸付額の特例)

第3条 令和11年3月31日までの間は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法

律第189号) 第1条に規定する「奄美群島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(小笠原諸島における貸付額の特例)

第4条 令和11年3月31日までの間は、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する「小笠原諸島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(沖縄県の離島における貸付額の特例)

第5条 令和14年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

第6条 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(特定被災地方公共団体等における貸付額の特例)

第7条 令和8年3月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県並びに岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る

第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第8条 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県並びに岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村（第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

森林・林業振興対策

山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するため、必要な地方財政措置を講じる。

1 森林管理対策

① 公有林等間伐対策

- ・公有林等における間伐等の管理に対する財政支援
- ・公有林における作業道の整備に対する財政支援

② 民有林の公的整備

- ・公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政支援

③ 森林の公益的機能の維持増進

- ・森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に対する財政支援
- ・森林の公益的機能を維持増進させるとともに管理コストの抑制を図るため、伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する取組に対する財政支援

④ 森林・山村多面的機能発揮対策

- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、民間活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対する支援

2 林業振興対策

① 新たな縁の雇用担い手育成対策

- ・森林整備の担い手である森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施
- ・林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備等

② 森林整備地域活動等支援

- ・森林経営計画の作成や施業集約化に必要な森林情報の収集（不在村森林所有者情報の取得、現地確認等）、境界の確認等の地域活動及び既存路網の簡易な改良等に対する支援

③ 地域材利用促進対策

- ・地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマス・エネルギーの利用促進対策、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等
- ・地域材を利用した住宅建設に対する低利融資

農山漁村地域活性化対策

農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業を支援するため、必要な地方財政措置を講じる。

農山漁村地域活性化事業等

農山漁村地域の活性化を一層促進するため、農林漁業振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業を支援

① 日本型直接支払

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援

※「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が第186回通常国会で成立し、平成27年度から法律に基づく国庫補助事業として実施されている。

(1) 多面的機能支払交付金

農業者による組織が行う、水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組や、その機能を増進するための改良、補修等の取組に対する支援

(2) 中山間地域等への直接支払い

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地との農業生産条件のコスト差を支援

(3) 環境保全型農業直接支援対策

環境保全効果の高い営農活動を行う事に伴う追加的コストを支援

② 農山漁村地域活性化事業

- ・人口の減少や高齢化が進展しつつある農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業

③ 水産多面的機能発揮対策

- ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「環境・生態系保存」、「海の安全確保」、「漁村文化の継承」に係る活動への支援を通じ、水産業・漁村を活性化

④ 離島漁業再生支援

- ・離島漁業を再生するための、漁場の生産力向上等に取り組む集落活動を支援

⑤ 特定有人国境離島漁村支援

- ・特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を支援

事務連絡

平成30年6月29日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課

} 御中

総務省自治財政局準公営企業室

へき地保健医療等に対する地方財政措置について

へき地保健医療等に対する地方財政措置については、「へき地保健医療等に対する地方財政措置について」（平成23年6月30日付け事務連絡）により通知していたところですが、本年度よりへき地における保健医療対策を「医療計画について」（平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施していることに伴い、地方財政措置について、次のとおり講じることとしていますのでお知らせします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

1 へき地保健医療事業実施計画策定費

へき地保健医療事業実施計画（以下、「事業実施計画」という。）の策定に要する経費について、都道府県に対し所要の措置を講ずる。

2 施設設備整備費

- (1) 施設設備整備費については、病院事業・介護サービス事業債の対象とする。
- (2) 当該地方債に係る元利償還金について、関係地方公共団体に対し地方交付税措置を行う。

3 上記2以外の事業費

- (1) 上記2以外の事業費（運営費等）については、事業実施計画に計上された次のような事業のうち必要と認められるものに対して地方交付税措置を行う。

なお、想定される主な経費は次のとおりである。

- ① へき地医療確保のための各都道府県における調整機関であるへき地医療支援機構の運営に要する経費

- ② へき地医療拠点病院等により診療支援事業等を行う場合は、当該病院等が行う巡回診療に要する経費
 - ③ ②の事業を実施するために必要となる医師、看護師等医療従事職員の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ④ へき地診療所等への応援医師、代診医師等の派遣に要する経費
 - ⑤ ④の事業を実施するために必要となる医師、看護師の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ⑥ へき地勤務医師及び看護師等の研究研修に要する経費
 - ⑦ へき地診療所等の訪問看護に要する経費
 - ⑧ 遠隔医療システム運営に要する経費
 - ⑨ 離島等における救急患者搬送に伴い地方公共団体が負担した経費
- (2) (1)の①から③及び⑤については、都道府県に対して所要の措置を講ずることとし、事業実施主体が都道府県でないときにおいても都道府県に対して所要の措置を講ずるものとする。また、(1)の④及び⑥から⑨については、関係地方公共団体に対して所要の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)の①から③及び⑤の場合において事業実施計画により、地方公共団体の要請に基づき公的病院等が同様の業務を行い、当該経費を都道府県が助成する場合にも所要の措置を講ずるものとする。

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱

1 趣旨

市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、「小規模集合排水処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）を地方単独事業により実施するものとする。

2 対象団体

本事業の対象団体は、市町村（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象は、汚水、汚泥又は雨水を集合的に処理する施設及びこれに附帯する施設の整備（本事業により整備された施設の改築を含む。以下同じ。）とする。

4 事業要件

本事業の実施要件は次のとおりとする。

- (1) 市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、処理の対象となる住宅戸数（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）が、原則として10戸以上20戸未満の規模であるものを地方単独事業により整備すること。
ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域においては、農業集落排水施設に係る国庫補助制度の対象とならないものを整備すること。
- (2) 特別会計により経理されること。
- (3) 使用料条例を設け、汚水処理について適正な使用料の徴収が確実と見込まれるものであること。

5 事業の整備水準等

本事業による施設の整備は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき実施するものとし、施設の処理性能等の事業の整備水準等については、別に定めるところによるものとする。

6 事業計画の策定

- (1) 本事業を実施しようとする市町村は、都道府県と協議、調整のうえ、小規模集合排水処理施設整備計画（以下「本計画」という。）を策定し、都道府県を経由して、自治省に提出するものとする。
- (2) 本計画の策定にあたっては、市町村及び都道府県において関係部局との十分な連絡、調整を図り、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 本計画に記載すべき事項その他本計画の策定、提出等については、別に定めるところによるものとする。

7 事業の実施手続き

- (1) 市町村は、毎年度、本事業について、起債申請手続き等を行うものとする。
- (2) 本事業の当該年度の実施状況及び翌年度の実施予定事業量について、自治省は、関係地方公共団体に対し報告を求めることができるものとする。

8 事業の支援

本事業は、自治省、厚生省及び農業振興地域にあっては農林水産省が協調して支援するものとする。

9 財政措置

本事業については、当該事業実施年度における一般会計繰出金について地方交付税措置を講じるとともに、下水道事業債を充当するものとする。

個別排水処理施設整備事業実施要綱

1 趣旨

下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進等を図るため、「個別排水処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）を地方単独事業により実施するものとする。

2 対象団体

本事業の対象団体は、市町村（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象は、地方単独事業により行う個別合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと）に、し尿と併せて雑排水を処理するものをいう。以下同じ。）の整備（本事業により整備された個別合併処理浄化槽の改築を含む。以下同じ。）とする。

4 事業要件

本事業の実施要件は次のとおりとする。

(1) 次の各号に定める事業のいずれかであること。

- ① 下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設に係る処理区域の周辺地域において、当該集合処理施設と一緒に運営するものとして、原則として当該事業年度内に20戸未満（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。以下同じ。）の住宅について個別合併処理浄化槽を整備する事業
- ② ①以外の事業であって、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域において、原則として当該事業年度内に10戸以上20戸未満の住宅について個別合併処理浄化槽を整備するもの

(2) 特別会計により経理されること。

(3) 汚水処理について適正な料金の徴収が確実と見込まれること。

5 事業の整備水準等

本事業による個別合併処理浄化槽の整備は、浄化槽法の規定に基づき実施するものとし、個別合併処理浄化槽の処理性能等の事業の整備水準等については、別に定めるところによるものとする。

6 事業計画の策定

- (1) 本事業を実施しようとする市町村は、都道府県と調整のうえ、個別排水処理施設整備計画（以下「本計画」という。）を策定し、都道府県を経由して、自治省に提出するものとする。
- (2) 本計画の策定にあたっては、市町村及び都道府県において関係部局との十分な連絡、調整を図り、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 本計画に記載すべき事項その他本計画の策定、提出等については、別に定めるところによるものとする。

7 事業の実施手続き

(1) 市町村は、毎年度、本事業について、起債申請手続き等を行うものとする。

(2) 本事業の当該年度の実施状況及び翌年度の実施予定事業量について、自治省は、関係地方公共団体に対し報告を求めることができるものとする。

8 事業の支援

本事業は、自治省及び厚生省が協調して支援するものとする。

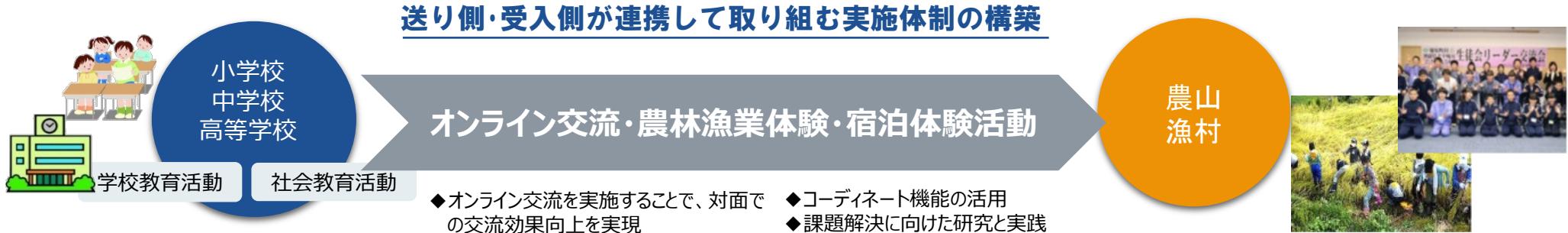
9 財政措置

本事業については、当該事業実施年度における一般会計繰出金について地方交付税措置を講じるとともに、下水道事業債を充当するものとする。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7 当初予算額：18百万円
(R6 当初予算額：18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報共有を図るとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省で連携・協力しながら推進。



①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

| 送り側 | 受入側 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">コーディネートに要する経費宿泊費用、体験料等の施設使用料バスや備品等の借上げ料補助員等への謝金子供、教員、補助員等に係る保険料オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 | <ul style="list-style-type: none">コーディネートに要する経費宿泊費用、体験料等の施設使用料バスや備品等の借上げ料指導員、NPOスタッフへの謝金子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料オンライン交流に要する経費受入体制の整備に係る経費 |

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

国の委託先が伴走支援しながら、効果的な宿泊体験プログラムの内容や、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとする「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- 外部有識者等の旅費・謝金
- 研修・会議に要する経費
- 関係団体との調整に要する経費
- 外部研修受講に係る受講料、旅費
- 印刷製本費 等

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行ながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：<特別交付税措置：R7>

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インター」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほか J E T プログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

直近5年に任期終了した隊員については、およそ69%が同じ地域に定住
※R6調査時点

地 域

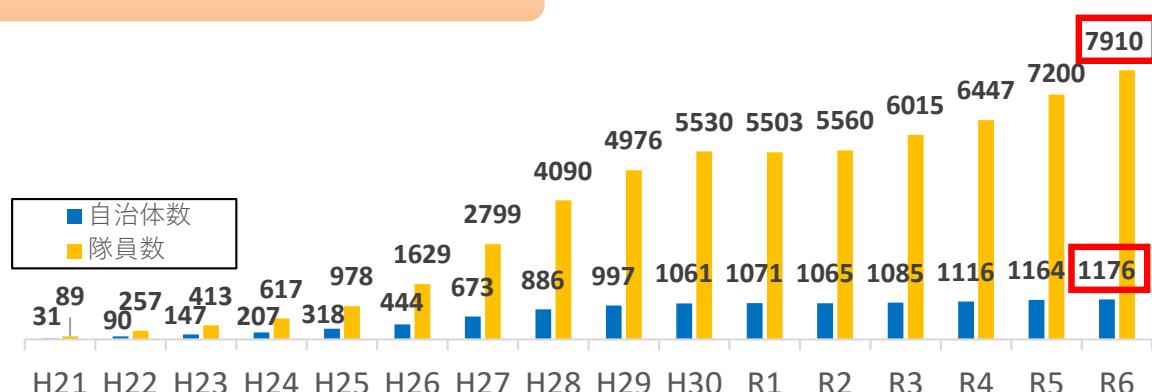
- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目指



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業
※R6調査時点

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース（<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>）

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員（課）を登録

民間専門家（635名）、先進自治体で活躍している職員（26名（2組織を含む））（令和7年4月1日現在 計661名・組織）

財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引き上げ
先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）**

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。



● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。

アドバイザー活用事例（北海道栗山町）

● 取組事例

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招へい事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



資料編

[3]

その他参考資料

○山村振興法
(昭和四十年五月十一日法律第六十四号)

最終改正：令和七年三月三十一日法律第十一号

(目的)

第一条 この法律は、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

(基本理念)

第二条の二 山村の振興は、山村の有する農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能（以下「山村の有する多面的機能」という。）が十分に發揮され、国民が将来にわたつてそれらの恵澤を享受することができるよう、山村における農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2 山村の振興は、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成並びに山村への移住並びに山村における定住及び特定居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ。）並びに地域間交流の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条第一項において単に「基本理念」という。）にのつとり、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない

ならない。

- 一 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通の機能を確保し及び向上させること。
- 一の二 通信施設の整備等を図ることにより、山村におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成を促進すること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備、防災体制の強化等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること。

（国の責務）

- 第四条 国は、基本理念にのつとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。
- 2 国は、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、第三条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。
- 2 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。

(調査)

第六条 政府は、振興山村の指定及び振興山村の振興に関する基本的な指針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行うものとする。

(振興山村の指定)

第七条 主務大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、主務大臣に申請書を提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行う調査の結果に基づいてしなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興基本方針)

第七条の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針（以下「山村振興基本方針」という。）を定めることができる。

- 2 山村振興基本方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項
 - 二 交通体系の整備に関する基本的な事項
- 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項
- 三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する基本的な事項
- 三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項
- 四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する基本的な事項
- 五 施設及び集落の整備に関する基本的な事項
- 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項
- 3 山村振興基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十条第一項に規定する国土強靭化基

本計画及び水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第十三条第一項に規定する水循環基本計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

- 4 都道府県は、山村振興基本方針を作成するに当たつては、振興山村を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
- 5 都道府県は、山村振興基本方針を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。
- 6 主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 前二項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

（山村振興計画）

第八条 第七条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、山村振興基本方針に基づき、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成することができる。この場合においては、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 振興の基本方針
 - 二 交通体系の整備に関する事項
 - 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項
 - 三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの）を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する事項
 - 三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項
 - 四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項
 - 五 施設及び集落の整備に関する事項
 - 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項
- 3 山村振興計画には、前項第三号に掲げる事項に関し、当該振興山村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（以下「産業振興施策促進事項」という。）を記載することができる。
- 4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）
 - 二 地域資源を活用する製造業（振興山村において生産されたものを原料又は材

料とする製造又は加工の事業をいう。)、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

四 産業の振興のための施策の促進に係る期間

- 5 前項各号に掲げるもののほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
- 一 産業振興施策促進事項の目標
 - 二 その他主務省令で定める事項
- 6 第四項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 森林資源活用型地域活性化事業（産業振興施策促進区域において、林業者若しくは木材製造業を営む者（林業若しくは木材製造業を営もうとする者又は林業若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又はこれらの者の組織する団体が、未利用又は利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業をいう。以下この条及び第八条の六において同じ。）に関する事項
 - 二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項
- 7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提案することができる。この場合においては、当該山村振興計画に即して、当該提案に係る産業振興施策促進事項の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興施策促進事項に関し密接な関係を有する者
- 10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興施策促進事項を記載しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 11 主務大臣は、第七項の規定による協議があつた場合において、産業振興施策促進事項が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の同意をするものとする。
- 一 山村振興基本方針に適合するものであること。

二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項については、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。

イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標

ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間

ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模

ニ 森林資源活用型地域活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

1 2 主務大臣は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

1 3 主務大臣は、産業振興施策促進事項について第七項の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

1 4 振興山村市町村は、山村振興計画を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。

1 5 主務大臣は、前項の規定により山村振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該山村振興計画（産業振興施策促進事項に係る部分を除く。）についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

（国等の援助）

第八条の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

（山村振興計画の変更）

第八条の三 振興山村市町村は、第八条第一項の同意を得た山村振興計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2 第八条第十四項及び第十五項の規定は、前項の山村振興計画の変更について準用する。

3 第一項の場合において、当該変更が第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）を含むものであるときは、振興山村市町村は、当該産業振興施策促進事項の変更について、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第八条第八項から第十三項までの規定は、前項の産業振興施策促進事項の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条の四 主務大臣は、第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た山村振興計画に係る振興山村市町村（以下「特定振興山村市町村」という。）に対し、産業振興施策促進事項（産業振興施策促進事項の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第八条の五 主務大臣又は第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるとときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 主務大臣は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進事項が第八条第十一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該産業振興施策促進事項の変更その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第八条の六 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意（第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得たときは、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）については、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第八条の七 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意を得たときは、同条第一項の同意の日（補助金等交付財産活用事業に関する事項の変更を含む山村振興計画の変更の場合にあつては、第八条の三第一項の変更の同意の日）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(農地法等による処分についての配慮)

第八条の八 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、特定振興山村市町村の山

山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の土地を当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該産業振興施策促進区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する配慮）

第八条の九 国及び地方公共団体は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（山村振興指針の勧告）

第九条 主務大臣は、山村振興基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、第三条の目標を達成するための当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、これを都道府県に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の基本的な指針の勧告について準用する。

（山村振興計画に基づく事業の助成等）

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 国は、山村振興計画に基づく事業のうち、農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等による産業の振興に係る取組を推進する事業が効果的かつ安定的に実施されるよう、当該事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村その他の者に対し、その実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、振興山村のうち自然的、経済的、社会的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低いため振興の緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう配慮するものとする。

（地方債についての配慮）

第十条の二 地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（基幹道路の整備）

第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道

並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。) で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

第十二条から第十六条まで 削除

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）

第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、振興山村において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又は

その法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内の交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化等)

第十八条 国及び地方公共団体は、振興山村における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、農林水産業その他の産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、都市等との地域間交流の促進等を図るとともに、振興山村におけるデジタル社会の形成に資するよう、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用の推進について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病害虫の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十八条の四 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用する事が、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む。）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(防災に関する施策の推進)

第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靭化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第一条の国土強靭化をいう。）の観点を踏まえ、災害を防除し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。

- 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備
- 二 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるよう適切な配慮をするものとする。

(医療の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療（振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ。）の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。同項において同じ。）の整備等の事業が実施されるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等及び障害福祉サービス等の確保等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るために、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るために、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた建造物その他の有形の文化的所産及び演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産、山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地の保存及び活用並びにこれらの担い手の育成について適切な措置が講ぜられるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の安全の確保その他の生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設

置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用することができるよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

(教育環境の整備)

第二十一条の三 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域の内外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

(移住等の促進に資する生活環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備（空家の活用によるものを含む。）、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と山村の交流の促進等)

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(地域社会の担い手となる人材の育成等)

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展が図られるよう、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわりなく、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、特定地域づくり事業協同組合（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第二条第三

項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む。)に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第二十二条 國土審議会は、主務大臣又は主務大臣以外の関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 國土審議会は、前項に規定する事項に関し国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係各大臣に意見を述べることができる。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、令和十七年三月三十一日限りその効力を失う。

○山村振興法施行令

(昭和四十年十月一日政令第三百三十一号)

最終改正：令和三年九月二十五日政令第二六一号

内閣は、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第二条、第七条第二項及び第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（山村）

第一条 山村振興法（以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める要件に該当するものは、昭和二十五年二月一日における市町村の区域（同日後において当該区域の全部又は一部について市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（当該区域がそのまま他の市町村の区域となつた場合を除く。）にあつては、主務省令で定める区域。以下「旧市町村の区域」という。）で次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 旧農林業センサス規則（昭和三十四年農林省令第三十六号）に基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る林野率が〇・七五以上で、かつ、当該調査の結果による当該旧市町村の区域に係る総人口（主務省令で定める旧市町村の区域にあつては、主務省令で定める方法により算定した人数）を当該旧市町村の区域に係る総土地面積で除して得た数値が一・一六未満であること。
- 二 当該旧市町村の区域の自然的条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により当該旧市町村の区域に係る法第三条各号に規定する施設（以下「施設」という。）の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。

（申請書の記載事項）

第二条 法第七条第二項に規定する申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 区域
- 二 振興の基本構想
- 三 自然的条件及び社会的条件
- 四 産業の現況
- 五 施設の現況
- 六 市町村の財政事情

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第三条 法第八条の六第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第八条の六第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例）

第四条 法第八条の六第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改

善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

（基幹道路の指定等）

- 第五条 法第十一条第一項に規定する関係行政機関の長は、市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。
- 2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県が代わって行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、二十四号、二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、三十二号、三十四号、三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○山村振興法施行規則

(昭和四十年十月二十六日総理府令第四十五号)

最終改正：平成二七年三月三十一日総務省・農林水産省・国土交通省令第一号

(区域)

第一条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号。以下「令」という。)第一条の主務省令で定める区域は、次の各号に定める区域とする。

- 一 昭和二十五年二月二日から昭和三十五年二月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該市町村の区域(以下「分割後の区域」という。)。ただし、分割後の区域に係る総土地面積が当該分割後の区域が昭和二十五年二月一日に属していた同日における市町村の区域に係る総土地面積の百分の二十未満であるときは、当該分割後の区域と当該分割後の区域が旧農林業センサス規則(昭和三十四年農林省令第三十六号)に基づく林業調査(以下「林業調査」という。)の結果において併合された同日における市町村の区域とを合した区域とする。
- 二 昭和三十五年二月一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、昭和二十五年二月一日における市町村の区域。ただし、前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する区域とする。

(旧市町村)

第二条 令第一条第一号の主務省令で定める旧市町村は、次のとおりとする。

山形県西置賜郡津川村
長野県下伊那郡木沢村
岐阜県可児郡姫治村
熊本県上益城郡河原村一 区域

(人数の算定方法)

第三条 令第一条第一号の主務省令で定める方法は、林業調査の方法に準じて主務大臣が定める方法とする。

(産業振興施策促進事項に関する山村振興計画の記載事項)

第四条 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号。以下「法」という。)第八条第五項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 産業振興施策促進事項の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 二 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進するまでの課題
- 三 関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業振興施策促進区域における産業の振興のための施策を促進するために必要な事項

(産業振興施策促進事項についての同意を要する協議)

第五条 法第八条第七項の規定により産業振興施策促進事項について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

- 一 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び産業振興施策促進区域を表示した付近見取図
 - 二 産業振興施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書
 - 三 法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
 - 四 法第八条第八項に規定する同意を得たことを証する書面
 - 五 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類
- 2 協議書に法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

(協議を要しない山村振興計画の変更)

第六条 法第八条の三第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - 二 産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更
 - 三 産業振興施策促進事項に係る変更であって、次項第三号に掲げるもの
- 2 法第八条の三第三項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - 二 産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、産業振興施策促進事項の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

(産業振興施策促進事項の変更についての同意を要する協議)

第七条 法第八条の三第三項の規定により産業振興施策促進事項の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に第五条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興施策促進事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○山村振興法第十七条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令
(昭和五十年農林省令第二十三号)

最終改正：平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号)

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十三条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、山村振興法第十三条の農林漁業経営改善計画に関する省令を次のように定める。

（経営改善計画の記載事項）

第一条 山村振興法（以下「法」という。）第十七条の農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農林漁業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該振興山村の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要な改善措置
- 五 前号の改善措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五の第五号に掲げる資金に該当するもの（以下「経営改善資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- 六 第四号の改善措置に必要な資金で経営改善資金以外のものの額及び調達方法
- 七 経営改善資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（振興計画の記載事項）

第二条 法第十七条の農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要な措置
- 五 前号の措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第五の第五号に掲げる資金に該当するもの（以下「振興資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- 六 第四号の措置に必要な資金で振興資金以外のものの額及び調達方法
- 七 振興資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

(認定の基準)

第三条 法第十七条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 経営改善計画に記載された第一条第四号の改善措置が当該振興山村の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適當なものであること又は振興計画に記載された前条第四号の措置が当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適當なものであること。
- 二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であつて他に適當な方法がないこと。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年八月三日農林水産省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の山村振興法第十三条の農林漁業経営改善計画に関する省令第一条第五号の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附 則 (平成二年三月三一日農林水産省令第一二号)

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日農林水産省令第一三号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日農林水産省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日農林水産省令第五五号)

この省令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

總行地第86号
7農振第1287号
国國振第110号

令和7年8月4日

各都道府県知事 殿

總務省大臣官房地域力創造審議官
農林水産省農村振興局長
国土交通省国土政策局長

山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について

令和7年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第11号）が施行され、期限の延長、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、各分野における施策の充実等が図られたところである。

今後の山村振興に当たっては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能のもたらす恵沢を国民が将来にわたって享受することができるとともに、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における移住、定住、二地域居住及び地域間交流の促進や山村における人口の著しい減少の防止等のため、令和7年度以降おおむね10年間を目途として積極的な振興施策を展開していくことが必要である。

このような観点から、山村振興を図るための施策を適切かつ円滑に推進するため、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する山村振興基本方針（以下「基本方針」という。）及び法第8条第1項に規定する山村振興計画の作成及び実施について、留意事項を定めたので、御了知の上、都道府県知事におかれては、下記を参考に基本方針を作成及び実施することとし、貴管内の振興山村市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 基本方針の作成及び提出

(1) 基本方針の作成

都道府県は、当該都道府県における法第7条第1項に基づいて指定された山村（以下「振興山村」という。）の振興を図るために法第7条の2に規定する基本方針を作成することができる。

なお、基本方針の内容は、おおむね法第7条の2第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式1を参考とされたい。

(2) 基本方針の提出

都道府県は、基本方針を作成したときは、法第7条の2第5項の規定に基づき、直ちに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

主務大臣は、基本方針の提出があったときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(3) 基本方針の変更

基本方針の変更に当たっては、別紙様式1に準じて基本方針を変更するものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

このほか、基本方針を変更しようとするときは、(2)に準じて行うものとする。

2 山村振興計画の作成及び協議

(1) 計画の作成

振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、当該振興山村について法第8条第1項に規定する山村振興計画を作成することができる。

なお、当該振興山村の現状と動向等について正確に把握するため、既存の資料を活用するほか、必要に応じ基礎的な事項を明確にするための基礎調査を行うよう留意されたい。

(2) 計画の内容

① 山村振興計画の内容

山村振興計画の内容は、おおむね法第8条第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式2-1（山村振興計画の一部を変更（以下「一部変更」という。）しようとする場合には別紙様式2-5）を参考とされたい。

なお、山村の有する多面にわたる機能を十分に發揮させる観点から、法第2条の2第1項に規定する、山村における農林水産業の生産活動及び農業者その

他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを十分に考慮されたい。

また、振興山村の振興上、特に必要と認められる施設については、当該振興山村の区域を越えてこれを計画の内容の一部とすることができる。

② 産業振興施策促進事項の内容

産業振興に関する施策をさらに充実させるために、山村振興計画を作成する振興山村市町村は、当該山村振興計画に記載した法第8条第2項第3号に掲げる事項について、同条第3項に規定する産業振興施策促進事項を定めることができる。

産業振興施策促進事項を記載する場合には、別紙様式2-1の山村振興計画書（以下「計画書」という。）の「V. 産業振興施策促進事項の記載について」において、産業振興施策促進事項を別添として記載することを明らかにするとともに、別紙様式2-2を添付されたい（法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合には、当該事業を実施する事業者ごとに作成した別紙様式2-3を、同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、別紙様式2-4を添付されたい）。

(3) 計画の協議

- ① 振興山村市町村は、山村振興計画の作成に当たっては、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県に協議し、同意を得るものとする。
- ② また、当該計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、当該振興山村市町村は、都道府県に協議する前に、同条第7項に基づき、主務大臣に協議するものとし、同意を得た後に①の都道府県との協議を行うものとする。
- ③ 計画書、別紙様式はまとめて一冊とされたい。

(4) 計画の提出

振興山村市町村は、山村振興計画を作成したときは、これを都道府県に提出する。提出された山村振興計画については、都道府県において取りまとめの上、都道府県の同意文書の写しとともに、主務大臣にこれを提出するものとする。

また、振興山村市町村は、森林資源活用型地域活性化事業が記載された山村振興計画について都道府県の同意を得たときには、その旨を森林資源活用型地域活性化事業の実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを実施主体に送付するものとする。

主務大臣は、山村振興計画の提出があったときは、関係行政機関の長に通知し、

当該関係行政機関の長から意見の申し出があった場合には、これを聴取するものとする。

(5) 計画の変更

山村振興計画を変更しようとするときは、(3)及び(4)に準じて行うものとする。ただし、施行規則第6条に規定する軽微な変更については、協議を要さないものとする。

3 基本方針及び山村振興計画の作成上留意すべき事項

基本方針及び山村振興計画の作成に当たっては、法第3条に掲げる山村振興の目標及び法第17条の2から第21条の9までの配慮事項に留意することとし、次に掲げる事項を参考とされたい。

なお、基本方針の作成に当たっては、広域的な観点からの記載となるよう留意されたい。

(1) 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

- ・ 山村の有する農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が充分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようにするためには、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続により農用地や森林の保全、集落環境の維持が行われることが重要であることから、これらの活動が継続的に行われるよう山村の振興を図ること。また、山村振興に当たっては森林の保全との両立が図られるよう留意すること。
- ・ 山村における農林漁業者による生産活動や地域住民による集落の維持のための活動によって山村が維持されていることから、山村における地域社会が持続可能に維持され形成されるよう配慮すること。
- ・ 上記のとおり山村の有する多面的機能が維持されることが重要であることから、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるよう努めること。個々の山村が置かれている条件の違いを念頭に置きつつ、地域の個性と活力を最大限に発揮させるとともに、新たな山村における暮らしを再構築していくこと。
- ・ 施設の整備に関しては、規模のメリットが大きく作用する施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案した広域的な観点から連携を図った整備を推進すること。

(2) 交通施策

山村と他の地域や山村内の交通の機能を確保し、向上させるために、以下の点に留意すること。

- ・ 交通基盤等の整備に当たっては、道路網の整備の充実や遅れている生活道路について一定水準を確保すること。また、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備がなされるよう配慮すること。
- ・ 人口減少により、電車やバス等の公共交通機関の路線の廃止等が発生しているが、高齢化の進む山村において住民の日常生活や社会生活の確保や利便性の確保、山村内の交流及び他の地域との交流の促進を図るためにタクシーや乗合タクシー、日本版ライドシェア・公共ライドシェアや自動運転技術といった多様な手段により「交通空白」の解消等を推進し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保すること。
- ・ 運送業界における人手不足等の課題等が発生しているが、山村においても物流の停滞が発生しないよう、物資の流通を確保すること。

(3) 情報通信施策

山村におけるデジタル社会の形成を促進するため、以下の点に留意すること。

- 情報通信技術の利用の機会が他の地域との間で格差が生まれないよう、先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、携帯電話基地局や光ファイバを含めた通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系を充実させること。
- 住民の利便性を確保し、各分野の充実における先端的な情報通信技術の活用が図られるよう、適切な配慮を行うこと。

例えば、

- ・ 農林水産業等の振興を図るため、スマート農業技術の開発・導入やスマート農業技術を活用した農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の活用の促進、省力化や生産性・安全性の向上に資するスマート林業技術の導入を推進すること。
- ・ 地域公共交通の活性化を図るため、AIなどを活用したデマンド交通の導入や運行の最適化などを通じ、MaaS の推進や既存交通との連携も図り、住民の安定的な移動手段を確保し、地域活力の維持・向上を図ること。
- ・ 物資の流通を確保するため、ドローンを活用した配送や自動運転技術などの実証実験を進め、生活必需品などの安定供給を目指し、物流の効率化を支援することで、住民生活の質の向上を図ること。
- ・ 医療の充実を図るため、日常的な医療を中心とした医療へのアクセスを改善

させることに加え、専門性の高い医療においても、必要に応じて遠隔地の医師からより効率的、効果的に助言を受けることが可能になるよう、適切な遠隔医療の推進を図ること。

- ・ 教育の充実を図るため、1人1台端末や高速通信ネットワーク等の学校ICT環境の充実に取り組むこと。
- ・ デジタル技術を活用して、人手不足等に直面する地域の課題解決を計画的に行うため、山村におけるデジタル人材や体制の確保等を図ること。

(4) 産業基盤施策

山村の産業基盤の強化及び山村の農林水産業における生産基盤の強化に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 適切な農業生産活動により農地の国土保全機能が発揮されることから、山村における農業生産活動が適切かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- ・ 山村の農業の条件不利性の補正に向けて、必要な農地、農業水利施設の整備等を推進するものとし、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等、きめ細かな基盤整備を推進すること。
- ・ 農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、水田の汎用化・畑地化等を推進すること。農業水利施設については、適期更新、維持管理の効率化・高度化等により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進するとともに、農業用ため池の適切な管理保全、防災重点農業用ため池の防災工事等、農業・山村の強靭化に向けた取組を推進すること。
- ・ 農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能、水路、排水機場等排水施設の果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に発揮・活用されるよう、流域治水の取組の一環として、水田の「田んぼダム」としての活用、農業用ダムの事前放流に取り組むとともに、農業用ため池や排水施設の整備・管理等を推進すること。
- ・ 森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、地域森林計画や市町村森林整備計画を踏まえ、都道府県による代行整備も活用しつつ、ゾーニングに応じた適切な路網整備を進めること。

(5) 産業振興施策

山村における各産業の振興を図るため、以下の点に留意すること。

- ・ 山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、農林水産業の生産性の向上、農業経営の法人化、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を図るとともに、地域特産物の開発や6次産業化を推進し、農林水産物等の生産から製造・加

工・販売までを地域が担う体制の構築を図ること。例えば、スマート農業技術の開発・導入やスマート農業技術を活用した農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の活用の促進、省力化や生産性・安全性の向上に資するスマート林業技術の導入を推進すること。観光の開発に当たっては、山村ならではの農林水産物を観光資源として活用するとともに、農泊等の取組を促進することにより農林水産業の振興を図ること。

- ・ 山村の農林水産物、文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスを開発・改良するとともに、その販売や提供を促進するためのブランディングや宣伝活動等を行い、自立的かつ持続的な事業の促進を図ること。
- ・ 農林水産業以外の山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携を図ること。
- ・ 再生可能エネルギー利用の推進に当たっては、山村ならではの資源を活用することにより、産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与するものとなるよう、再生可能エネルギーの利用に係る利益を地域に還元する体制の構築等を図ること。なお、再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境への配慮を行うこと。
- ・ 木材の利用の促進に当たっては、地域の木材を地域で利用する体制の構築とともに、域外の都市部等における住宅や非住宅・中高層建築物における山村の木材の活用を促すこと。
- ・ 森林の整備及び保全の推進に当たっては、地域の特性に応じて、間伐や主伐後の再造林等の施業を計画的に実施するとともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等による森林の適正な管理を含め、林業・木材産業の継続性を確保し、山村の有する多面的機能の持続的な発揮を促進すること。また、その実施に当たっては、森林環境譲与税の効果的な活用を図ること。
- ・ 農林業の振興等を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が作成する被害防止計画を踏まえ、地域ぐるみの被害防止活動の適切な推進を図ること。その際、ICT 機器等も活用して従事者の負担軽減を図りながら、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲や、正しい方法での柵の設置と定期的な見回り・補修等の実施を図ること。また、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効活用し、食品等としての利用を促進すること。

(6) 防災に係る施策

山村は、厳しい自然条件の下にあり、災害が発生しやすい環境にあることから、

以下の点に留意すること。

- ・ 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備を図ること。
- ・ 水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除、軽減するため、道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備の整備等の防災に関する施設及び設備の整備を推進すること。また、防災上必要な教育及び訓練の実施を推進すること。
- ・ 災害発生時において住民が孤立し、地域経済の円滑な運営が著しく阻害される可能性があることから、これらを防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実効性が確保されるよう配慮すること。
- ・ 地域での災害復旧は困難性が高く、時間を要することから、災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を促進すること。
- ・ 防災に関する施策の推進に当たっては、関係行政機関の連携を強化すること。
- ・ 山地災害防止等の森林の公益的機能を發揮させるため、間伐及び主伐後の再造林や、これらの実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進すること。
- ・ 尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応し、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木災害リスクの軽減等を図るよう配慮すること。

(7) 医療の確保に係る施策

山村において、医療の確保を図るために、以下の点に留意すること。

- ・ 無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等の事業を実施するよう努めること。
- ・ 無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をすること。

(8) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）

山村において、住民の福祉の向上を図るために、以下の点に留意すること。

- ・ 高齢化率が他地域に比べて高い実態等を踏まえ、高齢者が慣れ親しんだ山村に

おいて安全・安心に暮らせる環境を維持・確保する観点から、高齢者にやさしい居住用施設等生活環境の整備及び安全かつ安心して社会参加活動等を行えるような環境の整備の推進を図ること。

- ・ 介護給付等対象サービス及び老人福祉法に基づく福祉サービスの確保及び充実を図るため、従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実を図ること。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実を図ること。
- ・ 人口減少の著しい山村において人口の流出を食い止めるとともに、移住や定住を促進するためには、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図ることが重要であることから、児童福祉施設の整備等を推進すること。
- ・ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスを受けるための条件の都市部等他の地域との格差是正を図るため、住民負担の軽減を図ること。

(9) 文教施策

山村においては、長年育まれてきた独自の文化や豊かな自然環境があることから、これらの文化や自然環境を生かした教育の振興や文化の振興を図るために、以下の点に留意すること。

- ・ 山村において大切にされてきた建造物等の有形の文化的所産、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術等の無形の文化的所産、祭礼や年中行事等の風俗慣習、民俗芸能や景観地等を、それぞれ文化として保存及び活用するとともに、これらの文化の保存及び活用の担い手の育成を図ること。
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資するため、山村内外の子どもが、豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等、山村の特性を活かした教育や保育の機会や体験活動の場（例えば、山村留学等）の提供を受けられるように配慮するとともに、農泊施設等の運営をするためのソフト／ハード両面にわたる総合的な体制の整備を図ること。
- ・ 山村に居住する子どもは、小学校や中学校までの距離が遠い上、通学で利用するための交通機関が十分ではない場合があるため、子どもやその家族の負担を軽減する観点から、教育環境の整備について配慮すること。

(10) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）

山村において、住民の生活環境を改善することにより、住民の生活の安定を図るために、以下の点に留意すること。

○ 感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、山村の住民が他の地域の住民と同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスの享受が可能となるよう配慮すること。

○ 鳥獣被害の防止等

生活環境の保全等を図るために、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画を踏まえ、地域ぐるみの被害防止活動を適切な推進を図ること。その際、ICT機器等も活用して従事者の負担軽減を図りながら、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲や、正しい方法での柵の設置と定期的な見回り・補修等の実施を図ること。

○ 生活環境の整備

空家等の活用を含めた住宅、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備、水の確保、汚水及び廃棄物の処理等の快適な生活環境の確保を図るとともに、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援を推進することで地域コミュニティの維持・形成を図ること。

(11) 移住・交流施策

山村においては、人口減少が進んでおり、これまで山村への移住及び定住を進めてきたところである。一方で、日本全体で人口が減少する人口減少社会においては、移住にまで至る者を今後大幅に増やすことは容易には見込めないことから、二地域居住や地域間交流の取組を併せて推進することにより地域の担い手を増やしていくことが必要であるため、以下の点に留意すること。

○ 移住等の促進に資する生活環境の整備

空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備、水の確保、汚水及び廃棄物の処理等の快適な生活環境の確保を図るとともに、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援を推進することで地域コミュニティの維持・形成等の快適な生活環境の確保を図ること。

○ 移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進

移住又は二地域居住などに関する都市住民のニーズに合わせた効果的な情報提供や便宜供与等を図ることにより、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪や滞在の促進を図ること。

○ 都市等と山村の交流促進

- ・ 二地域居住や地域間交流の取組を推進することにより地域の担い手を増やしていくためには、山村に対して関心や関わりを持つ者を増やすことが重要である

ことから、農村の振興や所得向上に取り組んでいる優良事例、山村における豊かな森林や生態系、棚田など山村ならではの農林水産業、山村の有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能等についての情報の提供や発信を行うこと。

- ・ 様々な観点から山村を支える山村の関係人口を増やしていくため、農泊や農林漁業体験、子どもの農山漁村体験、山村留学等の機会を提供する事業活動の促進を図ること。
- ・ 都市等と山村との間の交流の促進や公衆の保健又は教育のため、森林空間を活用した体験サービスの提供等、環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした取組(森業)を推進すること。

(12) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）

山村においては、就業機会の確保や労働条件の改善等により山村に生活し続けることができる環境を整備することが必要であるとともに、山村の自立的かつ持続的発展のためには地域の担い手となる人材を確保することが必要であることから、以下の点に留意すること。

○ 就業の促進

居住者及び山村への移住や山村における定住等をしようとする者の就業を促進するための良好な雇用機会の拡充や実践的な就業能力の開発及び向上のための施策の充実を図るとともに、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出を図ること。また、男女ともに働きやすい労働環境の確保・整備を図ること。

○ 地域の担い手となる人材の育成

地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展を図るため、地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、年齢や性別にかかわりなく多様な住民、特定非営利活動法人（NPO）、特定地域づくり事業協同組合、地域運営組織（RM0）、民間事業者等山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力の確保を図ること。

○ 地域文化の振興等

山村において大切にされてきた文化の保存及び活用の担い手の育成を図ること。

○ 農林水産業その他の産業の振興

農業経営の法人化、新規就農の促進等を含めた人材の育成及び確保等を図ること。

○ 鳥獣被害の防止等

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の維持・強化に加え、対策の

企画を担う高度専門人材の育成や地域外の狩猟免許所持者の活用を図ること。

(13) 自然環境の保全及び再生に係る施策

山村の多くは日本の脊梁地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった多面的機能を有しているほか、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源であり、今後、移住・定住・特定居住を進めていく上での貴重な原資でもあることから、以下の点に留意すること。

- ・ 山村の振興に当たっては、自然環境の保全及び再生、自然景観の保全に資するための措置を図ること。
- ・ 周囲の自然環境及び景観と調和の取れた計画的な土地利用やデザインづくりを行うこと。
- ・ 住民主導の環境整備推進や地域ぐるみの取組を通じた美しい山村づくりを推進すること。

4 基本方針及び山村振興計画の公表

都道府県又は振興山村市町村は、基本方針又は山村振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるものとする。

5 山村振興指針の勧告

主務大臣は、基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議して当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、関係都道府県に勧告することができる。

6 政府による調査

政府は、5の勧告その他法の目的達成のための措置に必要な調査を行うものとする。

7 山村振興計画の実施

山村振興計画の実施に当たっては、個々の山村の置かれている経済的、社会的条件等を踏まえ、行政、団体、住民、企業等の多様な主体の参加と連携を確保しつつ、その円滑な実施に努めるよう留意されたい。

なお、法第10条第3項に規定する振興山村に係る山村振興計画の実施に当たっては、当該振興山村の振興のために特に重要と認められる事業の円滑な実施が促進されるよう配慮されたい。

[別紙様式 1]

山村振興基本方針書

| | |
|-------|--|
| 都道府県名 | |
| 作成年度 | |

I 地域の概況

注) 当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

III 振興の基本方針及び振興施策

注) I 及び II を踏まえた振興山村の振興に関する基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記載する。

(記載事項)

- ① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項
- ② 交通施策に関する基本的事項
- ③ 情報通信施策に関する基本的事項
- ④ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ⑤ 産業振興施策に関する基本的事項
- ⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項
- ⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項
- ⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑨ 文教施策に関する基本的事項
- ⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項
- ⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項
- ⑭ その他施策

(記載上の留意事項)

- ・ ②、④及び⑥においては、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の代行整備についての都道府県の方針について記載する。
- ・ その他振興山村の振興に関し必要な施策については、⑭その他施策に記載する。

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

注) IIIの振興施策の実施に当たり、山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を図っている旨を記載する。

[別紙様式2-1]

山村振興計画書

| 都道府県名 | 市町村名 | 作成年度 |
|-------|------|------|
| | | |
| 振興山村名 | | |
| 指定番号 | | |

(記載上の留意事項)

振興山村名は、当該計画を作成する区域の振興山村名とする。
また、指定番号は、当該振興山村市町村の振興山村指定番号（山村振興法第7条第4項に基づく官報公示された指定番号）を記載する。

I. 地域の概況

注) 当該振興山村における地理、地勢、気候等の自然的条件、人口の動向、産業構造等の社会的及び経済的条件等の基本的事項について記載する。

II. 山村振興対策の評価と振興山村における課題

注) これまでの山村振興対策の評価と振興山村における最近の社会、経済情勢の変化等も踏まえた課題（森林、農用地等の保全に関する課題を含む）について記載する。

III. 振興の基本方針

注) これまでの対策の成果を基礎として、IIの課題等に対する対応方針を記載する。

IV. 振興施策

注) 山村振興法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項等に関し、IIIを踏まえ、国及び都道府県の助成に係る施策の活用及び振興山村市町村が単独で行う施策により、実施する内容を記載する。

(記載上の留意事項)

1. 国の直轄施策（公団等が行う事業を含む。）は除外する。
2. 施策を次の事項に区分し、現状及び問題点、その対策等について、主要な例を挙げながら記載する。
 - ① 交通施策
 - ② 情報通信施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ④ 産業振興施策
 - ⑤ 防災に係る施策
 - ⑥ 医療の確保に係る施策
 - ⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）
 - ⑧ 文教施策
 - ⑨ 社会・生活環境に係る施策（集落整備施策を含む。）
 - ⑩ 移住・交流施策
 - ⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）
 - ⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策
 - ⑬ その他施策
3. 計画しない施策がある場合は、その施策区分の番号は欠番とする。
4. 2の①、③及び⑤で山村振興法第11条に基づき、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備を行う場合は、その旨記載する。
5. 山村振興法第10条第2項の規定を踏まえ、山村活性化支援交付金に係る事業の実施を予定する市町村については、④の記載において山村活性化支援交付金に係る事業に関連する内容を記載する。
6. 2の⑤及び⑨で消防施設の整備を計画する場合は、その旨記載する。
7. 2の⑨のうち集落整備施策については、整備の対象となる地区名（対象地区を的確に表し得る名称）及び対象戸数を記載する。
8. 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条第7号の規定を踏まえた国有林野の活用について計画する場合は、活用を行う施策にその旨記載する。
9. 交通施策等で振興山村の区域を越えた地域を対象とするものについては、整備の対象となる施設名を記載する。
10. その他振興山村の振興に関し必要な施策については、⑭その他施策に記載する。

V. 産業振興施策促進事項の記載について

| 産業振興施策促進事項の記載 | 記入欄（該当する欄に○を記入） |
|---------------|-----------------|
| 記載あり（別紙様式2-2） | |
| 記載なし | |

注）産業振興施策促進事項の記載の有無について記載する。

VI. 他の地域振興等に関する計画との関連

注）IVの振興施策の実施に当たり、山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を図っている旨を記載する。

[別紙様式2-2]

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

注) 産業振興施策促進事項の対象とする地区を記載する。

II. 産業振興施策促進期間

(記載例) 産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、○年○月○日から○年○月○日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) ○○市(町・村)の産業の現状

注) 振興山村市町村の商工業、農林水産業等の産業を取り巻く状況について、現状を簡潔に記載する。

(2) ○○市(町・村)の産業振興を図る上での課題

注) (1)の現状を踏まえ、対象地区の産業の振興に向けた課題について、簡潔に記載する。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

注) 産業振興施策促進事項の対象とする事業が属する業種について記載する。

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

注) IVに記載した業種の振興を図るため、振興山村市町村が実施する取組、関係団体が実施する取組、関係団体が連携して行う取組を記載する。

※ 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合又は同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、当該事業を実施する旨を記載した上で、別紙様式2-3又は別紙様式2-4を添付する。

VI. 産業振興施策促進事項の目標

注) 産業振興施策促進期間の終期における到達目標を記載する。

[別紙様式 2 - 3]

森林資源活用型地域活性化事業について

I . 事業者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）及び住所又は主たる事務所の所在地

II . 事業の目標

III . 事業の内容

1 具体的な実施内容

2 年度別計画

| 林産物名 ・商品名 | 年度別の生産量及び売上高（千円） | | | | | | |
|--------------|------------------|----|----|----|----|----|------------|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 目標 (年度) |
| 生産量 | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 生産量 | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

（注）複数の林産物・商品がある場合は、必要に応じて欄を設けて記載する。

IV . 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 実施期間の開始日は、主務大臣との正式な協議を行うために振興山村市町村が国に山村振興計画を提出する際の提出日を記載する。

V. 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設の種類及び規模（当該施設を整備しようとする場合）

| 施設の種類 | 施設の規模・能力等 | 施設の所在地 |
|-------|-----------|--------|
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 施設の規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用する。

VI. 当該事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| 年度 | 使途 (機械・施設等の種類) | 資金調達先別金額(千円) | | | | | |
|----|-------------------|--------------|-------------|--------|-----------|----|----|
| | | 自己資金 | 林業・木材産業改善資金 | その他借入金 | その他(補助金等) | 合計 | 備考 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

(注) 借入金、補助金等については、計画申請時点における予定を記載する。

(備考)

森林資源活用型地域活性化事業を実施する事業者ごとに作成する。

[別紙様式 2－4]

補助金等交付財産活用事業について

| | |
|--|--|
| 1 補助金等交付財産の名称 | |
| 2 現行の用途 | |
| 3 補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称 | |
| 4 補助金等交付財産の処分の方法 | |
| 5 実施主体に関する事項 | |
| 6 補助金等交付財産の処分後の用途 | |

※ 「5 実施主体に関する事項」においては、補助金等交付財産について、処分後に当該財産を利用する実施主体の名称を記載する。

その際、実施主体が決定していない場合には、実施主体の決定のスケジュールを記載する（例：○月○日プロポーザル／○月○日 実施主体の決定）。

[別紙様式2-5]

山村振興計画の一部変更計画

| 都道府県名 | 市町村名 | 作成年度 (変更年度) |
|-------|------|----------------|
| | | |
| 振興山村名 | | |
| 指定番号 | | |

(記載上の留意事項)

作成年度の下に括弧書きで変更年度を記載する。

I. 山村振興計画の変更理由

II. 山村振興計画の変更

| 変更後 | 変更前 |
|-----|-----|
| | |

(記載上の留意事項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

山村における 産業振興施策促進事項の運用の手引き

令和7年12月改定

**農林水産省 農村振興局
地域振興課**

この手引きは、平成27年度から適用されている産業振興施策促進事項に係る各種支援措置の制度運用に当たり必要となる事務手続きをまとめ、解説を加えたものです。

手続きの効率化を図るために、本手引きを参考してください。

(令和3年7月)

税制上の優遇措置が令和2年度限りで廃止されたことを受け、これまでお示ししてきた産業振興施策促進事項の運用に係る本手引きを大幅に改定しています。

また、当省では押印の省略を進めており、その点についても追記しています。

令和3年度以降に産業振興施策促進事項を作成する場合は、これに従って作成してください。なお、令和2年度までに作成している場合、今回の改定にあわせるためだけに変更する必要はありません。

目 次

| | |
|-----------------------------------|------|
| 1. 平成27年度以降の新たな支援措置について | S-1 |
| 2. 支援措置の活用手続き（総論） | |
| (1) 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務 | S-2 |
| 3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務 | |
| (1) 産業振興施策促進事項の作成 | S-3 |
| (2-1) 産業振興施策促進事項についての事前調整 | S-6 |
| 主務大臣が同意するときの基準 | S-7 |
| (2-2) 提出が必要となる書類等 | S-8 |
| (3) 産業振興施策促進事項の正式協議 | S-10 |
| (4) 産業振興施策促進事項を含む山村振興計画の都道府県との協議 | S-11 |
| (5) 山村振興計画の提出及び産業振興施策促進事項に係る同意の公示 | S-11 |
| (6) 山村振興計画の公表及び事業実施主体への通知 | S-11 |
| 4. 産業振興施策促進事項として定めた支援措置の実施のための事務 | |
| (1) 制度の周知 | S-12 |
| (2) 投資実績データの収集 | S-12 |
| (参考資料1-1) 産業振興施策促進区域位置図 | S-13 |
| (参考資料1-2) 産業振興施策促進事項工程表 | S-15 |

1. 平成27年度以降の新たな支援措置について

振興山村市町村の産業振興を後押しするため、平成27年3月の山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）の改正により、山村を振興するための税制上の優遇措置及び法律上の優遇措置が拡充されました。

税制上の優遇措置については令和2年度限りで廃止されましたが、他の措置については、山村振興計画において、法第8条第3項に規定されている産業振興上の取組を計画的かつ戦略的に進めるための産業振興施策促進事項を作成することにより、活用が可能です。

振興山村市町村におかれましては、各市町村の実情を踏まえ、今後の産業振興に係る施策を整理し、当該市町村内における支援措置の積極的な活用をご検討ください。

【支援措置に係るH27改正のポイント】

法律上の優遇措置：

法第8条の6及び8条の7において林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の特例措置が新設（林業・木材産業改善資金の据置期間・償還期間の延長、補助金等交付財産の目的外使用の際の手続の簡素化）され、山村での産業振興に関する取組への支援が拡充されました。

2. 支援措置の活用手続き（総論）

各振興山村市町村において支援措置を活用する場合の事務手続きは、以下の通りです。

（1）産業振興施策促進事項の策定に必要な事務

支援措置を活用する要件である産業振興施策促進事項案を作成し、主務大臣と協議等を行う事務です。

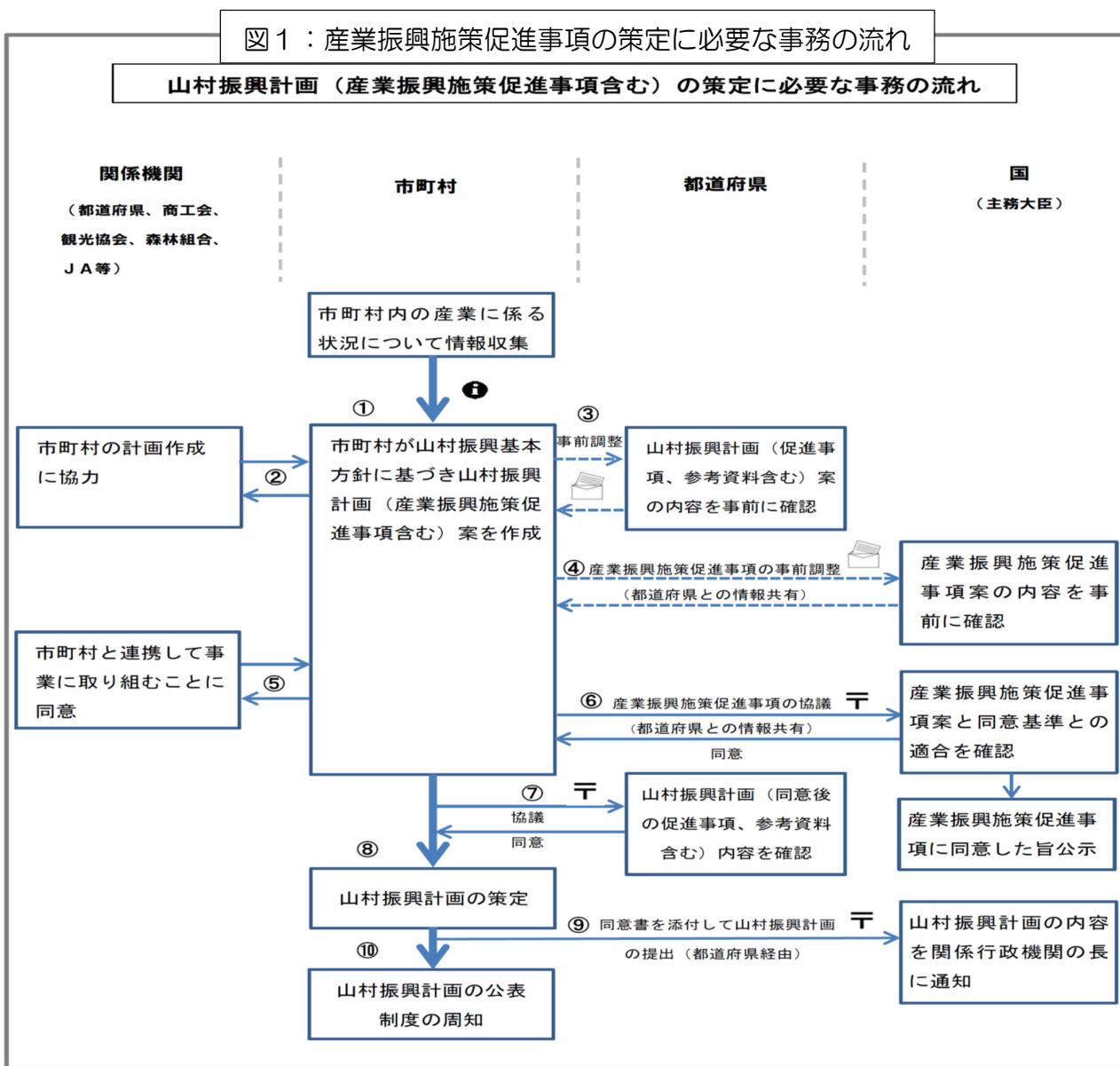
振興山村市町村は、その産業振興の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関や事業実施主体と調整を行った上で、産業振興施策促進事項を作成し、主務大臣と協議を行います。主務大臣は、産業振興施策促進事項が法第8条第11項各号に掲げる基準（以下「基準」という。）を満たしているかを確認し、満たされているときには同意します。

その後、振興山村市町村は、産業振興施策促進事項が記載された山村振興計画について都道府県と協議を行い、その同意を得た後に、山村振興計画を主務大臣に提出します。主務大臣は、当該計画の提出を受け、当該計画に記載された産業振興施策促進事項に同意をした旨を公示します（「3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務の流れ」の図1を参照下さい）。

産業振興施策促進事項を含む山村振興計画を定めたときは、支援措置が積極的に活用されるよう、HP等を活用し、制度の周知を行ってください。

主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣を指します（以下、本資料において同じ。）。

3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務（図1）



（1）産業振興施策促進事項の作成

- ① 産業振興施策促進事項は、支援措置を活用し域内の産業振興の取組を積極的に進めるため、山村振興計画の一部として作成するものです。産業振興施策促進事項は、山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について（令和7年8月4日付け総行地第86号・7農振第1287号・国國振第110号総務省大臣官房地域力創造審議官・農林水産省農山村振興局長・国土交通省国土政策局長通知。以下「通知」という。）の別紙様式2-2^{*}に則って作成してください。

※通知様式2-2（抜粋）

[別紙様式2-2]

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

注) 産業振興施策促進事項の対象とする地区を記載する。

II. 産業振興施策促進期間

(記載例) 産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、○年○月○日から○年○月○日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) ○○市(町・村)の産業の現状

注) 振興山村市町村の商工業、農林水産業等の産業を取り巻く状況について、現状を簡潔に記載する。

(2) ○○市(町・村)の産業振興を図る上での課題

注) (1)の現状を踏まえ、対象地区の産業の振興に向けた課題について、簡潔に記載する。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

注) 産業振興施策促進事項の対象とする事業が属する業種について記載する。

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

注) IVに記載した業種の振興を図るため、振興山村市町村が実施する取組、関係団体が実施する取組、関係団体が連携して行う取組を記載する。

※ 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合又は同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、当該事業を実施する旨を記載した上で、別紙様式2-3又は別紙様式2-4を添付する。

VI. 産業振興施策促進事項の目標

注) 産業振興施策促進期間の終期における到達目標を記載する。

- ② 産業振興施策促進事項の作成に当たっては、次の点にご留意ください。
- i) 振興山村市町村の産業振興に資するよう、支援措置に関する記載又は法第8条第4項第3号に掲げる個々の業種の振興についての記載のみに終始することなく、各振興山村市町村の産業振興に関する課題、目標、課題の解決に向けた取組等を総合的に記載するよう努めること。
 - ii) 市町村における既存の計画との整合を図る観点から、市町村で作成している総合計画等の既存の計画を参考にすること。（総合計画等で代替できるものについては、その記載内容を転記していただいて構いません。）
 - iii) 産業振興施策促進事項として、関係都道府県の施策との調和を記載したり、関係団体等の取組等を記載したりする場合には、必要に応じて、これらの機関との調整を行い、内容の確認等を行うこと。
 - iv) 産業振興施策促進事項として、森林資源活用型地域活性化事業その他法第8条第4項第3号に該当する事業を記載しようとする場合は、事業実施主体と市町村との間で、事業の実施、産業振興施策促進事項として記載するために必要な調整等を行い、事業実施主体の同意を得ること（法第8条第8項）。

（2－1）産業振興施策促進事項についての事前調整

産業振興施策促進事項は、法第8条第7項に基づく主務大臣との協議が必要となります。協議の際、主務大臣は、産業振興施策促進事項が、通知の別紙様式2－2に基づいて記載されているか、また、その内容が基準を満たしているかを確認します。

国において、提出された産業振興施策促進事項と基準とが適合しているかの確認を円滑に進めるため、産業振興施策促進事項が記載された山村振興計画の案を正式な協議の前に国（農林水産省）に送付し、事前に調整するようにしてください。

この際、振興山村市町村・都道府県・国の三者が情報共有を図りながら手続きが進められるよう、メールにてご提出ください。

国では、提出していただいた山村振興計画のうち産業振興施策促進事項案について必要な事項を確認し、調整が必要と判断する事項などについて振興山村市町村にお伝えします。

産業振興施策促進事項の主務大臣協議に係る確認事項

■主務大臣が産業振興施策促進事項を認める基準（山村振興法第8条第11項）

| 基準（法第8条第11項） | 解 説 |
|--|---|
| 一 山村振興基本方針に適合するものであること | <p>【第一号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興施策促進事項において、山村振興基本方針に記載されている内容に逆行する趣旨の内容が記載され、山村振興基本方針の実施に支障を及ぼすことがないこと。 |
| 二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。 | <p>【第二号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興施策促進事項において示されている課題を踏まえて推進される事業として、必要となる支援策が記載されており、それらが実行されることにより、既存事業の継続・拡大又は事業の新規創出が図られ、域内雇用の維持又は拡大が期待されること。 |
| 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 | <p>【第三号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興施策促進事項に記載された事業が確実に実行されるよう、事業の実施スケジュールが考慮されていること。 |
| 四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項については、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。 イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標 ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間 ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模 ニ 森林資源活用型地域活性化事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法 | <p>【第四号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源活用型地域活性化事業の実施主体ごとに、イ～ニに掲げる事項が明確に記載されており、各項目間の整合性が確保されていること。 |

(2-2) 提出が必要となる書類等

正式協議を円滑かつ迅速に行うため、事前調整を行うときは次の書類等を添付してください。

- ① 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び当該区域を表示した付近見取図（山村振興法施行規則（昭和40年総理府令第45号）以下「施行規則」という。）第5条第1号）
(参考資料1-1の「産業振興施策促進区域位置図」を参考に作成し、添付してください。)
- ② 産業振興促進施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書（施行規則第5条第2号）
〔 基準に適合しているか否かを判断するものです。参考資料1-2の「産業振興施策促進事項 工程表」を参考に作成し、添付してください。 〕
- ③ 補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類（施行規則第5条第3号）
〔 法第8条第6項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合に必要となる書類です。通知別紙様式2-4に必要な事項を記載した上で、添付してください。
関係省庁への処分同意の協議において、追加添付する資料が必要となる場合がありますので、本事業を利用する場合には事前に本省までご相談ください。 〕
- ④ 法第8条第8項に規定する同意を得たことを証する書面（施行規則第5条第4号）
〔 法第8条第8項の規定に基づいて、法第8条第4項第3号の実施主体として定めようとする者の同意を得た場合には、同意を得たことを証する書面（様式自由）を添付してください。 〕
- ⑤ 森林資源活用型地域活性化事業の事業者の氏名、事業の目標、事業の内容、実施期間等に関する事項を記載した書類
〔 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合に必要となる書類です。通知の別紙様式2-3に必要な事項を記載した上で、添付してください。 〕

上記資料のうち、「① 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面

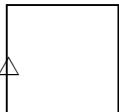
又は縮尺、方位、目標となる地物及び当該区域を表示した付近見取図」、「② 産業振興促進施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書」「④ 法第8条第8項に規定する同意を得たことを証する書面」については、通知の別紙様式2-2の「産業振興施策促進事項」の直後に「別添1」、「別添2」及び「別添3」と記入した上で、添付してください。

(3) 産業振興施策促進事項の正式協議

事前調整を経て、産業振興施策促進事項の最終案を主務大臣と協議します。この際、原則として、国に提出する日をもって産業振興施策促進事項の開始日としてください。

宛名は3大臣名としてください。

(文書例)

| | |
|--|--|
| 番 号 年月日 | |
| 総務大臣 殿 農林水産大臣 殿 国土交通大臣 殿 | |
| ○○○村長 △△△  | |
| 山村振興計画の産業振興施策促進事項の協議について | |
| 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第7項の規定により、産業振興施策促進事項について協議します。 | |

押印を省略した文書でも受け付けています。市町村において押印省略可能であれば、省略いただいて結構です。提出方法は以下の通りです。

(押印を省略する場合)

電子ファイルをメールにてご提出ください。（印刷物の郵送は不要です）

(押印をする場合)

提出の際には、都道府県を経由せず、直接、農林水産省に郵送により3大臣宛文書及び山村振興計画を3部作成した上で、以下のあて先まで送付してください。

また、郵送すると同時に、山村振興計画の電子データを添付したメールを、都道府県の担当者と国まで送付いただきますようお願いいたします。

(郵便送付先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 調査調整班

TEL: 03-6744-2498 (直通)

(4) 産業振興施策促進事項を含む山村振興計画の都道府県との協議

主務大臣との協議の結果、産業振興施策促進事項についてその同意を得た振興山村市町村は、法第8条第1項に基づいて、山村振興計画について都道府県と協議を行い、同意を得ます。

(5) 山村振興計画の提出及び産業振興施策促進事項に係る同意の公示

都道府県の同意を得た振興山村市町村は、都道府県を通じて法第8条第14項に基づいて山村振興計画を主務大臣に提出します。提出方法については、通知の「第3 措置」の「2 山村振興計画の作成及び協議」の「(4) 計画の提出」を参照してください。

産業振興施策促進事項の提出を受けた主務大臣は、同条第13項に基づいて、当該計画に同意した旨を公示します。

(6) 山村振興計画の公表及び事業実施主体への通知

振興山村市町村は、公示後において、山村振興計画（通知の別紙様式2-3、別紙様式2-4及び参考資料を除く。）を市町村内で公表するよう努めてください。公表の媒体としては、市町村のホームページや広報誌への掲載等が考えられます。

また、森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合は、振興山村市町村は、山村振興計画について都道府県の同意を得た旨を事業実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを事業実施主体へ送付してください。

4. 産業振興施策促進事項として定めた支援措置の実施のための事務

(1) 制度の周知

産業振興施策促進事項を作成した市町村においては、次の支援措置が受けられます。

- ① 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

措置の適用希望者に情報が伝わるよう、機会をとらえて関係者に周知いただけますようお願いいたします。

(2) 投資実績データの収集

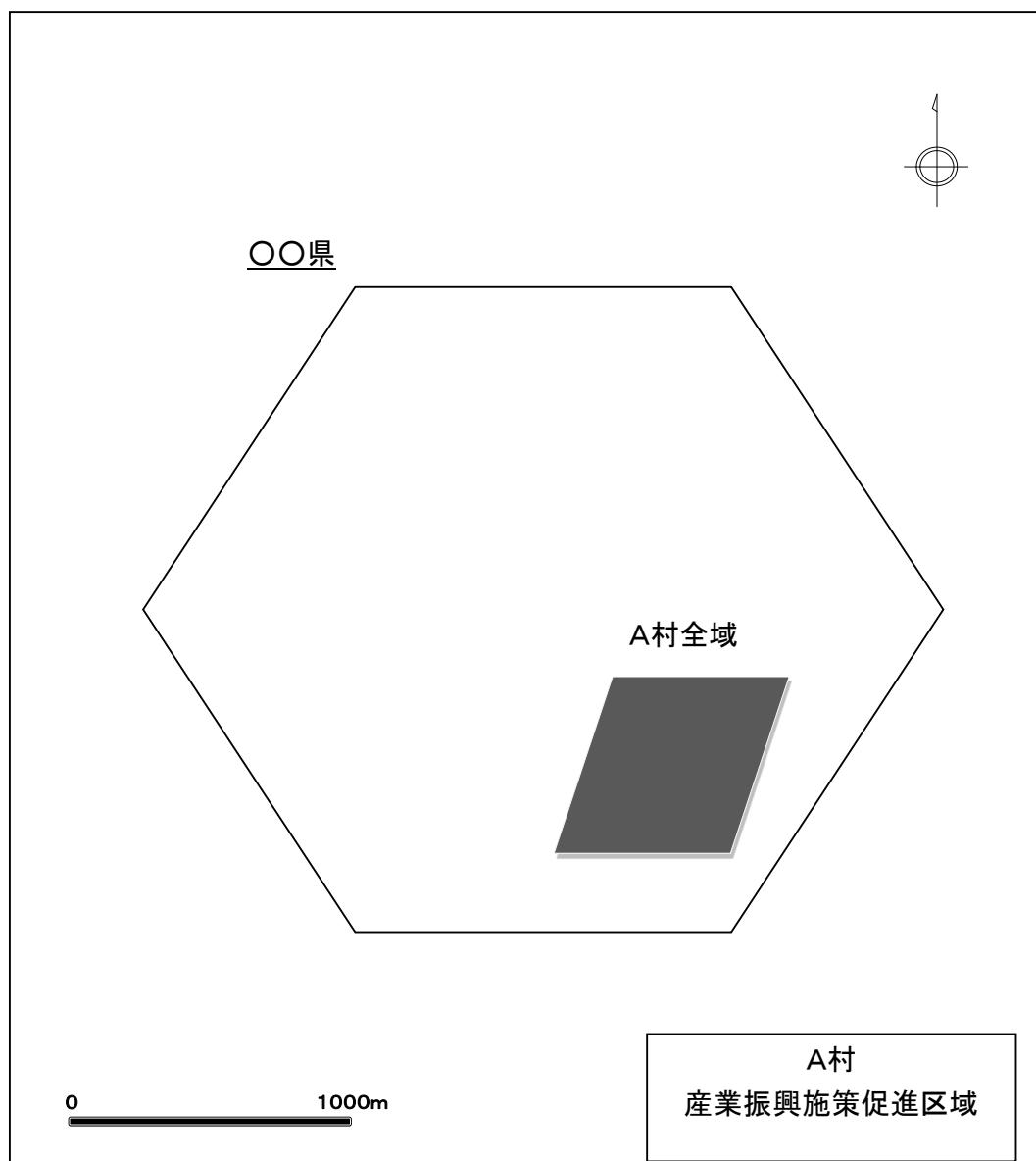
事業者の設備投資が産業振興施策促進事項に適合することを市町村が確認した際に発行した確認書の写しは、市町村において保存するようにしてください。確認書に記載されている事項や産業振興施策促進事項で設定した目標値との対比等について、山村における設備投資の動向を取りまとめ、国に御報告いただくことがあります。御報告いただいたデータは、個別の事業者に係る情報が特定されないようにした上で、政策立案の参考とすべく、都道府県・市町村の御担当に情報提供させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

[参考資料 1－1]

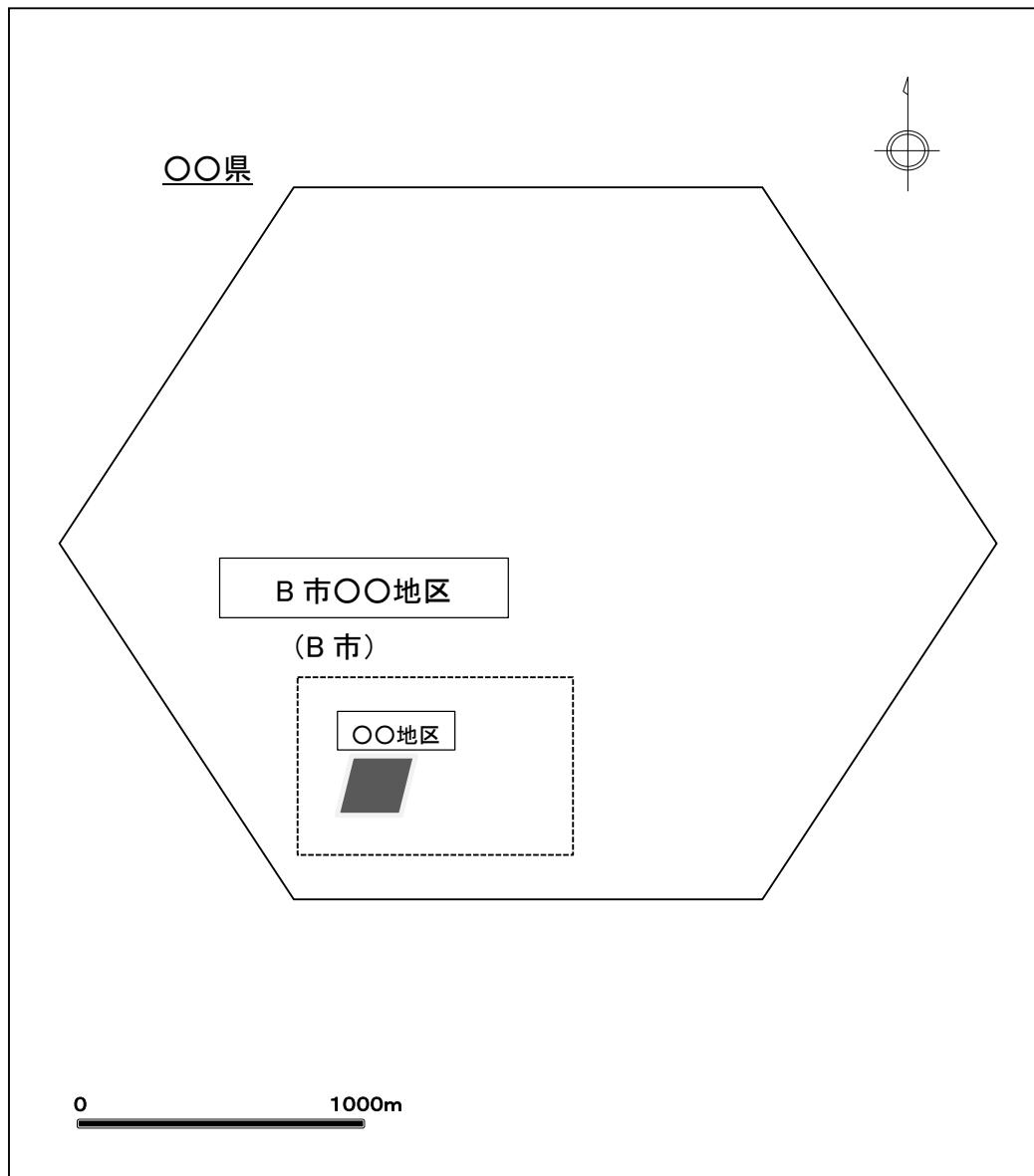
産業振興施策促進区域位置図(例)

※ 地図は市町村の区域等が明示され、第三者が位置関係を概ね理解できる内容となるよう配慮してください。

例1：産業振興施策促進区域の範囲が市町村域の行政界と一致する場合



例2：産業振興施策促進区域の範囲が市町村域の行政界と一致せず、市町村の区域の一部である場合)



[参考資料 1－2]

○○村（市・町）産業振興施策促進事項 工程表

※ 当該市町村の主な取組について記載するようお願いします。

| 事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----|----------------------------|------|------|------|-------|-------|
| | 森林資源 活用型地 域活性化 事業 | | | | | |
| | 補助金等 交付財産 活用事業 | | | | | |
| その他 | | | | | | |

※ 表の下に、表中に記載したことの説明を数行程度で簡潔に記載してください。また、この表の下欄の「その他」の欄は、「振興すべき業種の振興を促進するために行う事業」に該当しない事項を記載する場合にご活用ください。

山村活性化支援交付金の取組事例

取組のポイント

- ◆産官学の連携により、蘭越町でのみ栽培されている新品種の赤紫蘇「リモチーソ」（品種名：下阿達（しもあだち））を活用した商品を開発
- ◆下阿達等の薬草植物の生産者確保に向け、試験栽培や町民向けの講演会を実施
- ◆福祉事業者と連携した地域雇用者数の確保

地区の概要

◆ 位置

北海道蘭越町（旧南尻別村）

◆ 活用した地域資源
赤紫蘇（下阿達）、延命草◆ 事業実施主体
蘭越町◆ 主な取組団体等
蘭越町、京都大学、
シミックHD（製薬関連事業者）◆ 事業実施期間
R4～R6

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆製薬企業と連携した薬用植物の栽培
- ◆薬用植物に関する講演会により町民の理解を促進
- ◆京都大学が開発したレモンの香りをもつ新品種の赤紫蘇「リモチーソ」を使った商品を開発



【講演会の様子】



【開発商品】

取組の特色

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆山の恵みプロジェクト事業を活用し、大阪・東京で大規模商談会や販売会に出展
- ◆開発商品のふるさと納税返礼品登録

【山の恵み販売会】
(R6東京)

【新聞掲載】

取組の成果

- ◆薬用植物を活用した新商品の開発 6品（ジン、ドリンクベース他）R6販売実績額3,334千円
- ◆雇用確保7人（生産企業4人、連携企業からの派遣3人）
- ◆R7年 大阪・関西万博内ORA外食パビリオンにおいてリモチーソ商品の試飲会を実施

取組のポイント

- ◆地元食材を使用した「町の特産品」と呼べる商品を開発するため「静農ブランド開発促進プロジェクト」に着手
- ◆農業高校・団体・町内事業者の連携による商品開発を実施
- ◆開発商品は新たな地域食品ブランド「静農ブランド」として、町内の販売のほか、ふるさと納税返礼品に登録
- ◆都市部でのPR活動を実施

地区の概要

◆ 位置

北海道新ひだか町
(旧静内町・旧三石町)



◆ 活用した地域資源
昆布、乳製品、ほか

◆ 事業実施主体
新ひだか町

◆ 主な取組団体等
北海道静内農業高等学校

◆ 事業実施期間
R4～R6

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆ 「静農ブランド開発促進プロジェクト」と題し、プロジェクト会議において関係者間で方向性を共有
- ◆ 農業高校の学習カリキュラムと連携し、高校生が企画・試作したものを地元事業者がブラッシュアップ、15品の新商品を開発



【プロジェクト促進会議】



【開発商品】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆ 札幌市内・大阪府でBtoCの販売会に参加
- ◆ 大規模商談会（東京ギフトショー）へ出展
- ◆ 新ひだか町ふるさと納税返礼品に登録



【町広報 R7年3月】



【販売会】

取組の成果

- ◆ 昆布などの地元食材を活用した新商品の開発 15品（ハンバーグ、たれ、せんべい、ジャム 他）
- ◆ 静農ブランド商品の販売額 1,321千円（R6実績）
- ◆ 参画事業者（共同開発事業者）11者

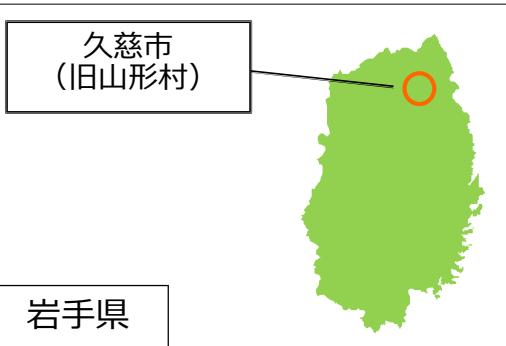
取組のポイント

- ◆生産農家の増加に向けた、インターンシップによる後継者の確保・育成、消費者を意識した生産体制や肥育方法等の見直し
- ◆「いわて山形村短角牛」のブランド化による認知度の向上、市内小学校での食育活動
- ◆すべての部位の活用に向け、これまで販売が難しかった部位（首、スネなど）を活用した商品開発

地区の概要

◆ 位置

岩手県久慈市（旧山形村）



岩手県

◆ 活用した地域資源
いわて山形村短角牛◆ 事業実施主体
山形村短角牛活性化推進協議会

◆ 主な取組団体等

- ・新岩手農業協同組合
- ・新岩手くじ短角牛生産部会
- ・JA新しいわてくじ短角牛肥育部会
- ・久慈市山形総合支所（産業建設課）

◆ 事業実施期間
R3～R5

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆県内大学生のインターンシップにより肥育体験を通じ後継者の確保・育成
- ◆市内小学校で食育活動の実施、「いわて山形村短角牛」の周知及び普及
- ◆一頭買いや半頭買いの実現に向けた「いわて山形村短角牛」の特徴を活用した商品開発



【インターンシップによる実習】



【食育活動の様子】



【料理メニューの試食会】



【ハンバーグ】



【ボロネーゼ】



【スマッシュバーガー】

取組の特色

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

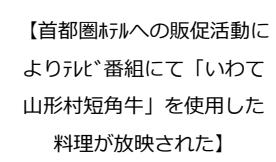
- ◆近隣地域や首都圏のホテルでのイベントやフェアの開催
- ◆各メディアを活用した広報活動



【首都圏ホテルで開催されたイフアのチラシ】



【近隣地域で開催されたイベントの新聞記事】



【首都圏ホテルの販促活動によりテレビ番組にて「いわて山形村短角牛」を使用した料理が放映された】

取組の成果

- ◆料理メニュー開発数 13品（スマッシュバーガー、レモンステーキ、ハンバーグなど）（R6実績）
- ◆新開発商品の販売額 4,219千円（R6実績）
- ◆インターンシップで受け入れた学生のうち1人が地域おこし協力隊として久慈市で活動（R6実績）

取組のポイント

- ◆地域に継承されている伝承料理を特産品として商品開発を行い、伝統ある食文化を継承
- ◆地域の山菜等を活用した商品開発による、所得の向上、雇用の増大

地区の概要



- ◆ 活用した地域資源
うど、こごみ、白爵かぼちゃ他

- ◆ 事業実施主体
利賀地域山村活性化協議会

- ◆ 主な取組団体等
利賀地域づくり協議会、
特産加工組合他

- ◆ 事業実施期間
R4～R6

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆高齢者等へ特産品となる伝統食の聞き取り調査、商品試作
- ◆イベント参加による試作品アンケート調査



【商品開発に向けた試作】
【イベント(東京)で
アンケート調査実施
の様子】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆南砺市物産展フェア(名古屋市)で販売調査の実施
- ◆食文化体験交流会の地区内開催による地域文化の継承



【名古屋市内で物産展】
【食文化体験交流会
(報恩講料理)の様子】

取組の成果

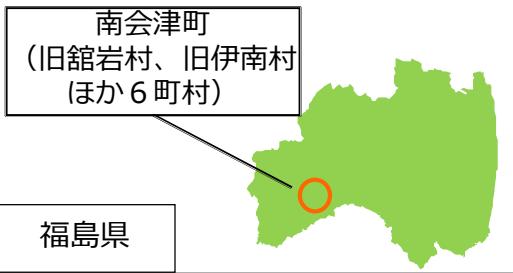
- ◆商品開発数及び既存商品改良数 14品(白爵かぼちゃ(カット切、ペースト)、利賀そばパスタ、
とがまん(中華まん)など)
- ◆特産品生産に関わる作業員数 0人(R4実績) → 1人(R6実績) ※対前比 皆増
- ◆伝統食交流会参加人数 288人(R4実績) → 95人(R6実績) ※対前比 皆増

取組のポイント

- ◆安価なパルプや木質バイオマス用材として利用されていた広葉樹（小径木やスポルテッド材（カビや細菌などによる黒い帯状の模様が入ったもの））を家具や内装建材、雑貨製品へ加工することにより付加価値が向上
- ◆高品質な木材生産に向けた生産技術向上により所得が向上、若年層の興味・関心を引き出し雇用を創出

地区の概要

- ◆位置
福島県南会津町（旧館岩村、旧伊南村）



- ◆活用した地域資源
広葉樹

- ◆事業実施主体
南会津広葉樹流通協議会

- ◆主な取組団体等
 - ・（株）アラカイ
 - ・湯田木材（株）
 - ・（有）佐川材木店
 - ・萬屋材木店
 - ・（株）山星林業
 - ・南会津森林組合
 - ・南会津町

- ◆事業実施期間
R4～R6

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆地域資源の現状把握調査、資源マップの作成による資源の適切な管理
- ◆高品質な木材生産に向けた生産技術向上のための研修会の実施
- ◆小径木やスポルテッド材を活用した商品開発



【スポルテッド製品（机）】



【ボールプール】



【ドローンによる資源量調査】



【ランプシェード】



【スポルテッド製品（フォトフレーム）】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆首都圏や南会津町内の商談会出展により新商品や南会津広葉樹をPR
- ◆海外の販路も視野に入れたECサイトの構築



【WOODコレクション（モクコレ）出展】



【WOODコレクション（モクコレ）出展におけるプロモーション動画】



【町内で開催したビジネスマッチング】



【開発したECサイト】

取組の成果

- ◆広葉樹を活用した新商品の開発 7品（スポルテッド製品、ランプシェード、置き型照明など）
- ◆素材生産における新規常勤雇用者数 1人（湯田木材株式会社）（R5実績）

※令和6年度非常勤雇用した4名のうち3名を令和7年度常勤雇用予定

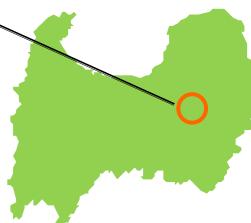
取組のポイント

- ◆白萩地域の樹木を活用した精油（香り）や芳香蒸留水、放置竹を活用したメンマ商品の開発を行い、上市町ブランドとして販路開拓
- ◆点在する自然の観光資源を最大限に活用することを目指し、観光資源の洗出しと新たな体験プログラムを検討し、観光客が滞在できる魅力的な観光ルートを開発

地区の概要

- ◆位置 富山県上市町（旧大岩村、旧白萩村）

旧大岩村、旧白萩村



富山県

- ◆活用した地域資源 森林、たけのこ、自然観光

- ◆事業実施主体 白萩地域山村活性化協議会

- ◆主な取組団体等 立山山麓森林組合、
（株）アロマセレクトデザイン
AROMASERECT、
（株）ティー・リー・コミュニケーションズ

- ◆事業実施期間 R3～R5

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆「香り文化」推進プロジェクトにより、販売・広報の強化、新規販路の開拓
- ◆純国産「メンマ」プロジェクトにより、試作品の成分分析やイベント時にモニタリング調査
- ◆地域内の自然観光資源を活用し新たな観光ツアーアイテムとなる観光ルートの現地調査



【アロマスプレー】



【メンマの試作品】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆イベント「香りの中の森」を開催し商品PR
- ◆町の商業施設での純国産「メンマ」試食会の開催による販売促進
- ◆新ツアーアイデアの企画・開催



【イベント「香りの中の森」の様子】



【試食会の様子】



【開発したツアーアイデアの様子】

取組の成果

- ◆新商品開発 8品（アロマスプレー(3)、つるぎ竹葉(3)、ごちそうの具(2)）
- ◆精油商品販売額 4,536千円（R3実績）→ 6,232千円（R5実績）※対前比 137.4%
- ◆メンマ商品の販売額 0千円（R3実績）→ 200千円（R5実績）※対前比 皆増%
- ◆新規雇用数 0人（R3実績）→ 5人（R5実績）※対前比 皆増%

取組のポイント

- ◆市内の竹を活用することにより、放置竹林を解消し、地域の環境・景観を改善することで、まちづくり活動の活性化や地域経済の循環を目指す「オクオカ竹プロジェクト」事業
- ◆荒廃した竹林を整備しながら、竹炭を餌に添加して育てたブランド豚、タケノコの加工食品、土壌改良材等の新商品を開発し、竹の新たな価値を生み出すことで、国土保全や地域経済に貢献

地区の概要

- ◆位置
愛知県岡崎市(旧額田町)

旧額田町



愛知県

- ◆活用した地域資源
竹

- ◆事業実施主体
岡崎市

- ◆主な取組団体等
オクオカ竹資源活用協議会等

- ◆事業実施期間
R4～R6

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆地域内の竹林賦存状況調査を実施し、竹林の分布状況図を作成
- ◆竹炭を餌に添加して育てたブランド豚「岡崎竹千代ポーク」を開発



【竹林分布状況図】



【岡崎竹千代ポーク】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆商品の販売促進及び竹林整備ボランティア募集を実施するHPを開設
- ◆販路拡大に向け、展示会への出展、広報誌及び報道媒体でのプロモーション活動を実施

【プロジェクトHPの開設】
(SDGs AICHI EXPO)

取組の成果

- ◆竹資源商品・コンテンツ数 9個(岡崎竹千代ポーク、かぐや姫、バイオ竹炭等)
- ◆竹資源販売額 2,000千円(R3実績) → 8,700千円(R6実績) ※対前比435%
- ◆竹資源を新たに活用しようとする人 0人 → 6人(オクオカ竹資源活用協議会)

取組のポイント

- ◆飛騨市では、製紙用チップの材料として安価に販売されている小径（平均胸高直径26cm程度）の広葉樹資源に新たな価値を見出し、地域の新たな経済循環の創出を目指す「広葉樹のまちづくり」を推進
- ◆低温人工乾燥のみで広葉樹を製品化する技術を開発・実装することで、通常は伐採から約1年を要する板材製造期間を約3か月に短縮
- ◆「小径広葉樹短期乾燥化サイクル」を確立し、短納期かつ明確なトレーサビリティが確立された商品として新たな需要開拓を目指す取組

地区の概要

◆ 位置

岐阜県飛騨市(旧 小鷹利村・細江村・河合村・坂上村・坂下村)

旧 小鷹利村・細江村
河合村
坂上村・坂下村



岐阜県

◆ 活用した地域資源 飛騨地域産広葉樹

◆ 事業実施主体 飛騨市広葉樹活用推進 コンソーシアム

◆ 主な取組団体等 (株)飛騨の森でクマは踊る(広葉樹活用事業者) 他

◆ 事業実施期間 R3～R5

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆多様な広葉樹を同時にかつ短期間で乾燥させる試験を実施
- ◆短期乾燥材が通常材と遜色なく加工できるか、加工試験を実施



【短期乾燥装置】



【建築材（森の端オフィス）】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆短期乾燥施設の利用促進の営業の実施
- ◆視察で訪れる関係者に対し、飛騨の森から伐採し、製材され・短期乾燥、加工に至るまでの流れを紹介する広葉樹視察ツアーの実施



【本運用に向けた広告】



【視察ツアー説明】

取組の成果

- ◆短期乾燥材を活用した試作品の開発 25件（家具、建築材、小物類）
- ◆短期乾燥を含む広葉樹活用推進に係る雇用増加数 2人（飛騨地域家具メーカー他）
- ◆飛騨地域産小径広葉樹材の販売取扱量 58m³ (取組前) → 535m³ (R5)

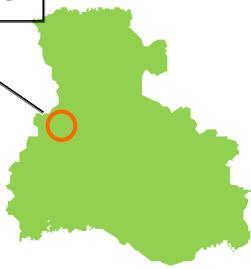
取組のポイント

- ◆環境や生態系への影響に配慮し、一般的な特別栽培米との差別化を図るため、ネオニコチノイド系農薬を使わない特別栽培米「ちくさの舞」「みかたの舞」のブランド化及び販売促進活動により販売力を強化
- ◆収穫期間が短い山椒の低樹高化による収穫作業の効率化について実証栽培を実施。幼木時から低樹高化の剪定を行っていた実証区の収穫作業性（時間あたりの収穫量）が対照区の約2倍であることを実証

地区の概要

- ◆ 位置
兵庫県穴粟市
(うち旧土万村、鳴沢村、染河内村、下三方村、三方村、繁盛村、西谷村、奥谷村、千種村)

旧千種村(ほか8村)



兵庫県

- ◆ 活用した地域資源
米、山椒

- ◆ 事業実施主体
穴粟市

- ◆ 主な取組団体等
生産農家、ハリマ農業協同組合、龍野農業改良普及センターほか

- ◆ 事業実施期間
R4～R6

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆山椒の低樹高化による収穫作業の効率化と安定生産についての実証栽培を実施
- ◆収穫期間内に摘み取れなかった完熟山椒を活用し、新商品を開発



【収穫の様子】



【開発加工品】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆SHISO BRANDとして特別栽培米専用米袋やPR動画の制作によるブランディング強化
- ◆各種展示商談会やコンクールに参加。特別栽培米がジャパンフードセレクションでグランプリ受賞



【ちくさの舞】



【受賞の様子】

取組の成果

- ◆特別栽培米の販売額：事業開始に伴い作付開始し、R6実績は28,762千円
- ◆特別栽培米のブランド力強化により、取組戸数及び栽培面積が増加。(R4 12戸, 6ha→R6 29戸, 18ha)
- ◆実証栽培結果を受けて、山椒の低樹高化を地域へ普及する基盤、体制が整った。

(山村活性化支援交付金) 未利用稚魚を活用したご当地サーモンのブランド化【広島県北広島町 (旧芸北町)】

取組のポイント

- ◆海面養殖サーモンの稚魚として出荷できなかったオスのニジマスに着目、飼料や飼育方法を工夫し、成魚まで養殖、加工、販売までの体制づくりを推進
- ◆丸魚の切り身、各種商品のOEM加工体制を確立し、「芸北サーモン」というブランド名のもとブランド名を冠した各種商品を開発、販売を実施。生食サーモンは地元飲食店等へのB to B販路(※)も開拓 ※企業が他の企業を顧客とした販路

地区の概要

◆ 位置

広島県北広島町 (旧芸北町)

旧芸北町

広島県

◆ 活用した地域資源
養殖ニジマス (オスの稚魚)◆ 事業実施主体
大暮川源流協議会◆ 主な取組団体等
ヒラト産業株式会社◆ 事業実施期間
R4～R6

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆消費者認知度の高いシェフによるサーモン料理の試作と消費者モニター調査による商品特性の洗い出し(臭みがない、あっさりしている、身に弾力がある等)
- ◆ブランディングのためのブランドロゴ作成(芸北サーモン)と商品展開



【ブランドロゴマーク】



【協議会メンバーでの試作品試食の様子】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆都市部(東京・広島)レストラン、道の駅等でのサーモン料理イベントへ出展
- ◆北広島町のふるさと納税返礼品に芸北サーモン関連商品を追加
- ◆生食用サーモンの宿泊施設、飲食店等への販路開拓(BtoB)



【レストランイベントでの食材PR】



【レストラン・イベントでの商品展示】

取組の成果

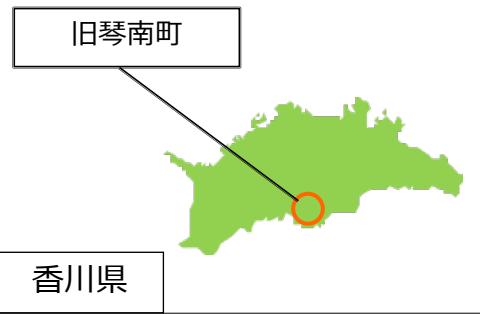
- ◆芸北サーモンを活用した商品開発 6品(生食サーモンフィレ、ピザ、缶詰4種:醤油煮、コンフィ、アヒージョ、スマーケ)。パッケージ改良:1(冷くんサーモン)
- ◆芸北サーモン関連商品の販売額:R4年度実績:0円 → R6:3,043千円(実績)。計画目標額の344%。
- ◆芸北サーモン商品販売に関する雇用 1名 (ヒラト産業株式会社)

取組のポイント

- ◆過疎化、高齢化により荒廃農地となっていた土地を再生し、そば文化の復活とともに島が峰地区の原風景を次世代へ継承
- ◆そばの生産から加工、新商品の開発、「島が峰そば」のブランド化による販売促進戦略
- ◆そば打ち道場、そば栽培体験などの体験企画やPR動画の作成、店舗での飲食販売による普及活動

地区の概要

- ◆位置
香川県仲多度郡まんのう町
(旧琴南町)



- ◆活用した地域資源
そば、地元農作物
- ◆事業実施主体
島が峰の原風景を守る会

- ◆主な取組団体等
ことなみ未来会議、
(一財)ことなみ振興公社
- ◆事業実施期間
R3～R5

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆新商品開発とともに販売に向けてロゴマークを作成
- ◆そば打ち道場やそば栽培体験などの体験企画を実施



【島が峰そば(乾麺)】



【そば打ち道場開催】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆道の駅「エピアみかど」での開発新商品の販売
- ◆そば処「島が峰そば」をオープンし、実店舗による飲食販売や普及活動



【エピアみかどでの販売】



【そば処での飲食販売】

取組の成果

- ◆そばを活用した新商品の開発 2品 (島が峰そば(乾麺)、島が峰ぶりん)
- ◆島が峰そば(乾麺)等新商品における販売額 0千円 (R2実績) → 1,900千円 (R6実績)
- ◆そば処における飲食等販売額 0千円 (R2実績) → 740千円 (R6実績)

取組のポイント

- ◆連作障害に苦慮しているしょうがに代わる新たな地域資源として、たけのこ芋、山菜（コゴミ）の実証生産と、たけのこ芋等を活用した加工品及び調理メニューの開発
- ◆地元獣友会や近隣地に所在する解体所と連携したジビ工の安定供給体制の構築
- ◆農業の営みや自然等を活かした観光型農業体験等のプログラムを開発し、域外との交流や開発商品の販売を促進

地区の概要

◆ 位置

熊本県八代市（旧東陽村）

旧東陽村



熊本県

- ◆ 活用した地域資源
たけのこ芋、山菜（コゴミ）、ジビ工

- ◆ 事業実施主体
東陽ブランド化推進協議会

- ◆ 主な取組団体等
東陽まちづくり協議会
(株) 東陽地区ふるさと公社
(道の駅東陽)

- ◆ 事業実施期間
R3～R5

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆ 新たな地域資源を活用した加工品及び調理メニューの開発による付加価値の向上
- ◆ たけのこ芋、ジビ工等の安定した供給ができるよう、栽培、供給体制の確立



【開発商品】

【コゴミの栽培実証・
ジビ工の解体所との連携】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆ 農業の営みや日本遺産に登録された石橋を活用した観光型農業体験等様々な観光プログラムを試行
- ◆ 商談会への参加による販路拡大、イベントを活用した開発商品の販売促進



【東京インターナショナルギフト・ショー出展】

【ワーキングウィークデイ
(観光型農業体験)】

取組の成果

- ◆ 地域資源を活用した加工品及び調理メニューの開発 17品（たけのこ芋のババロア、猪肉のカレー 等）
- ◆ 商品化された青果・加工品の販売額及びツーリズムを活用した様々なイベントによる売り上げ増加額
1,000千円（R2実績） → 2,010千円（R5実績）※対前比201%
- ◆ バイク・自転車ツーリズムイベント等のグリーンツーリズム関係交流者数 50人（R2実績）→ 268人（R5実績）

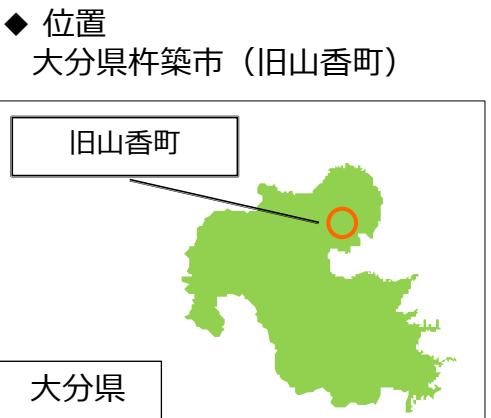
(山村活性化支援交付金) 竹林整備によるたけのこ生産の復活 と地域資源を活用した商品開発

きつき やまが
【大分県杵築市（旧山香町）】

取組のポイント

- ◆荒廃竹林を再生させ、たけのこ生産を復活させるとともに、果樹園の整備により、ゆずの生産体制を整え、たけのこやゆずを活かした商品開発により、地域資源の付加価値向上を実現
- ◆捕獲鳥獣（鹿、猪）を利用したジビエ肉販売、獣皮を利用した新たなクラフトづくりにより、地域内の雇用を創出
- ◆イベント出店及び狩猟体験ツアーにより、開発商品の販売促進や福岡及び東京の企業への販路拡大を図る

地区の概要



- ◆ 活用した地域資源
ゆず、たけのこ、ジビエ、獣皮
- ◆ 事業実施主体
山浦竹鹿猪活用協議会
- ◆ 主な取組団体等
山浦地区まちづくり推進協議会
- ◆ 事業実施期間
R3～R5

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆交付金外の事業として廃校を活用した加工場を整備
- ◆地域資源（ゆず、たけのこ）を活用した商品開発



地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆商品のブランディングを行い、イベントへの出店や、福岡・東京の企業への販売促進活動を実施
- ◆獣皮の利活用、ジビエファンの拡大を目指した狩猟体験ツアーを実施



取組の成果

- ◆ゆず、たけのこ、獣皮を活用した商品の開発 19品（柚子胡椒、乾燥たけのこ、皮製品等）
- ◆乾燥たけのこ等の加工食品、皮細工等クラフトの販売額 0千円（R2実績） → 1,369千円（R5実績）
- ◆雇用数 1人 → 10人（食品加工者、特用林産出荷者、工芸製品出荷者）

関係都道府県山村振興対策窓口一覧

令和7年4月1日現在

| 都道府県名 | 電話 | 部課係等名 |
|-------|---------------|---------------------------------|
| 北海道 | 011-204-5800 | 総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域政策係 |
| 青森 | 017-734-9534 | 農林水産部 構造政策課 農村活性化グループ |
| 岩手 | 019-629-5183 | ふるさと振興部 地域振興室 地域企画担当 |
| 宮城 | 022-211-2423 | 企画部 地域振興課 地域振興班 |
| 秋田 | 018-860-1851 | 農林水産部 農山村振興課 調整・地域活性化班 |
| 山形 | 023-630-2948 | 農林水産部 農村計画課 企画調整担当 |
| 福島 | 024-521-7415 | 農林水産部 農村振興課 農村活性再生担当 |
| 茨城 | 029-301-4264 | 農林水産部 農地局 農村計画課 |
| 栃木 | 028-623-2257 | 総合政策部 地域振興課 |
| 群馬 | 027-897-2776 | 地域創生部 地域創生課 |
| 埼玉 | 048-830-4093 | 農林部 農業ビジネス支援課 農地活用担当 |
| 千葉 | 043-223-2858 | 農林水産部 農地・農山村振興課 地域振興班 |
| 東京 | 03-5388-2443 | 総務局 行政部 振興企画課 多摩振興担当 |
| 神奈川 | 045-210-4475 | 環境農政局 農水産部 農地課 農地活用グループ |
| 新潟 | 025-280-5088 | 知事政策局 地域政策課 特定地域振興班 |
| 富山 | 076-444-9607 | 地方創生局 ワンチームとやま推進室 中山間地域支援・移住促進課 |
| 石川 | 076-225-1673 | 農林水産部 里山振興室 里山振興グループ |
| 福井 | 0776-20-0446 | 農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業グループ |
| 山梨 | 055-223-1423 | 総務部 市町村課 地域振興担当 |
| 長野 | 026-235-7023 | 企画振興部 地域振興課 |
| 岐阜 | 058-272-8119 | 総合企画部 市町村課 財政係 |
| 静岡 | 054-221-2749 | 経済産業部 農業局 地域農業課 |
| 愛知 | 052-954-6097 | 総務局 総務部 市町村課 地域振興室 山村・離島グループ |
| 三重 | 059-224-2602 | 農林水産部 農山漁村づくり課 農村環境づくり班 |
| 滋賀 | 077-528-3960 | 農政水産部 農村振興課 農村企画係 |
| 京都 | 075-414-4907 | 農林水産部 農山村振興課 移住定住促進係 |
| 兵庫 | 078-4322-7898 | 農林水産部 総合農政課 楽農生活班 |
| 奈良 | 0742-27-7476 | 環境森林部 県産材利用推進課 |
| 和歌山 | 073-441-2960 | 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 調整班 |
| 鳥取 | 0857-26-7986 | 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 |
| 島根 | 0852-22-6453 | 地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域共創支援係 |
| 岡山 | 086-226-7442 | 農林水産部 農山村振興課 中山間地域農業推進班 |
| 広島 | 082-513-3551 | 農林水産局 農業経営課 農地集積促進グループ |
| 山口 | 083-933-3352 | 総合企画部 中山間・地域振興課 |
| 徳島 | 088-621-2706 | 企画総務部 地域連携課 |
| 香川 | 087-832-3449 | 農政水産部 農村整備課 農村環境グループ |
| 愛媛 | 089-912-2514 | 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ |
| 高知 | 088-823-9602 | 総合企画部 中山間地域対策課 |
| 福岡 | 092-643-3503 | 農林水産部 農山漁村振興課 中山間地域振興係 |
| 佐賀 | 0952-25-7115 | 農林水産部 農山村課 中山間地域農業担当 |
| 熊本 | 096-333-2378 | 農林水産部 農村振興局 むらづくり課 |
| 大分 | 097-506-2125 | 企画振興部 おおいた創生推進課 地域活力創生班 |
| 宮崎 | 0985-26-7036 | 総合政策部 中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当 |
| 鹿児島 | 099-286-3114 | 農政部 農山村振興課 中山間・鳥獣害対策係 |

山村振興対策百科

令和7年12月

発 行 農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111(内線5643)
